

令和2年2月28日 開 会

令和2年3月19日 閉 会

令和2年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月28日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開 会（午前10時00分）	6
○日程第1 会議録署名議員の指名について	6
○日程第2 会期の決定について	6
○日程第3 諸般の報告について	6
○日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	7
林市長提案説明	7
○日程第5 質 疑	8
○日程第6 討 論	8
○日程第7 採 決	9
○日程第8 議第2号から日程第44 議第38号まで	9
林市長提案説明	10
○休 憩（午前10時57分）	20
○再 開（午前10時58分）	20
○日程第45 請願第1号及び日程第46 請願第2号	20
6番 操 知子議員趣旨説明	20
○散 会（午前11時05分）	22

3月9日（月曜日）第2号

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	26
○出席議員	29
○欠席議員	30
○説明のため出席した者の職氏名	30

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	30
○開 議（午前10時00分）	31
○日程第1 質 疑（議第2号から議第38号まで）	31
14番 藤根圓六議員質疑	31
谷村市民環境課長答弁	31
14番 藤根圓六議員質疑	31
谷村市民環境課長答弁	31
14番 藤根圓六議員質疑	32
谷村市民環境課長答弁	32
14番 藤根圓六議員質疑	32
土井生涯学習課長答弁	32
14番 藤根圓六議員質疑	32
土井生涯学習課長答弁	33
14番 藤根圓六議員質疑	33
○休 憩（午前10時11分）	33
○再 開（午前10時13分）	33
14番 藤根圓六議員発言	33
谷村市民環境課長答弁	34
12番 石神 真議員質疑	34
奥田理事兼企画財政課長答弁	34
12番 石神 真議員質疑	35
奥田理事兼企画財政課長答弁	35
12番 石神 真議員質疑	35
三嶋農林畜産課長答弁	35
12番 石神 真議員質疑	36
三嶋農林畜産課長答弁	36
12番 石神 真議員質疑	37
三嶋農林畜産課長答弁	37
12番 石神 真議員質疑	37
奥田理事兼企画財政課長答弁	37
12番 石神 真議員質疑	38
此島理事兼総務課長答弁	38

12番 石神 真議員質疑	39
此島理事兼総務課長答弁	39
12番 石神 真議員質疑	39
此島理事兼総務課長答弁	40
13番 武藤孝成議員質疑	40
此島理事兼総務課長答弁	40
13番 武藤孝成議員質疑	40
此島理事兼総務課長答弁	41
13番 武藤孝成議員質疑	41
長野まちづくり・企業支援課長答弁	41
13番 武藤孝成議員質疑	42
長野まちづくり・企業支援課長答弁	42
13番 武藤孝成議員質疑	43
長野まちづくり・企業支援課長答弁	43
○休 憩（午前10時47分）	43
○休 憩（午前11時00分）	43
2番 加藤裕章議員質疑	44
此島理事兼総務課長答弁	44
2番 加藤裕章議員質疑	45
此島理事兼総務課長答弁	45
4番 加藤義信議員質疑	46
江尾福祉課長答弁	46
4番 加藤義信議員発言	46
浅野子育て支援課長答弁	46
4番 加藤義信議員質疑	47
浅野子育て支援課長答弁	47
4番 加藤義信議員質疑	47
○休 憩（午前11時13分）	48
○再 開（午前11時13分）	48
浅野子育て支援課長答弁	48
大西建設課長答弁	48
4番 加藤義信議員質疑	48

大西建設課長答弁	48
4番 加藤義信議員質疑	48
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	49
4番 加藤義信議員発言	49
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	49
4番 加藤義信議員質疑	50
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	50
4番 加藤義信議員質疑	51
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	51
4番 加藤義信議員質疑	51
浅野子育て支援課長答弁	51
11番 上野欣也議員質疑	52
此島理事兼総務課長答弁	52
11番 上野欣也議員質疑	52
此島理事兼総務課長答弁	53
11番 上野欣也議員質疑	53
三嶋農林畜産課長答弁	53
11番 上野欣也議員質疑	53
此島理事兼総務課長答弁	54
11番 上野欣也議員発言	54
8番 福井一徳議員質疑	54
宇野副市長答弁	55
8番 福井一徳議員質疑	55
宇野副市長答弁	55
8番 福井一徳議員質疑	55
宇野副市長答弁	55
8番 福井一徳議員質疑	55
宇野副市長答弁	56
8番 福井一徳議員質疑	56
宇野副市長答弁	57
8番 福井一徳議員質疑	57
宇野副市長答弁	57

8番 福井一徳議員質疑	57
宇野副市長答弁	58
8番 福井一徳議員質疑	58
宇野副市長答弁	59
8番 福井一徳議員質疑	59
奥田理事兼企画財政課長答弁	59
8番 福井一徳議員質疑	59
奥田理事兼企画財政課長答弁	59
8番 福井一徳議員質疑	60
奥田理事兼企画財政課長答弁	60
8番 福井一徳議員質疑	60
長野まちづくり・企業支援課長答弁	61
8番 福井一徳議員質疑	61
長野まちづくり・企業支援課長答弁	61
8番 福井一徳議員質疑	61
三嶋農林畜産課長答弁	61
8番 福井一徳議員質疑	62
長野まちづくり・企業支援課長答弁	62
8番 福井一徳議員質疑	63
長野まちづくり・企業支援課長答弁	63
8番 福井一徳議員発言	63
○休憩（午後0時00分）	63
○再開（午後1時00分）	63
8番 福井一徳議員質疑	63
長野まちづくり・企業支援課長答弁	64
8番 福井一徳議員質疑	64
長野まちづくり・企業支援課長答弁	64
8番 福井一徳議員質疑	64
長野まちづくり・企業支援課長答弁	65
8番 福井一徳議員質疑	65
長野まちづくり・企業支援課長答弁	65
8番 福井一徳議員質疑	66

長野まちづくり・企業支援課長答弁	66
8番 福井一徳議員質疑	66
長野まちづくり・企業支援課長答弁	66
8番 福井一徳議員質疑	67
長野まちづくり・企業支援課長答弁	67
8番 福井一徳議員質疑	67
大西建設課長答弁	67
8番 福井一徳議員質疑	68
大西建設課長答弁	68
8番 福井一徳議員質疑	68
大西建設課長答弁	68
8番 福井一徳議員質疑	68
長野まちづくり・企業支援課長答弁	69
8番 福井一徳議員質疑	69
長野まちづくり・企業支援課長答弁	69
8番 福井一徳議員質疑	69
大西建設課長答弁	70
8番 福井一徳議員質疑	70
大西建設課長答弁	70
8番 福井一徳議員質疑	70
此島理事兼総務課長答弁	70
8番 福井一徳議員質疑	71
宇野副市長答弁	71
1番 寺町祥江議員質疑	72
三嶋農林畜産課長答弁	72
1番 寺町祥江議員質疑	72
三嶋農林畜産課長答弁	72
○休 憩（午後1時28分）	73
○再 開（午後1時29分）	73
1番 寺町祥江議員質疑	73
三嶋農林畜産課長答弁	73
○休 憩（午後1時33分）	74

○再	開（午後 1 時41分）	74
	1 番 寺町祥江議員質疑	74
	三嶋農林畜産課長答弁	74
	1 番 寺町祥江議員質疑	74
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	75
	1 番 寺町祥江議員質疑	75
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	75
	1 番 寺町祥江議員質疑	75
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	76
	13番 武藤孝成議員質疑	76
	此島理事兼総務課長答弁	76
	9 番 山崎 通議員発言	77
○休	憩（午後 1 時52分）	77
○再	開（午後 1 時52分）	77
	8 番 福井一徳議員質疑	77
	奥田理事兼企画財政課長答弁	78
○休	憩（午後 2 時01分）	79
○再	開（午後 2 時07分）	79
○日程第 2	委員会付託（議第 2 号から議第38号まで及び請願第 1 号から請願第 2 号）	79
○散	会（午後 2 時09分）	80

3月16日（月曜日）第 3 号

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	82
○開 議（午前10時00分）	83
○日程第 1 一般質問	83
1. 14番 藤根圓六議員質問	83

(1) 山県市学校教育の将来展望について	83
服部教育長答弁	84
藤根圓六議員質問	86
服部教育長答弁	87
藤根圓六議員質問	88
服部教育長答弁	88
(2) 地区公民館の利活用について	89
土井生涯学習課長答弁	90
藤根圓六議員質問	91
土井生涯学習課長答弁	91
藤根圓六議員質問	92
林市長答弁	92
2. 9番 山崎 通議員質問	92
(1) 神社、仏閣の保護と保存の今後の運営について	92
土井生涯学習課長答弁	92
山崎 通議員質問	93
服部教育長答弁	94
山崎 通議員質問	94
林市長答弁	95
○休 憩 (午前10時53分)	96
○再 開 (午前11時05分)	96
3. 5番 郷 明夫議員質問	96
(1) 移住・定住の促進について	96
浅井理事兼地方創生監答弁	98
郷 明夫議員質問	99
浅井理事兼地方創生監答弁	99
郷 明夫議員質問	100
浅井理事兼地方創生監答弁	100
4. 4番 加藤義信議員質問	100
(1) 学校における働き方改革の推進について	100
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	102
加藤義信議員質問	103

鬼頭理事兼学校教育課長答弁	103
加藤義信議員質問	104
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	104
(2) 死亡後の行政手続き窓口サービスについて	105
谷村市民環境課長答弁	106
加藤義信議員質問	107
谷村市民環境課長答弁	108
加藤義信議員発言	108
○休 憩 (午前11時55分)	109
○再 開 (午後1時00分)	109
5. 11番 上野欣也議員質問	109
(1) 地域特産品 (主に栗) の生産量を高める工夫	109
三嶋農林畜産課長答弁	110
上野欣也議員質問	111
三嶋農林畜産課長答弁	113
上野欣也議員発言	114
6. 1番 寺町祥江議員質問	114
(1) 小学校の今後のあり方について	114
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	115
寺町祥江議員質問	115
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	116
(2) 保育料無償化と今後について	116
浅野子育て支援課長答弁	117
寺町祥江議員質問	118
浅野子育て支援課長答弁	119
寺町祥江議員質問	119
宇野副市長答弁	120
林市長答弁	121
○休 憩 (午後1時46分)	121
○再 開 (午後2時00分)	121
7. 2番 加藤裕章議員質問	122
(1) 企業誘致について	122

長野まちづくり・企業支援課長答弁	123
加藤裕章議員質問	124
長野まちづくり・企業支援課長答弁	125
加藤裕章議員質問	125
林市長答弁	126
8. 8番 福井一徳議員質問	127
(1) 保育の無償化政策による山県市への影響と、保育の民営化について	127
浅野子育て支援課長答弁	128
福井一徳議員質問	129
浅野子育て支援課長答弁	131
福井一徳議員質問	132
浅野子育て支援課長答弁	132
○休憩 (午後2時40分)	133
○再開 (午後2時42分)	133
(2) 山県IC以北の国道256号バイパスの都市計画4車線整備事業について	133
林市長答弁	134
福井一徳議員質問	134
○休憩 (午後2時57分)	137
○再開 (午後2時58分)	137
林市長答弁	137
福井一徳議員質問	138
○休憩 (午後3時08分)	140
○再開 (午後3時10分)	140
○散会 (午後3時12分)	141

3月19日(木曜日)第4号

○議事日程	143
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	156
○欠席議員	156
○説明のため出席した者の職氏名	156
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	157

○開 議（午前10時00分）	158
○日程第1 常任委員会委員長報告	158
○日程第2 委員長報告に対する質疑	162
○休 憩（午前10時20分）	162
○再 開（午前10時40分）	162
○日程第3 討 論（議第2号から議第38号並びに請願第1号及び請願第2号）	162
1番 寺町祥江議員反対討論	162
1番 寺町祥江議員賛成討論	163
8番 福井一徳議員反対討論	163
6番 操 知子議員賛成討論	167
○日程第4 採 決（議第2号から議第38号並びに請願第1号及び請願第2号）	168
○日程第5 バスターミナル整備特別委員会の報告について	176
○休 憩（午前11時18分）	177
○再 開（午前11時19分）	177
○日程第6 議会制度評価検証特別委員会の報告について	178
○閉 会（午前11時28分）	180
○会議録署名者	180

令和2年2月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山縣市議会定例会会議録

第1号 2月28日（金曜日）

-
- 議事日程 第1号 令和2年2月28日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 議第2号 山縣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第3号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第4号 山縣市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第5号 山縣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第6号 山縣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第7号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第8号 山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第9号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第10号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第11号 山縣市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第12号 山縣市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第13号 山縣市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議第14号 山縣市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第21	議第15号	山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第16号	山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第17号	山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山口市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第18号	山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第19号	山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第20号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）
日程第27	議第21号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議第22号	令和元年度山口市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議第23号	令和2年度山口市一般会計予算
日程第30	議第24号	令和2年度山口市国民健康保険特別会計予算
日程第31	議第25号	令和2年度山口市介護保険特別会計予算
日程第32	議第26号	令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議第27号	令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
日程第34	議第28号	令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
日程第35	議第29号	令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
日程第36	議第30号	令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
日程第37	議第31号	令和2年度山口市水道事業会計予算
日程第38	議第32号	指定管理者の指定について
日程第39	議第33号	第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
日程第40	議第34号	山口市公共施設等総合管理計画の変更について
日程第41	議第35号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第42	議第36号	市道路線の認定について
日程第43	議第37号	市道路線の廃止について
日程第44	議第38号	市道路線の変更について
日程第45	請願第1号	県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
日程第46	請願第2号	伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第21 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例

		の一部を改正する条例について
日程第23	議第17号	山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第18号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第19号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第20号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第27	議第21号	令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議第22号	令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議第23号	令和2年度山県市一般会計予算
日程第30	議第24号	令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第31	議第25号	令和2年度山県市介護保険特別会計予算
日程第32	議第26号	令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議第27号	令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第34	議第28号	令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第35	議第29号	令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第36	議第30号	令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第37	議第31号	令和2年度山県市水道事業会計予算
日程第38	議第32号	指定管理者の指定について
日程第39	議第33号	第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
日程第40	議第34号	山県市公共施設等総合管理計画の変更について
日程第41	議第35号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第42	議第36号	市道路線の認定について
日程第43	議第37号	市道路線の廃止について
日程第44	議第38号	市道路線の変更について
日程第45	請願第1号	県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
日程第46	請願第2号	伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

○出席議員（14名）

1番 寺町祥江君

2番 加藤裕章君

3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 操知子君、7番 村瀬誠三君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間とし、2月29日から3月8日まで、3月10日から15日まで及び18日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの21日間とし、2月29日から3月8日まで、3月10日から15日まで及び18日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年1月と2月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月4日、可児市において、第283回岐阜県市議会議長会議が開催され、武藤副議長と出席いたしました。

会議では、会務報告の後、本市から提出した2議案を含む6件を審議し、原案のとおり可決されました。

なお、次期開催地は7月に本市山県市で開催することが決定されました。

2月6日、第119回全国市議会議員共済会の代議員会が東京、都市センターホテルにて

開催され、会議では事務報告の後、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

2月10日、令和2年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。

会議では、岐北衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、令和2年度当初予算の議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田茂広君） 日程第4、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、新聞やニュースを見ておきますと、新型コロナウイルス感染症の話題がトップニュースで報じられており、感染の拡大が懸念されております。幸いにも本市での感染者はまだ報告されておきませんが、新型コロナウイルス感染症警戒本部員会議をこれまで5回開催いたしまして、情報の共有と対策及び今後の市の主催のイベント等の開催について検討いたしてまいりました。検討した結果、大変、募集をいたしまして、非常に多くの方に申込みをいただいております東海環状ウオーク関広見IC～山県IC・岐阜三輪スマートインターチェンジ開通記念プレイベントですとか、やまがたジョギング大会及び公民館事業などの事業を、非常に残念ではございますが中止等とさせていただきます。

現段階では、風邪やインフルエンザと同様、せきなどの飛沫によって感染が広がると考えられており、予防策は手洗いや手指消毒剤を使用するのが効果的だとされております。また、症状がある場合には、マスクの着用などせきエチケットが重要だとされております。一刻も早い収束を望んでおりますが、皆様も体調管理には十分御留意をいただきまして、十分なる御配慮をいただきたいと思います。

さて、本日提案いたしております案件は、人事案件1件、条例案件18件、補正予算案件3件、当初予算案件9件、その他案件7件の計38案件でございます。

それでは、ただいま上程されました1案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の候補者として、江口弘幸氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

江口氏は、山口市富永にお住まいで、長年にわたる行政経験から、住民からの信頼が厚い上、人権の重要性もよく認識され、適任と思われまますので、今回新たに推薦をお願いしようとするものでございます。

なお、任期は令和2年7月1日から3年間でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第5 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第5、質疑。

これより議第1号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第1号の質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第6、討論。

これより議第1号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第1号の討論を終結いたします。

日程第7 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第7、採決。

ただいまから採決を行います。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第8 議第2号から日程第44 議第38号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第8、議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第20、議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第21、議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第16号 山県市生産物直売食材供給

施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第27、議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議第23号 令和2年度山県市一般会計予算、日程第30、議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第31、議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算、日程第32、議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第34、議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第35、議第29号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第36、議第30号 令和2年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第37、議第31号 令和2年度山県市水道事業会計予算、日程第38、議第32号 指定管理者の指定について、日程第39、議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、日程第40、議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更について、日程第41、議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第42、議第36号 市道路線の認定について、日程第43、議第37号 市道路線の廃止について、日程第44、議第38号 市道路線の変更について、以上37議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、本定例会におきまして御審議いただきます諸議案の提案説明をさせていただきます前に、令和2年度本市の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただいた後に、新年度令和2年度の当初予算から順次御説明を申し上げます。

まず、本市の財政状況についてでございます。

かつて本市は県内唯一の起債許可団体でございましたが、平成26年度決算以降は起債許可団体基準からは脱しております。また、地方債の借入総額につきましては、ピークでありました平成21年度末には約368億円ありましたが、令和2年度末には本市発足以来最少となります約225億円となる見込みでございます。一方、本市の最大の歳入であります地方交付税は、令和元年度から合併算定替加算のない一本算定となっており、また、

国勢調査の人口減少による減額が続く見込みであり、今後も厳しい財政状況が続いていくものと考えております。

こうした中で、3月20日には待望の市内初となりますインターチェンジが供用開始されます。本市としましては、このインターチェンジの効用を最大限に活用し、これを契機として、本市が今なすべき施策については時期を逸することのないよう、積極的に推進していかねばならないものと考えております。

令和2年度予算は、元号が令和になってから最初の予算であり、東京オリンピック・パラリンピックなどのビッグイベントも予定されています。NHK大河ドラマでは、大桑城やゆかりのある土岐氏が登場し放映され、また、インターチェンジの供用開始やねりんピック岐阜が10月末に開催されることから、本市に多くの観光客や関係者が来訪されることが予想されます。また、こうしたチャンスに、あらゆる場面で山県市の魅力を発信し、交流人口や関係人口の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、令和2年度には山県市第2次総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度に当たり、新たな次のステップに向かい活力ある地域づくりを目指していくための戦略的政策を展開し、「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。

さて、令和元年度は台風やゲリラ豪雨などによる土砂災害や河川の氾濫などの大きな災害が各地で発生し、貴い命または多くの建物が被害を受けました。このような想定外の災害が常態化しつつあり、また、南海トラフ地震の発生も危惧されております。そこで、3期目のマニフェストでお約束しております防災減災による市民の安全性確保を重点施策に加えまして、本年度までの包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍の3つの柱と併せまして、この4つの柱として施策を実施してまいります。

また、行政に必要なことは、迅速かつ正確な情報発信を行い、市民の皆様方が行政に関心を持ち、さらに参画していただくことであると考えております。そのため、議員各位をはじめ市民の皆様方との対話を大切にし、少しでも多くの方々の共感の下にこのふるさと山県の持続発展を推進してまいりたいと考えております。

価値観が多様化してきている現代社会にあって、自治会をはじめとする福祉、文化、スポーツの公共的団体やNPOなどの多様な団体の方々と連携し、年代、性別のほか、障がいなどにより差別されることなく、誰もが意欲と能力に応じた就労や社会参加を通じて活躍できるような地域社会づくりを目指してまいります。そして、ふるさと山県を

持続発展させていくため、働き方改革の下に、市内企業の良好な就労環境を促進して地域産業の成長を支援するとともに、次世代を担う子供たちの教育支援、市民の健康づくりの促進や平和意識等の啓発を推進してまいります。

無論、こうしたことは行政だけの力で成し遂げることはできません。議会はもちろん、市内に関わりを持つ産・官・学・金・労・言の皆様、そして市民の方々と協働していかなければならないと考えております。今後とも、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

さて、令和2年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきましたようなことを背景とし、4つの柱を重点施策としながら市民の安全を守る積極型予算としております。

それでは、まず資料ナンバー4-2の1ページを御覧願います。

令和2年度の当初予算原案の総額は、一般会計が142億6,000万円で、対前年度約2.37%の増としております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても、225億6,857万1,000円と、対前年度約1.51%の増としているところでございます。

一般会計におきましては、地方債の増加を避けつつも、後年度の償還額に対する地方交付税の算入がある有利な地方債を増額させつつ、歳出予算の抑制に努め、実質的な財源不足による財政調整基金繰入れは、前年度より減額して予算編成しているところでございます。なお、この一般会計の総額は合併初年度を除き3番目に大きな予算規模となっております。

右側の表で、市税は約379万3,000円の増加、地方交付税は5,000万円の減額を見込んでおります。

真ん中の表の地方債関係では、地方財政不足額を補填するための臨時財政対策債の限度額が2,600万円減額するものと見込み、合併特例債は減少させつつ、地方交付税の算入がある有利な緊急自然災害防止対策事業債の発行や緊急防災・減災事業債を見込み、一般会計の発行総額を17億2,740万円と前年度よりも2,150万円増額させております。

他方、下の表の基金繰入では、減債基金、魅力あるまちづくり基金を活用しつつ、実質的財源不足を補う財政調整基金の繰入れは5億1,438万7,000円計上しております。

続いて、令和2年度当初予算における歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました4つの重点事項の観点によりまして順次御説明させていただきます。

参考となる資料は、資料の4-3の6ページ以降でございます。

最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍でございます。

幼児無償化は昨年10月より実施されましたので、本市独自の制度として主食費、副食

費等も含めた無償化や、第1子と第2子の出産に10万円、第3子以降の出産には20万円を山県まちづくり振興券により交付する出産祝金事業を継続するほか、これまでどおり高校生までの医療費の公費負担による実質無償化など、子育て世帯の経済的な支援や各種子育て支援の施策を実施してまいります。

また、令和2年度は教科書改訂の時期となるため、デジタル教科書と普通教室に電子黒板などを導入してまいります。さらに、令和元年度から始めた地域未来塾事業につきましては、学習習慣確立と基礎学力定着を図るべく拡張し、継続するものでございます。

そして、子育てを一段落された就労意欲のある女性の活躍も推進してまいります。多くの市内企業が雇用者確保に苦勞されている中、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性が活躍できる環境づくりに取り組まれている企業を山縣市さくらカンパニーとして2月の21日に市内10事業所を認定したところでございますが、引き続き市内企業の魅力的な職場環境づくりを促進してまいります。

なお、県内で最下位となっております合計特殊出生率を鑑みまして、引き続き不妊検査、不妊治療費等の経費支援を実施し、産婦・産後ケアも継続してまいります。

次に、インターチェンジを契機としたまちづくりでございます。

地域が元気であるためには、地域経済の振興は欠かせません。来年度も、水栓バルブ産業を地域特性とした地域経済牽引事業を推進してまいります。あわせて、市内企業の持続的な経営と事業の発展並びに市内の経済産業の活性化のため、新たに中小企業等活性化補助金事業を創設してまいります。

また、鉄道の駅のない本市ではありますが、新しく整備するバスターミナル内に、にぎわい創出のための複合施設を整備してまいりたいと考えております。こうしたことも踏まえ、引き続きバスターミナル整備を進めるとともにバスの利用促進を目指し、実証実験を基に新規路線準備をするとともに、バスターミナルオープニングイベントも計画したいと考えております。加えて、企業誘致も推進し、武士ヶ洞や岩佐馬坂地内の基盤整備も継続実施してまいります。

さて、本市ではこれまでも、定住人口以外にも交流人口や関係人口の増加も取り組んでおり、移住支援と新たに田舎暮らし体験促進、空き家活用による移住促進などの施策を実施してまいります。

また、ふるさと栗まつりや山県ターミナルオープニングイベントをはじめ各種イベントを実施するとともに、大河ドラマで放映される桔梗塚や大桑城及び来訪者が増加している円原川の周辺環境整備も進めるなど、さらに来訪者の増加を図ってまいります。

さらに、大桑城跡を国の史跡指定とすることを目指し調査を行う、仮称ではござい

すが、文化財調査室を設置しまして、ふるさと山県の郷土愛の醸成にも努めてまいります。

そうした上で、本市の魅力を広く認知していただくため、人気のウェブサイトYAMAGATA BASEにおいても様々な魅力を凝らした企画を実施しつつ、発信力を高めてまいります。

次に、健康寿命の延伸と高齢者の活躍でございます。

健康寿命の延伸の啓発や介護予防を目指して、引き続き、医療機関、社会福祉法人、介護事業者などの関係団体と市が一体になりましてやまがた健康・介護フェスタを実施いたします。さらに、要望の多かった骨粗鬆症検査を再開するとともに、介護予防・生活支援サービスを充実させてまいります。

令和2年10月に開催されますねりんピック岐阜をきっかけとし、高齢者等のスポーツ・文化振興も目指してまいります。また、国民健康保険税や介護保険料の引上げの抑止を目指す中、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料につきましては、政令の範囲内で減額をいたします。

次に、新たに追加した防災、減災による市民の安全性確保でございます。

本年度より実施しております防災行政無線同報系整備を進めるとともに、三田又川の本格的な改修を実施するほか、これまで同様、西武芸橋等の耐震補修、耐震性防火水槽の整備をいたします。また、自主防災組織活動育成補助事業を充実させ、洪水ハザードマップは、中小河川における水害の避難対策の強化を図るため、対象河川を増加させるとともに見直しを行い、更新をいたします。

最後に、防犯や行政内部経費等について御説明申し上げます。自治会連合会、自治会から防犯カメラの設置を希望する声があることを踏まえまして、防犯カメラ等設置事業補助金事業を創設いたします。また、美山支所の再整備のための地質調査などを実施してまいります。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして順次、御説明申し上げます。

資料ナンバー1をお願いします。

初めに、資料ナンバー1、2ページの議第2号 山縣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、幼稚園の無償化に伴う施設等利用給付認定に関する事務が、法律の規定により個人番号や特定個人情報の利用などができる事務となったため、保育料等の助成に関する事務を削るよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページの議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等を印鑑登録資格から一律に排除する規定を改めるなど、条例の一部を改正するものでございます。

次に、8ページの議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正により、監査制度の充実強化などの規定が盛り込まれ、今後、より効率的かつ効果的に監査業務を遂行していくため、監査委員に事務局を置くなど、条例の一部を改正するものでございます。

次に、9ページの議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、条例に引用している法律名等が改められたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、10ページの議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年度より、教育委員会生涯学習課に、国の史跡指定を目指し大桑城跡の調査を実施するため、仮称ではありますが、文化財調査室を設置する予定で、それに伴いまして教育委員会の職員定数を改めるため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、11ページの議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤の特別職職員として監査専門委員及び成年後見制度利用促進協議会委員の報酬額を新たに定めるほか、監査委員の月額報酬を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、14ページの議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の水準に合わせて管理職手当の上限額及び級別基準職務表の表記などについて改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、16ページの議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、本市の賦課方式について、将来の県内統一を目指す方針に沿って、所得割、資産割、均等割及び平等割を合算した4方式から、資産割を廃止した3方式に変更するとともに、納期につきましては10期から9期とするため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、18ページの議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による用語の改正のほか、食事の提供に要する費用の変更及び連帯施設の確保の義務づけを緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、30ページの議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては

は、低所得者の保険料の軽減について、昨年10月の消費税率の引上げにより、さらに保険料の軽減を強化するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、31ページの議第12号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により非常勤の特別職が限定的となることを踏まえ、環境保全監視員の運用等について条例の一部を改正するものでございます。

次に、33ページの議第13号 山口市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、同建物は山口市公民館条例において大桑公民館としても設置されており、地域の公民館活動の拠点として利用されており、多くの市民により幅広い用途で使用していただくために高富北部地区多目的研修センターを廃止し、大桑公民館として活用するため条例を廃止するものでございます。

次に、34ページの議第14号 山口市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましても、さきの議第13号と同じく、同建物は山口市公民館条例において北武芸公民館としても設置されており、地域の公民館活動の拠点として活用されており、多くの市民により幅広い用途で使用していただくために、美山構造改善センターを廃止し、北武芸公民館として活用するため条例を廃止するものでございます。

次に、35ページの議第15号 山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、近年、てんこもりやJ Aなどの市内直売施設が整備され、高富ふれあい農産物直売市場が地域住民に利用されていないことから、これを廃止するため条例の一部を改正するものでございます。

次に、36ページの議第16号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ふれあいバザール生産物直売食材供給施設について、本年度に多目的トイレ及び玄関の改修工事を行い、さらに多くの方が利用できる施設へと改修したことを踏まえまして、施設使用料について改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、37ページの議第17号 山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山口市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、農業集落排水処理施設及び公共下水道の使用料の算定に当たり、井戸水など施設に使用、除排する使用者から必要な事項について届出いただくよう規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、39ページの議第18号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、入居者の募集方法などや連帯保証人の人数を改めるほか、民法の一部改正に伴

い、敷金の未履行債務への充当や住宅明渡しの際の滞納家賃等への利率などについて改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、42ページの議第19号 山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員制度が導入されるに当たり、企業会計職員の会計年度任用職員の給与の種類及び基準のほか、給与の減額について改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、令和元年度の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。

初めに、資料ナンバー3、議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）につきましては、3億2,139万7,000円を減額し、141億3,391万6,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、歳出から16ページ以降の款ごとに実績見込み以外の主なものを順次御説明申し上げます。

まず、総務費でございます。総務費は8,130万7,000円の追加でございます。ふるさと応援寄附金は、さきの第4回定例会におきまして1億円の増額を議決いただきましたが、さらに8,000万円ほど増額となる見込みで、基金積立を増額するとともに、返礼品や事務費などを3,938万2,000円増額するものでございます。

民生費は6,171万4,000円の減額、衛生費は1,193万7,000円の減額、農林水産費は950万円の減額でございます。

商工費は1,300万円の減額で、26ページ下段から27ページの地域経済牽引事業は、入札差金や補助金の申請額が少額であったため減額するものでございます。

土木費は8,361万6,000円の追加で、27ページの道路橋梁費の3,610万5,000円の減額は、入札差金等によるものでございます。

28ページの河川費の8,350万円の減額は、三田又川河川改良事業において工法の検討により必要となる用地面積が減少しましたので、用地買収費について不用額が生じたものでございます。

都市計画費は4,100万円の追加で、28ページ下段の2,100万円は、実績見込みなどにより減額するもので、29ページの地方創生6,200万円を追加するものでございます。地方創生は、バスターミナル内ににぎわい拠出のための複合施設を整備しようとするもので、国の令和元年度補正予算地方創生拠点整備交付金を活用しようとするものでございます。

公園費の地方創生1億6,666万円の追加は、ハリヨ公園を周辺施設も含め自然体験のできる地域として位置づけ、交流人口の拡大を目指し整備しようとするもので、バスター

ミナルと同様に地方創生拠点整備交付金の獲得を目指しております。

なお、今般の地方創生拠点整備交付金は、国の令和元年度補正予算であり、現在申請中でもありますので、全額を繰り越すことといたしております。

消防費は5億7,109万1,000円の減額で、30ページの防災行政無線同報系設備工事について、本年度事業費を1億円と見込みましたので、不用額を減額するものでございます。なお本年度事業につきましても、年度内の出来高が見込めないため繰越しすることとしております。

教育費は1億9,082万2,000円の追加で、30ページ下段の小中学校費の学校管理費1億3,320万円の追加及び31ページの中学校費の学校管理費5,480万円は、国の補正予算でGIGAスクール構想の実現に向けた学校施設の校内情報通信ネットワークの整備を行うもので、全額を繰越しすることといたしております。

続きまして、歳入の概要を御説明申し上げます。

歳入の多くは、歳出に連動した補正、または決算見込みによる補正でございます。

13ページをお願いします。

13ページのふるさと応援寄附金8,000万円は、昨年12月のみで1億1,800万円を超える寄附金がございましたので増額するものでございます。そして、今般の補正の財源余剰分は財政調整基金繰入金を9,332万2,000円の減額として計上いたしております。

次に、6ページをお願いします。

6ページの第2表にあります繰越明許費補正について御説明申し上げます。

今般の補正は、15事業を繰越明許費に追加しようとするもので、用地交渉や工程調整などに不測の日数を要したため繰り越すもので、国の補正予算に係る事業で全額繰り越そうとするものなどでございます。

次に、7ページの第3表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

今回、別議案にありますように、高富児童館の指定管理につきましては、本年度中に協定を締結する必要があることから、令和2年度から6年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第4表、地方債補正について御説明申し上げます。

地方債の追加は、有利な地方債を発行するため3本の追加をしており、8ページの変更は、今般の歳出補正に連動してそれぞれ増減変更するもの及び地方債の借入れ等の変更による財源更生を行うものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

35ページの議第21号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

は92万円を追加し、4億4,825万6,000円にしようとするものでございます。

歳入では公共下水道使用料92万円を追加し、歳出では消費税を実績見込みにより追加しております。

次に、43ページをお願いします。

43ページの議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）は443万5,000円を追加し、963万5,000円にしようとするものでございます。

歳入では、地方公共団体金融機構債を途中売却したことにより473万5,000円の収入がございましたので、財産運用収入473万5,000円を増額し、基金繰入金30万円を減額しております。歳出ではその収入の一部、443万5,000円を基金に積み立てるよう追加しております。

次に、その他の案件の7点について御説明を申し上げます。

44ページをお願いいたします。

44ページの議第32号 指定管理者の指定につきましては、高富児童館の指定管理者について、3月末に指定管理期間が終了することから、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間について公募しましたところ、1者から応募があり、外部の方を中心に構成される山県市指定管理者候補者選定委員会において、応募のありました特定非営利活動法人かばさんファミリーの管理運営方針、計画などをヒアリング及び審査を行った結果、適正と判断をいただき指定管理者候補者に選定されましたので、同法人を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー5をお願いします。

資料ナンバー5、議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、本年度で第2次山県市総合計画前期基本計画及び第1期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が終了するため、次期基本計画及び次期総合戦略として、第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一本化した計画及び戦略として策定するものでございます。

次に、資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6、議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更につきましては、平成29年第2回定例会において議決をいただいた山県市公共施設等総合管理計画について、総務省の指針の改定に伴い、計画にユニバーサルデザイン化の推進方針を追加するなど計画を変更するものでございます。

続いて、資料ナンバー7をお願いします。

議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、山県市過疎地域自立促進計画の事業計画に新たにカミノ街道排水路改良事業などの事業を追加するなど、計画を変更するものでございます。

続きまして、資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の45ページから47ページの議第36号 市道路線の認定について、議第37号 市道路線の廃止について、議第38号 市道路線の変更についてを御説明申し上げます。これらの路線は全て東海環状自動車道及び山県インターチェンジの整備に伴いまして、路線を認定、廃止及び変更するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 一部訂正をさせていただきます。

資料ナンバー7の議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、事業所名でございますが、先ほどカミノ街道排水路改良工事と申し上げましたが、上ノ街道の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

日程第45 請願第1号及び日程第46 請願第2号

○議長（吉田茂広君） 日程第45、請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書、日程第46、請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書、これら2つの請願について、紹介議員より趣旨説明の申出がありますので、許可します。

操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、議長の許可をいただきましたので趣旨説明を行います。請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備を求める請願について。市議会議員の皆様方には、日頃より山県市内における道路の整備及び維持管理に多大

なる御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、梅原地区を東西に横断する県道79号関本巢線は、当地区住民にとって、通勤、通学はもとより、日常の生活に必要な不可欠な、非常に重要な生活道路であり、拡幅工事や歩道設置などの整備が以前から行われております。

しかしながら、自動車社会の加速による通行車両の大幅な増加や流通の活性化による貨物自動車の大型化及び工事用の大型ダンプカーが頻繁に通行する現状は、地区住民の日々の生活や自転車で通学する中高生にとって非常に危険な状況であり、特に歩道がない区間において大型車とすれ違う際には、強い恐怖感を感じます。また、本年には、歩道があれば避けられたと思われる事故も発生していることから、歩道の早期整備による安全な住民生活が強く望まれます。

当地区住民にとって人命に関わる重要な事業であるこの現状を十分に御理解いただいた上で、山縣市議会に対して、県及び関係行政機関宛てに、県道79号関本巢線の岐阜美山線接続から256号線接続までの歩道未設置箇所の早急な整備を要望する意見書を提出していただきますよう、御請願申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

続きまして、請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願について。

梅原地域の河川は、幾つもの小さな谷川が一級河川である伊自良川としびり川に流れ込んでおります。特に、七日市地内においては河川環境が悪く、そのため歴史的にも古くから水害に遭遇しております。その七日市は、伊自良川としびり川の合流点が間近にある上、合流点付近の下流には岐阜市岩利に位置する森山頭首工が整備されております。

忘れもしない昭和51年9月12日の豪雨による被害は、梅原地域においても、高田山ヶ崎、行信から七日市にかけての一带に及び、床上及び床下までの浸水をしました。そして、幾つもの谷川の土砂流出などの水禍が多くありました。七日市の住宅付近では、伊自良川左岸の堤防が決壊し、当時32戸の住宅のうちの30戸が床上0.5メートルから1.2メートル浸水し、家財の流出、破損、家屋の破損、田畑の損失などの悲惨な状況となりました。

近年では、気候変動などの影響により局地的集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、その豪雨によって市道や田畑の冠水が発生している状況です。また、平成16年度の岐阜県水防計画では、重要水防箇所として七日市の上流である小倉から小倉橋下流左岸400メートル、小倉から押越橋上流左岸300メートルが設定されております。

つきましては、流域住民の安全と安心を確保するため、伊自良川の河川改修工事を起点岐阜市正木から終点山縣市小倉までの約9.8キロメートルの早期実現へ向けて、山縣市

議会に対して、市及び関係団体による伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求めて御請願申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出します。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

3月9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時05分散会

令和2年3月9日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月9日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和2年3月9日

日程第1 質 疑

- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山県市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書
- 日程第2 委員会付託
- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第28号	令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第29号	令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第30号	令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
議第31号	令和2年度山口市水道事業会計予算
議第32号	指定管理者の指定について
議第33号	第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
議第34号	山口市公共施設等総合管理計画の変更について
議第35号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第36号	市道路線の認定について
議第37号	市道路線の廃止について
議第38号	市道路線の変更について
請願第1号	県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
請願第2号	伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第2号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第3号	山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第4号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第5号	山口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議第6号	山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第7号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第8号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第10号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山県市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第2 委員会付託

- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び

	山口市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第19号	山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第21号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第22号	令和元年度山口市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
議第23号	令和2年度山口市一般会計予算
議第24号	令和2年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第25号	令和2年度山口市介護保険特別会計予算
議第26号	令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第27号	令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第28号	令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第29号	令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第30号	令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
議第31号	令和2年度山口市水道事業会計予算
議第32号	指定管理者の指定について
議第33号	第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
議第34号	山口市公共施設等総合管理計画の変更について
議第35号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第36号	市道路線の認定について
議第37号	市道路線の廃止について
議第38号	市道路線の変更について
請願第1号	県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
請願第2号	伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君

7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、2月28日に議題となりました市長提出議案、議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第38号 市道路線の変更についてまでの37議案並びに請願第1号及び請願第2号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして、今回4件質疑したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、資料番号1番、ページ16、そして、全協で頂きました別紙、一部改正の主なポイントのページ10、11でございます。

1つ、資産割廃止による影響額6,600万円と別紙の資料のページ11の5,000万円の繰入金金の差について、2つ目は、後期高齢者、高齢者との扱いと高齢者は負担が軽くなるのか、谷村市民環境課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず1点目、資産割廃止による影響額6,600万円については、令和元年度の本算定における資産割額を廃止した場合は幾らかかるかというのを算定したものでございます。

11ページの基金繰入金金の5,000万円につきましては、令和2年度の推計を基に基金繰入額を推計したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。2点目をお願いします。

○市民環境課長（谷村政彦君） すみませんでした。2点目、後期高齢者との扱いということですが、74歳までは国保、75歳からは後期高齢者医療保険ということござ

いますので、それ以外には特に影響額はございません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 今、その件は、後期高齢者そのものにはもともと資産割はなかったんですね。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 後期高齢者医療に関しましては、均等割と所得割という計算でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

2点目に参ります。

議第13号、14号の設置及び管理に関する条例廃止について、資料1のページ23、ページ34、今後の施設名称ということと、2つ目に、公民館ならば、管理者は現在は教育委員会なんですけれども、現在の、今回の2施設についての扱いがどうなっているかということと、コミュニティセンターになるよう今回条例制定はできないかという3点について、土井生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず1点目の今後の施設名称はということですが、2施設ともこれまで2つの名称となっておりました。このため、今般の廃止によりまして大桑公民館と北武芸公民館の名称のみになります。

このため、2点目につきましては、いずれも地区公民館のみとなりますので、教育委員会の所管となります。したがって、予算的にも農林畜産課所管の主に光熱水費、電話料や管理委託料等の施設管理経費約200万円は地区公民館に単に所管替えをしたものです。

3点目につきましては、いずれも地区公民館として継続予定でございますので、今般条例の制定はございません。なお、コミュニティセンター化につきましては、関係部署や関係機関と具体的な検討が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

3点目に参ります。

議第23号の令和2年度山口市当初予算、地区公民館管理費について。

資料番号4—2のページ32、地区公民館管理費、前年度より625万8,000円が減じているという根拠について、土井生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

地区公民館管理費の前年度比625万8,000円の減につきましては、主に臨時経費、工事費の減でございます。

令和元年度に富岡公民館トイレ改修工事約1,100万円が大きなものであり、今年度の工事は400万円で、約800万円の減となっております。経常経費では、令和元年度3,421万1,000円に対しまして、令和2年度は3,610万円で、188万9,000円の増。それから経常経費と臨時経費の合計で625万8,000円の減となっているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは4点目、議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）について、資料3のページ25、衛生費、清掃費、塵芥処理費の中の燃料費176万3,000円について、これは包括契約の中の燃料費の値上がりについてということなんですけれども、その包括契約の中で、今まで我々、燃料が下がったときにはそういう話は聞いていないんですけれども、今回上がったということでの追加になるわけなんですけれども、そこら辺の内容はどうなっているかということについて、谷村市民環境課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

〔発言する者あり〕

○議長（吉田茂広君） 議場の時計で10時15分まで休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

○議長（吉田茂広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） もう僕は回答を得ればいいわけです。

○議長（吉田茂広君） 失礼いたしました。

谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

山口市クリーンセンター運営管理委託事業契約におきましては、基準単価と購入月の物価版単価の差額に納入量を乗じて得た額を毎年3月に精算することとなっております。当然ですけれども、精算には加算の場合も控除もございます。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

○議長（吉田茂広君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長のお許しを頂きましたので、4点ばかり質問をさせていただきます。

まず最初に、資料ナンバー4-2、16ページ、文化芸術奨励事業補助金、それと、もう一つは4-4の30ページにも書いてあります。このバンドでどん200万の予算を計上したことについてであります。最初にちょっと言っておきますが、この4-4を読ませていただいたときに、なぜ、今、この予算を計上して、これが、この事業そのものが本市にとってどのぐらいメリットがあるのかというところをしっかりと本案を読んだ中で御説明を聞くわけでありますので、それと、なぜやめたものを、再度申しますが、復活するのか、企画財政課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

本年は大河ドラマの「麒麟がくる」や東海環状自動車道山県インターチェンジの開通などで、非常に注目を集めている状況になっております。

このような状況を一過性で終わらせることなくさらに推進するためには、こうしたバンドでどんなどのイベントを開催することが、非常に地域活性化や認知度向上のための絶好の機会ではないかというふうに考えております。

詳細につきましては、11月頃というのが載っておるだけでまだ決定されておませんが、バンドでどんは過去にも18回の実績がございます。山口市になっても4回ほどやっております。ということで、今回予算計上させていただいたものでございます。

どれだけの効果があるかということでございますが、過去の開催では延べ人数、大体参加者50組程度、来場者を合わせますと数千人が来ていただけるということで、当時でも口コミ等で相当数の効果があったと思われていますが、今般またSNSの発信等という発信効果が非常に、相当数の情報発信が行われるのではないかとということで、効

果数というのはわかりませんが、一応そういう情報発信が行われるのではないかと
ことを期待して予算計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今、理事兼企画財政課長が申し上げた、別に金額どうのこうの、
僕はさっき議長じゃないですけど、言っておるわけじゃないんですよ、これは前もあつ
たものを途中でやめた。いいものならずと継続しておるはずなんだけど、やめてまた
つけたその理由ですわ。ただ「麒麟がくる」からというだけではなく、なぜそうなつたの
かということをお聞きしたいんです。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 1回中断したものをなぜ再開したかということ
でございますが、確かにバンドというのは一時この時期、中止する頃にちょっとバンド人
気がございまして、それがちょっと落ちてきたということでバンドの集まりが悪くなつ
たんじゃないかなということなどでやめたと思うんですが、先ほど言いましたように、
今年は麒麟とか東海環状の関係で非常に多くの来訪者などに来ていただいておりますの
で、この機会にもう一度広めようということで計画したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 新たにまた計上して山県市の魅力を発信するということにつ
きましては賛成するところでありますし、別にこの金額がどうのこうのではありませんが、
やはりいいものならずと続けていってほしかったというのは僕の考え方でござい
ますので、御理解をしていただきたい。

それでは、次に移ります。

2点目は、資料の4—2、10ページ、森林環境譲与税の中で、3,599万6,000円で前年
度より112.49%増ですが、今までと同じ事業の名目で事業ができるのか。

その他、同じく25、26ページ、森林環境譲与税の事業として新規事業が載っており
ます。これは最初についた112.49%増の事業とどのような関係性があるのか、また、新
たな新規事業として発注されるのか、その点をお伺ひいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

まず、今までと同じ事業が可能かとの御質問でございますが、同じ事業に対しても可
能でございます。

今年度の1,694万円の森林環境譲与税の予算内訳としまして、森林環境整備補助金に224万1,000円、残りの1,469万9,000円を森林環境整備基金に積立てをしました。来年度は今年度と同じ森林環境整備補助金に676万円、森林環境整備基金積立ては1,748万9,000円となります。それ以外が新規事業となります。

新規事業の内容を御説明いたします。

普及啓発業務委託料79万7,000円の内容でございますが、子供を対象とした色鉛筆や木のスプーン作り、大人を対象とした椅子やザルの作成といったウッドワークに32万円、栗まつりでの子供を対象とした木工教室等に47万7,000円。

被害森林処理業務委託料495万円は、平成30年9月の台風等で倒木した倒木処理を業務委託するものでございます。

内装木質化工事の500万円の内容でございますが、高富児童館の1階階段下のタイル張りのところに掲示板として使用できるよう、木のパネルを張る工事に50万円、子どもげんきはうすのコンクリート外壁の一部に木のパネルを張る工事に250万円、ピッコロ療育センターの室内の腰壁に木のパネルを張る工事に200万円、いずれも山県市内の木を使用し、そのことが分かるように銘板を張って市民にPRをする予定でございます。

木製備品購入の100万円は、先に述べました内装木質化工事をする3施設に木育玩具を購入するものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 簡単に再質問に移らせていただきますが、今述べていただいたのは25、26ページの中の内容をお聞きましたが、その中だと思っておりますが、たしか前に、新しい森林環境税、譲与税かどうか分かりませんが、税をもらった場合、今までと同じ事業ができないというようなお話を聞いた覚えがあったので、その中で、今言われたように同じ事業も可能だと言われたけど、これはなぜそうなのかなと。

前は、新規事業でも今までと同じ継続事業では予算が使えないというようなお話を聞いた覚えがあって、僕の間違いだったら失礼しますが、その点どうなのかお伺いします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 同じ事業と申しますのは、既存の、既に平成30年度までにやっておる事業と同じものという意味で、令和元年度以降はそれまでと違う新規事業ということでございまして、来年度につきましては元年度と同じ内容のものとはできるという意味で、同じ事業ということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今の御答弁を聞かせていただきますと、前の年と違うやつをやって、その次になったら、その前の年のやつはやってもいいと、そういう考え方なのかな、今の答弁だと。前の年と同じことはできないけれども、その前の前の年の事業ならできる、そういう答弁でよかったですか。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 既に国とか県のほうで、平成30年度までに既に補助事業等でメニュー化されておるものはできないという意味でございまして、そうでないものについては新規扱いでということで、要は令和元年度にやったものがそれ以前のものとは違うものであった場合については、令和2年度以降もその内容についてはできるという。要は、30年度を1つの区切り、それまでにできたものか、できなかったものかという、そういう区切りになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 一応決まりで3回までとなっておりますので、もう少し本当は付け込んで聞きたいですが、総務産業建設委員の方で聞かれる方がおったら常任委員会のほうで聞いていただきたいと思えます。

次、行きます。

資料4-2、16ページ、ふるさと大使事業ということで載っております。

これは本市の知名度を向上するために、魅力発信のためだと思いますが、誰もが分かる有名な方をお願いするのか、中にまた細かい形。それから、どういう事業にふるさと大使にこの予算をつけて山県市で働いていただくのか、それと単年度なのか、そこだけまずはお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、これまた認知度の向上と情報発信ということで上げさせていただいております。

現在、山県市にはふるさと大使や観光大使という方は委嘱しておりませんので、誰もみえませんが、市民の方などから誰かお願いしてはという御提案を頂いておりますので、今般の予算に計上させていただいたものでございまして、事業内容につきましては、他市を調べましたら、普通はふるさと大使の委嘱状や名刺や旅費なんかを経費で上げる

程度で、数万円から数十万円ぐらいの予定でございますが、今回山口市としては最初のふるさと大使となることから、皆様の前で、市民の皆様や議会の皆さんをお招きして、お披露目式をどこかのホールか何かでやろうかなというふうに計画しておりまして、その経費でございます。

内容についてはまだ詳細決定しておりませんので、どんなことをやるかはちょっとまだ、その予算内でやるということございまして、あくまでも概算ということになっておりますのでよろしく申し上げます。

あと、単年度がどうかということですが、基本、他市の状況を見ますと2年程度の委嘱期間、それで継続していくということになります。予算的には、お披露目が終われば、先ほど言いました名刺代や旅費程度のお金になると想定しております。

あと、現段階で誰というのはちょっとまだ御本人の承諾を頂いておりませんので、紅白に出場している歌手の方をお願いしようかなというふうに計画しております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今すぐ、本人の承諾がないで名前は明かせんと言っておりますが、大体うわさはあちこちから飛んでおりますけれども、何とぞ相手の了承がないうちにはそういううわさが飛ばないようにしていただきたいとお願いをしておきます。

この件につきましては魅力発信ということでいいことだなと感じておりますので、賛成して、次の質疑のほうに変わります。

それでは、4点目、資料4-2、15ページ、防犯カメラ等設置事業補助金ということで、総務課長にお尋ねをいたしますが、この防犯カメラ等と記載されてありますが、いつでもそうです、この「等」という記載されていることは、どこら辺までの幅を示した事業なのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラ等設置事業補助金におきまして、「等」とありますのは、画像記録装置、いわゆる防犯カメラ本体のほか、設置表示板、取付け用のポールといった防犯カメラ本体に付随する機器を示しております。

事業内容でございますが、本事業は地域の安全を守るため、行政や警察による活動だけでなく、自治会等が自ら設置する防犯カメラの設置費用を補助することで、地域が主体となった防犯対策を推進するとともに、犯罪の抑止にもつなげていきたいということを目的としております。

対象団体でございますが、地区自治会連合会及び単位自治会でございます。対象とする経費は防犯カメラ等を構成する機器の購入費、専用ポールの設置工事費、防犯カメラ等の設置工事費、設置表示板の設置費用でございます。

また、補助額につきましては、これら補助対象経費の合計額の2分の1を予定しております。上限額につきましては20万円の予定でございます。なお、補助金の申請ができるのは単位自治会区域で1年度につき2台までという予定でございます。

なお、補助に当たりましては、防犯を目的として、公共性の高い場所に5年以上継続して設置するものであることのほか、個人情報保護の観点から、平成30年12月に制定いたしました自治会における防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドライン、こちらに基づきまして設置運用を行っていただくこと、そのほか管理責任者の選任、画像の取扱い等について定めていただく管理規程、こういったものも作成していただくということを条件と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 4—4の26ページもいろいろ中身は書いてありますが、今言われたように映像等を管理する自治会等の管理者、これはもし漏えいしたりなんかすることになると大変問題なことになりますし、個人特定のための防犯カメラではちょっとおかしいという考え方もありますので、ある程度規程の中でやられると今言われたのでいいかと思いますが、この映像等の最終的な管理というのは、今言われたように自治会の決められた役員の方だけなのか、それとも市役所なら市役所なり、総務課なら総務課がきちっと管理をされるのか、警察なら警察でも届けるとか、そういうつながりを持って防犯カメラを設置されるのかということ、補助金等のこと、団体は年に2台というので、幾つか要望があればなかなか予算がつきにくいかと思いますが、その一番肝腎な管理の面をもう一度お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問のほうにお答えいたします。

基本的には、自治会に責任を持って管理していただくということを考えてございまして、ガイドラインの中では責任者、取扱い担当者といったものもきちっと自治会の中で決めていただいて、管理運用していただくということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 最後になりますが、もしこれ、さっき言われた情報漏えいなど

あった場合、罰則なんかはありますか。これ、最後にします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再々質問のほうにお答えいたします。

特段罰則のほうは予定してございませんが、そのようなことのないように補助の申請を頂くに当たって、管理体制とかそういったものは市役所としても十分確認をし、必要に応じて助言をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で石神 真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議長の許可を頂きましたので、4点ありましたんですけど、ほぼ同僚議員が質問の中に私の思うことが発言されましたので、最後に1点目の防犯カメラの設置、また2点目の防犯推進員報酬ということの中で、今お聞きしましたが、自治会にこれを委ねるとなると、本当に個人情報とかいろんな面で漏れる話がこれから出てこないかなという懸念もありますし、そこまでその自治会に責任を負わせてもいいのかと。

同僚議員も言いましたように、警察がどの程度中に踏み込んでくれるかと、犯罪につながる件なので。そこら辺をしっかりとした、確認ですね、私にしてみれば。その市役所との、自治会との関係をはっきりしていただけるかどうかということ、それだけ1つ確認していきますので、それだけお答えください。理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

本件、補助金につきましては、東海環状のインターが開通すると。結構な話でございますが、それに伴いまして、やっぱり地域の治安に対する不安の声も自治会のほうから強い要望がございました。

今回、そういったことも踏まえまして補助金のほうを用意することになったわけですが、先ほど石神議員の答弁でもお答え申し上げましたとおり、基本的には自治会のほうで管理運用をやっていただくんですけども、私ども市役所と、あと警察のほう、あちらとも十分に情報共有、連携を図りながら事業のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） もう一つ、何人ぐらいで管理されるかを、その自治体が。人数です。そこだけお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

ガイドラインの中では管理責任者、操作取扱い者、こういった方を指定することになっておりまして、個人情報を取り扱うものですから、多くの方がそれにアクセスできるということは避けたほうがよろしいのかと考えております。

したがって、先ほど申し上げましたように、管理責任者あるいは操作取扱い者以外の方はその情報にはアクセスできないようにといったことをガイドラインで設けております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 次の質問に移ります。

次の質問ですが、これも同僚議員がしっかりと細かく質問され、これらは私の意見と同じなので、満たしましたので、次の質問、最後の4点目、資料4—2、ページ26、市内企業等活性化事業補助金5,000万と特定支援機関指導員の400万に対してどのようなポイントで考えられておるか、御説明願います。

それと、事業の今後の見通し、まだこれからのことなので、どの程度のことを思ってみえるか、中身ですね。当初は50万ぐらいということで聞いておったのですが、いろんな、240万、250万まで大きくなった金額の内容、いきさつ、そういう点をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

今まで中小・小規模事業者の方で公的な補助金を利用したことがない方でも、比較的簡単な審査で補助が受けられるようにというふうに思っております。これをきっかけに国や県の補助金も活用していただいて、新たなビジネスチャンスということでチャレンジしていただくような事業者が増えていただくことを思っております。

また、申請段階で経営指導員等の助言を受けることで、補助金が事業者の経営の安定や発展に効果がもたらされるよう山県市商工会を特定支援機関としております。

事業の見通しということで、当初50万円ほどという上限の案もございましたが、やはり機械等の設備投資には大きなお金が伴うということで検討しまして、一般型ということで上限を250万ということにしました。また、特に小規模な事業者の方にも使っていただきたいということで、小規模型ということで40万円を上限としたものをつくりました。

また、事業者がだんだん減っているという現実がございますので、これに伴う対策とし

まして、創業者ということで、創業者に対して補助をしようということで、今回の補助事業を考えております。

いずれにしても、5月半ばから募集を受け付けるということで現在は進めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） それはこの間説明を受けたときは、今後5月から受付で、この中の事業に対して説明期間ということで5回ほどということをお聞きしましたが、これによって、こういう5回の講習、説明会ですか、受けるための内容、それに対して、面倒くさいで借りれんとか、そういう僕は懸念しておるんですが、説明を5回受けなくちゃならないのか。

その内容の説明が、皆さんが借りられるような状況が、素直にすすっとこんな莫大な資料より二、三枚で済むというお話を聞きましたが、それに対しての、これからも募集されます、公募されますそういう人に対しての違和感はないかということも懸念しますし、そして、400万円の、これは商工会への補助金だと思いますけど、職員の。これに対して、事業に対して商工会の人数1人か、1人までの人数だと思いますが、それでその間の説明までをやられるということは、乗り切れるのか、そこのところをお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

説明会というのは5回というふうにおっしゃられましたが、実はこういうコロナウイルスの時期でございまして、この補助金の趣旨を大勢の方に説明するというのを分散化して行ったほうがいだろうということを商工会さんとの話合いの中で決めたものでございまして、商工会さんが主体となって説明をしていただくということで今は進めております。

あとは、商工会さんのほうへ負担金ということで、私ども400万円を支払わせていただくんですが、この事業の事務処理だけでしたら期間的なもの、それから実績報告とかを受けていただくには、1人分の予算は要らないだろうということは思っておりました。

この中で、やっぱり経営指導員の方にここに加わっていただく、また技術的指導していただく機会なんかはそういう方が必要なんじゃないかと、補助金が有効に使われるためには事前の段階といいますか、申請の段階で見えていただいて有効的に使っていただくことが重要だということで、初めてのケースでわかりませんが、商工会さんとお話合い

をさせていただいた中で、これぐらいの事業費ということで、これ、実際には商工会さんのそういう経営指導員さんや技術指導をしていただく方の時間外的なものになってくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 最終的に、僕も勘違いしてしまして、5回あるのかなと。何人かに分けてやるというので。

それでは、やっぱり市役所のまちづくりの関係の課長の、最終的かというと、この中にもありましたように市長の判断でできるという項目もありますね、補助金の関係で。そういうのはどの程度の会社がどういうということで、これを読んだだけでは分からないんですけど、どこら辺までのくくりで市長が許せるという話ができますか、ということをお聞きして終わります。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

まず、補助対象となる方は中小企業者でございまして、その方たちは内容によつてはですが、全て対象となるということです。

これ以外の中小企業者以外の方、例えばNPO法人さんでありますとかが事業を行う場合もあるだろうというふうに想定しております。中小企業者ではないので補助対象者からは外れますが、事前に相談いただいて、それが社会のためになっていくということが私どもで判断させていただければ、もちろんビジネスしか駄目ですけれども、ボランティアという考え方はないものですから、今回の補助金に。ビジネスとして継続的にやっていただけということが分かれば、市長が特別に認めるものとして補助をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○13番（武藤孝成君） 了解しました。

○議長（吉田茂広君） 以上で武藤孝成君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位4番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） では、通告に従いまして、1点質問をさせていただきます。

資料4—2の16ページ、過疎地域等集落支援員・地域おこし協力隊事業についてお尋ねします。

地域おこし協力隊の5人分の予算が計上してありますが、まず1点目に、現在の協力隊員の活動状況と本年度の応募状況についてお尋ねします。また、それを踏まえた上で、来年度、どのような人材をどのような方法で募集する方針かお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目、協力隊員の活動状況と今年度の応募状況でございますが、平成31年4月現在、協力隊員は3名おりました。

その内訳ですが、1人は、平井地区で渋柿を利用した商品開発を行っております。昨年9月末で任期満了となり退任いたしました。現在も引き続き継続して行っており、本市におきましても、渋柿染めの製品等をふるさと納税の返礼品として活用しております。

2人目は、出戸地区で耕作放棄地を利用した野菜栽培を主な活動として行っておりますが、こちらの方につきましては、令和2年3月末で任期満了となり、退任予定でございます。

もう一人の隊員は、任期が平成30年3月1日から令和3年2月末まででございます。出戸地区で耕作放棄地を利用しハーブ園を造り、将来は農家カフェの開業を目指し、活動いただいております。

また、今年度の応募状況ですが、電話での問合せや現地案内等を含め数件対応しておりますが、残念ながら、採用には至っていないというのが現状でございます。

次に、来年度の募集方針でございますが、山県市のホームページ、これを主な情報発信手段として進めておりまして、これまでも数名から問合せを受けておるところでございます。また、集落支援員との連携も密にし、3件ほどの希望者につきまして現地案内を予定しております。

今後の採用につきましては、今年度より募集要項の見直しを行いまして、空き公共施設を利用した活動につきましても新たに付け加えたところがございますが、主に北山地域一帯の自然環境を活用した体験・滞在型観光の企画PRのほか、農家レストランの運営支援等ができる人材を確保し、過疎地域への移住、定住の促進を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今年度は、3名のうち、今年度末で2名は退任し、1名になるとの御答弁でしたが、能力のある方は他市との競合になると思いますので、ぜひ積極的に働きかけを行っていただきたいと思います。

市の支援体制、サポート体制について再質問したいと思いますが、といたしますのは、5名分の予算計上をしてありますが、現在の体制では、せっかく来ていただいても、隊員が持っている能力を最大限に生かして活動していただけるのかどうかを危惧するために質問するわけでございます。

ある隊員の方からは、例えば、全国の協力隊の交流会や勉強会に、もう少しいろんな情報を教えていただきたいという声も聞きます。多くの方は山県市の協力隊員がどんな活動しているのか知らないのではないのでしょうか。

例えば、他市では、募集の段階で市内の各地域から協力隊の派遣規模を聞き、地域からの要望で募集しており、地域と協力隊員が同じ方向に向かっている、また、定期的に協力隊の活動報告会を実施している、全国の協力隊員が集まる交流会などの場に出かけ、情報交換し、活動に生かしているなどの話を聞きます。

隊員の方は3年間とはいえ、おのおのの人生をかけて、覚悟の上で山県市を選んで来ていただいていると思います。であれば、市としても覚悟の採用で、任期中から任期終了後のサポート体制がもう少しあってもいいのではないかと思います。

任期中から任期終了後の定住に向けてのサポート体制をどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の任期、基本的に3年でございまして、3年間終了後につきましては、例えば会社を起こす、起業したりする場合につきましては、別途、国のほうからも支援があるというわけでございます。

そういった中、山県市におきましては、地域おこし協力隊につきましては美山支所、そして総務課、庁内におきましても、まちづくり・企業支援課とも連携を取って進めているところではございますが、御指摘のとおり、市として十分なフォローができていくかというところにつきましては、まだ充実強化、見直しの余地はあるかなと考えております。

したがいまして、今後、岐阜県でありますとか、ほかの市町、今、加藤議員のほうからいろいろ御提案いただきましたが、ほかの市町の取組等も研究し、今後、より多くの協

力隊員が地域に根づくように、取組のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤裕章君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 5 番 加藤義信君。

○4 番（加藤義信君） それでは、議長から指名いただきましたので、6 件質問をさせていただきますと思います。

最初に、議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）、資料3の21、プレミアム付商品券事業について、福祉課長にお尋ねします。

6 月補正で事業費、事務費含め、当初予算は1億4,100万円で計上されておりました。8,168万3,000円の減額となっておりますが、子育て世帯と住民税非課税者の当初見込みと実績の内容をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

当初の見込みでは、子育て世帯500名、非課税世帯4,500名、合わせて5,000名と見込んでいました。

商品券購入引換券の交付者数の実績は、子育て世帯492名、非課税世帯1,897名、他市町からの転入者5名、合計2,394名です。商品券購入時に最大5回に分けて商品券を購入できます。その際、購入引換券を回収しないため、購入された人数は分かりません。

なお、当初、商品券の販売収入を1億円と見込んでいましたが、補正後は4,000万円の見込みです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4 番（加藤義信君） 非課税者の申込みが大変に見込みより少なかったという印象ですが、自己申告ですので、これは仕方のないことだというふうに思います。

そもそもこの事業は、家計の負担緩和や市内の消費下支えという景気対策でのもので、使用期限が3月31日までということになって、日にちも迫っておりますので、できれば使い忘れがないように発信していただければというふうに思います。

続きまして、2点目、資料4—2、20ページ、体験型保育事業委託料507万1,000円と全額、県の清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の活用で、かなり増額されていますが、この事業の内容と内訳を伺います。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをさせていただきます。

これは森林・環境基金事業ということで、来年度、要望をしております、県のほうから10分の10の補助事業ということで頂けるものでございますが、今年度実施いたしました保育園の年長児の体験の自然体験、こういったことのサポーター研修というのも今年度実施しておりますが、こういったものの拡充、あるいは保育園の自然体験保育ということで、こちらのほうで325万3,000円と、それから、保育士が自然体験の先進技術を学ぶ研修、これは今年度もやっておりますが、41万1,000円ということでございます。

それと、今度、新たな試みといたしまして、市立保育園以外において大人と子供が関わる体験ということで、内容のほうはまた今後詰めてまいります、97万円ということでございます。

それから、山口市における自然体験ガイドというものを作成するというので、こちらのほうで84万7,000円、それと、それらのPR費用といたしまして、PRの方法というのはまだ今考えておる最中でございますが、22万円ということで、締めて総額でこういった形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 分かりました。

続きまして、資料4—2、21ページ、富岡保育園駐車場用地整備3,346万9,000円、用地購入費、造成工事を含んでいますが、用地整備に至った背景と目的、場所を含めてお伺いします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをします。

現在、富岡保育園の園児の送り迎えの際には、富岡橋の左岸堤防を一時逆走するような形で、一方通行のところに入ってまいりまして、それから駐車場へ出入りしております。これは大変危険が伴うというようなことも予想されます。

こちらのほう、鳥羽川改修で、今度、富岡橋というものが架け替えになる予定でございまして、こちらの富岡橋の架け替え前に駐車場を富岡保育園の東側に移動しまして、園児の送迎車両等はその東のほうから出入りするというふうにならざることを考えております。これで安全確保していきたいということを考えておりますので、今般、この用地購入費等を予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今の富岡橋の件、述べられましたので、ちょっとついでにお伺い

しますが、これでよく市民の皆さんからもお尋ねがありますけど、この富岡橋の架け替え、時期についてはいつ頃の予定なのかお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 富岡橋の架け替えの件につきましては、私のほうでは掌握しておりませんので、将来という形でございます。その前に先んじて、こちらのほうが手を打つということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

富岡橋の架け替えについてでございますが、今、県と協議をしている最中でございます。

工事に着手の年度に関しては令和3年度から、完成目標としましては令和5年度を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（加藤義信君） 2年度は。

○建設課長（大西一也君） 2年度は用地買収に入っていきます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

続きまして、資料4—2、30ページ、教育サポーター報酬について、学校教育課長にお尋ねします。

まず1点目に、教育サポーターの業務内容、2点目、教員定数が減る中、教員が不足している小学校もあり、多忙な教育の補佐的役割もあり大変な業務内容になっておられますが、この教育サポーターは、平成30年度は10名、今年度は7名、来年度は5名と半分減少し、働き方改革という観点からも教員の労働環境に影響はないのか、減らされたその背景と目的、2点伺います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

まず1点目の業務内容につきましては、発達障がい、不登校傾向の児童への生活支援及び学習支援でございます。

2点目の減員した背景と目的につきましては、困り感のある児童に対する整備が進んできたこと、それから、これからの学校教育への対応が挙げられます。

通級指導教室は、平成29年度までは市内で1教室のみでございました。しかし、定数化が掲げられ、本年度、5教室で開設、来年度は6教室の開設となることから、困り感のある児童への対応整備が進んできております。

反面、小学校教科担任制の導入や、小規模校では複式授業解消などといった課題の対応が迫られている状況がございます。授業を通して一人一人へのサポートを図ることも有効と考え、これまで教育サポーターであった教員免許を取得している人材を授業ができる特別教育サポーターに配置替えすることによって、結果的に教育サポーターが減員となりました。

教員の労働環境への影響は特段聞いておりませんが、今後も学校からの声も十分に聞いて、予算に反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今の特別教育サポーターの件がありましたが、複式学級の解消や、小学校において教科担任として授業を行う、これが特別教育サポーターの役割だと思いますけれども、この特別サポーターは、今年度3名から来年度は5名、2名の増となりますが、教員が不足している中で当然必要になります。教育サポーターとは業務内容が違うというふうに思います。

発達障がいなどの児童への対応をする人材は、教員にとっても児童にとっても重要だというふうに思いますが、その業務内容が違うという観点で、どういうふうに捉えてみえるのか伺います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、結局、授業の中で授業を主としてできる者が特別教育サポーター、教育サポーターの仕事も兼務をしておるという考え方でございますので、どちらかといいますと、授業を通して一人一人のサポートをするということが特別教育サポーターは一石二鳥という形でできるということで、できる限り特別教育サポーターを増やしていきたいという考え方を持っております。

しかし、議員もおっしゃられたとおり、教育サポーターが十分足りているとか、十分であるということは、私の立場としては思っておりませんので、今後もそういった声を十分聞いて、予算に反映していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 分かりました。

続きまして、資料4-2、31ページ、小学校備品購入費について伺います。

指導用教科書等とありますので伺いますが、今年4月から新しい学習指導要領に基づく教科書が小学校からスタートします。それに先立ち、デジジー教科書などデジタル教科書等、読み書きに困難を抱えている子供たちが学校で必要に応じて使用できる法改正が行われ、昨年4月から施行をされました。

デジジー教科書とは、発達障がいや視覚障がいなどで読み書きが難しい児童や生徒向けのものです。教科書の内容をデジタル化して、パソコンやタブレットで文字の拡大、色強調、音声再生などを同時に行える、読み書きが苦手な学習障がいの児童・生徒向けのものです。

1人1台のパソコンというGIGAスクール構想でも、特別支援学級を優先するということとしています。誰一人取り残さないという理念から、デジジー教科書も予算に含まれ、特別支援学級で買い、活用されることになるのかどうか、1点目。2点目に、教員の皆さんのこのデジジー教科書の周知を含め、導入の考えについて伺います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目のデジジー教科書につきましては、ここの資料にある指導用デジタル教科書等には含まれてございません。

2点目のデジタル教科書の導入につきましては、既にこれまでも学校裁量で導入している学校がございますし、ダウンロードであれば無償でございますので、これはいつでも導入できるものと考えております。

児童・生徒の発達の状況等によっては大変効果的であることも理解しております。児童・生徒一人一人の教育ニーズを見極めて、学習指導計画の中でどのように活用するのかを適切に判断することが重要と考えております。

来年度、山口市には特別支援学級が新たに2学級開設となりますので、年度初めに各学校にこの件につきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ちょっと確認を含めてですが、学校裁量ということでしたが、教室の教員格差によって使用できる児童、また、できない児童があってはいけないというふうに思いますが、その辺は各学校で徹底をされるということによろしいですか。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

まず、1点目、最後に申しあげましたように、特別支援学級が来年また増えますので、改めてこのデイジー教科書についての周知、全体的な中身についての周知を進めてまいりたいと思っております。

それから、このデイジー教科書につきましては、児童・生徒の状況に応じて使うことが大変効果的であると、場合によってはデイジー教科書よりも一般的なデジタル教科書のほうがいい場合もございますので、そういったことについては各学校での教育支援委員会の中で、どの子にどのような教材を使わすことが有効であるかということをも十分見極めて使っていこうと考えております。そういったことも教育的な指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 分かりました。

続きまして、資料4-2、22ページ、母子保健事業についてお伺いをします。

母子保健事業に特定不妊治療費・一般不妊治療費・不妊検査費補助金とありますが、まず、本市は県下最下位の出生率であることから、平成30年第3回定例会で、不育症に悩む方に対して検査、治療によって80%以上の方が出産にたどり着けるという報告をさせていることから、本市は出生率の向上のためにも不育症の方の対策として、治療費の補助の重要性について質問させていただきましたが、子育て支援課長からは、不育症で悩む方に対して子育て支援として何ができるか検討するとの答弁でありましたが、この予算の中に拡大的な余地があるのかどうかお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをします。

不育症につきましては、現在、さきの子育て支援課長が答弁申しあげましたように、まず、現在、市のホームページのほうで、不育症の紹介をさせていただいております。

不育症というのはまず理解を求めないかんということで、こういうものがあるという御紹介をさせていただいておりますが、現在、こういった不育症について専門としてお

る病院とか、あるいは産婦人科医というのはこの近所にごいません。

また、その検査方法とか治療方法なども明確な情報というのがまだ不足しておる状態でございますので、今後、国や県、あるいはこの近隣市町の動向等も注視しながら、こういったことの支援方法というものはもうちょっと考えていかないかのではないかとということで、まず、また将来ということになってしまうんですが、現在はまだそこまでは進んでいないという状況でございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（加藤義信君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） お許しを得ましたので、できるだけ重ならないように質問をさせていただきます。

1つ目、補正予算の関係で、別紙資料3のページ17、地域おこし協力隊員の報酬でございますけど、5名から2名に減員したというお話を聞いておりますけれども、初めからその人数がいなかったということなのか、その辺の具体をちょっと聞きたいと思ひます。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

5名から2名への減員の経緯ということでよろしいですかね。

資料3の17ページ、地域おこし協力隊員の報酬の減額につきましては、当初予算では最大5名の隊員を想定し、随時ホームページ等で募集しておりました。しかしながら、残念ながら応募がなく、また、平成31年4月時点における隊員3名のうち、そのうちの1名が9月末で退任したため、今回、2.5名分を減額するものでございます。

また、定めた期限はということで御質問、通告いただいておりますが、任期につきましては、地域おこし協力隊推進要綱に基づき3年以下となっております、9月末で退任しました隊員につきましては、任期満了によるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 分かりました。

2点目、同じく補正予算、資料3、ページ18、移住促進空家の改修費200万円、当初の見込みの家屋数というのは何軒であったんですか。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

移住促進空家改修費につきましては、当初予算で3件の補助を見込んでおりました。上限を100万円といたしておりましたが、3件の見込みでございましたが、実際は1件の実績でございました。

引き続き、ホームページのほか、まちづくり・企業支援課、あるいは空家バンクの運営をしております山県市の総合ボランティア・サポートセンター、こういったところとの連携も密にし、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 3点目、お尋ねをします。

印刷するとき大分間違えておまして、御迷惑をかけております。誤字とか、行数が違っております。ちょっと直していただきたいと思います。「贈与税」と書きましたが、「譲与税」でございます。

資料4—2の10ページだけ御質問いたします。

増額になっているところで、新しい事業だと今年度からスタートというお話でしたので、その中の面積50%、就業者数20%、人口30%という内容をちょっと示していただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） まず、1点目の1,905万円の増加の理由でございますけれども、2019年に全国的に多発しました台風被害状況を考慮しまして、災害からの復興支援とともに、森林整備を促進し、森林の持つ土砂災害防止機能強化を図るために、これは山県市に限らず全国的になされた措置でございます。

2点目の使用目的でございますが、森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てることとされております。

あと、この面積、就業者数、人口の内容でございますが、森林環境譲与税を100とした場合に、50%が私有林人工林面積、20%が林業就業者数、30%が人口の比率によって配分されるという意味でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） よく分かりました。

それでは最後です。一番最後、カットします。

資料4の55ページかと思います。交通安全対策費、カーブミラー設置工事で、例年、この金額ぐらいしか見込みがしていないわけですが、安心・安全とか、そういう視点から、前から冬場などにカーブミラーによって交通事故の不安も多いわけですが、何基見込みをして68万4,000円。新規だと思えますけど、どのくらい見てあるかということをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

カーブミラー設置工事の68万4,000円につきましては、アクリル製の鏡面本体のほか、取付け用のポール、設置工事費も含めまして、鏡面が60センチ、80センチ、100センチ、それぞれ3基掛ける3で9基分を見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 自分の意見を言うてはいけないということに注意を受けましたけど、情報提供をします。

私も知らなかったんですけど、カーブミラーの出荷は福井県が90%ぐらいを占めているということで、最近、安いものも製作したという情報が発信されていますので、ぜひまたそういうものもつけていただいて、もしそういう冬場に合うようなものがあれば、考えていただくということだけ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で上野欽也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位7番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から指名を頂きましたので、質疑を行いたいと思います。

まず、第1点目、議第4号、山県市の監査委員条例の一部を改正する条例について、副市長にお尋ねをします。

監査委員に関する事務を処理する事務局を設置するための条例の一部改正が提案されています。山県市ではこの間、私がいろいろ質疑でも取り上げてきました社会福祉協議会とか、人材シルバーセンターとか、山県市商工会、グリーンプラザみやまとか、体育施設の指定管理などへの補助金、毎年、支出をされています。

全員協議会で配られました第5次山県市行政改革大綱では、持続可能な財政運営の項目で、④補助金の見直しという項目を起し、そこには、補助金は行政サービスの補完という面や、行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段として有用であるが、厳しい財政状況下にあってはより効果のあるものへ重点化し、将来的に金額を縮減して

いけるような制度へとシフトしていく必要があります。従来からの慣例に縛られ過ぎず、効果や必要性等の検証と見直しに努め、より地域への貢献度が高いものに重点化していくなど、有効な補助金の運用を目指していきますと記述をされています。

補助金問題では、私をはじめ同僚議員もこの間、見直しなどを議会で求めてきました。今回の監査事務局を設置する趣旨は、こうした行政改革の一環として捉えましたが、具体的な監査の改革と強化の方向についてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

監査委員事務局の設置趣旨につきましてですが、地方自治法の改正によりまして、令和2年4月から監査制度の充実強化を求められることに対応したものでございます。

具体的な例としましては、監査基準を1月28日に策定し、通知をしておりますが、これを明らかにし、それに従った監査を実施していくということで、事務局が必要になってきます。

ちなみに、県内21市の中で監査委員事務局を設けていないのは、山口市だけでございます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 地方自治法の改正に基づいて、監査のところ、充実強化を図るということでした。

それで、これに伴って、具体的に監査事務局はどこに置いて、実際に体制上はどのような形で補強されるかについて再度質問いたします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今考えておりますのは議会事務局の中に、議会事務局員が兼務をして設置すると、このように考えております。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 事務局の中に兼務で設置をするということですが、時間的な対応等を含めて、新たな業務をやるということで、体制的な補強については何か考えられているのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今のところ、この人員でできると考えております。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 次、行きます。

議第7号の山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、副市長にお尋ねをします。

議第7号の資料1の11ページです。

改正案では、監査委員のうち、識見を有する委員の報酬を月額2万4,000円から3万6,000円に引き上げ、議会選出委員も月額1万2,000円から1万8,000円に引き上げる、さらに、監査専門委員を新たに設け、日額1万6,000円とする内容になっています。

まず、監査委員のうち、議会選出委員の月額報酬を引き上げる根拠は何か。議員は行政を監視、チェックする機能をもともと有しています。無償としないまでも、引き上げなければならない根拠についてお尋ねをします。

次に、新たに監査専門員を設置するとの提案ですが、日額の設定が想定されています。したがって、識見ではなく、会計監査資格などを有した方と考えられますが、どのような方を想定し、当然、会計監査だけでなく、業務監査、指導監査も職務として想定されているのか、年間何日程度の監査業務を想定しての依頼を考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

監査委員の月ごとの業務でございますが、このところ非常に多く、出勤をお願いしているところでございます。こうした中で、県内21市におきましては、8割ほどの自治体が月額として報酬を定めております。

この中で、本市を省いて最も低い報酬、これは識見委員の場合で3万6,000円、議員選出委員の場合で1万8,000円でございます、本市の1.5倍となっております。そうした中で、地方自治法の改正による監査制度の充実強化を踏まえまして、今般、県内の中で月額報酬が最も低い水準に改めようというものでございます。

次に、監査専門委員につきましては、今般の地方自治法改正によりまして、監査委員の専門性を補完するために、必要に応じて調査を委託できるようにするものでございまして、委託先に関しましては、議員が御発言のように、公認会計士等の会計実務に精通された方、また、情報処理技術（IT）や建築、各種法令など、多様な分野での専門性が想定され、あらゆる場面での監査において補完されることが想定されております。

なお、当初予算案では、取りあえず5日間を計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 全体的に監査制度を充実強化するというところで、他市の一番最低

ラインに合わせるということですので、大変かと思いますが頑張ってくださいと思います。

専門性を有したということで、取りあえず5日間ということでしたが、これは実際に監査のチームに入るわけですね、委託をするというよりも。実際に入っていて、その方に特別に5日間程度、重点的にお願いをするというような中身になるのでしょうか。それとも全く独立をして、委嘱をして、報告を聞くという形になるのか。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今考えておりますのは、委託という形でこの物件について監査を願いたいというような形でまず監査をしていただいて、その監査結果を監査委員2名に報告していただき、そこで当然、議論はあると思いますが、そのような形式で考えておるところでございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。監査委員会に対して具体的に、監査委員という一人一人権限がありますから、そこに対して提案をされるということでしたが、これは実際に5日間という根拠、どんな部分をどのように想定されてやろうとされているのかをお願いします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今のところ、取りあえず5日間ぐらい、会計士というところで設定しておりますが、必要に応じて、これは補正なり予備費なりで対処していきたいと、このように考えております。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。

ぜひ監査強化という意味で、引き続きその部分は強化していただきたいと思いますが、4点目の文化芸術奨励事業補助金についてということで、他の議員も取上げになりました。それで、200万の額は膨大かどうかということもあるんですが、大体……。

○議長（吉田茂広君） 福井君、3点目が飛んでいますが、よろしかったですか。

○8番（福井一徳君） 飛んで……。失礼をいたしました。

議第8号の山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号の資料1の14ページです。

級別基準職務の職務表記の適正化を図り、管理職手当支給率の上限を国の水準となるよう改正するとなっております。以前、たしか理事兼の管理職手当をめぐり、条例に記載されていないことについて、新聞に載っていたと記憶しています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目、地方公務員で、人口規模からすると給与水準は厳しいものがあるとの指摘を聞いたことがあります。管理職手当の支給率の上限を国の水準に引き上げることは問題がないのか、他市の場合はどうなっているのか。

2点目、私は職務に必要な給与を支給することには異論を唱えるものではありませんが、理事の位置づけと困難な業務を行う課長の違いは何か。「理事兼」ではなくて、「理事又は」としたのはどのような意味合いがあるのか、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） まず、1点目でございますが、県内各市の管理職手当上限の規定状況につきましては、21市中14の市が上限の率を25%としております。15%としておるのは、山口市を含め3団体のみでございます。

なお、上限率を25%としている他市についても、その範囲内で職務の特殊性に応じた額を支給しており、本市においても上限の額を支給するというのではなく、あくまでもそれぞれの職務の特殊性に応じた適正額を支給するものでございます。

次に、2点目の理事と課長の職務につきましては、市の行政組織規則で定めております。課長は、市長の運営方針に基づき市長、副市長を補佐するとともに、所掌事務の統括及び部下の監視、監督を行うと定めております。一方、理事につきましては、市政運営上重要な事務を掌理するため、置くことができるとされており、市長が必要と認める場合に適時置いているものでございます。

理事と課長の職務は異なっておりまして、必ずしも兼ねるものではなく、理事のみ、または課長のみの場合もあるというようなことで、「又は」としているものでございます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。全体で上限を設定して、その中で職務に応じて、上限の範囲内で設定をするということでしたので。

それで、今まで、現状のところでは、理事兼の総務課長とかというふうに兼務になっていますよね。今の副市長の御説明ですと、理事兼ではなくて、課長のところで、今までの15%をさらに上げるということができるようになる条例改正というふうに理解しましたけれども、当面、具体的にそのような形に変えようとしている予定があるかどうかお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今、理事のみは1名おります。創生監という名前がついておりますが。あとは4名ほど、理事兼何々課長ということで、課長を兼務していただいているというところがございます。

なお、やはり先ほど説明しましたように、理事という職務も規則の中に規定しておりますので、むやみに理事をつくったり、また、課長の手当をむやみに上げるようなことは今のところ考えておりません。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

次に、4つ目、文化芸術奨励事業補助金について、同僚議員が先ほども質疑をされましたので、私は1点だけお聞きしたいんですが、これ、200万という金額が設定されているんですけど、具体的な中身について御説明をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

具体的な中身ということでございますが、先ほど言いましたように、詳細、まだ決定されておられません、アマチュアバンドによるコンテストを行うものでございまして、主な内容といたしましては、ステージの設営や音響設備の設置など、あと、イベントの告知などが予定されております。

うちも話を頂いたときに、山口市になって4回ほど開催したと先ほど言いましたが、そのときの金額を参考にして200万円という額を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） これから始めるということなので、再質問ですが、具体的に、実際に行えられるのかどうか、そのような今状況についてどんな段階なのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） もう一度お願いいたします。

○8番（福井一徳君） ごめんなさい。これからということでしたので、具体的な準備状況ですね。過去にこれだけの金額があったので、これから応募して、なければやめるといようなものなのか、そういう事業でしょうか。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） どうしていくかということで、その当時、13年前ほど前になるんですが、その当時にバンドでどん実行委員会というのがございまして、

たしか夢先案内所とかいう名称だったと思いますが、その実行委員会がまだ残っておりまして、その方から御相談を頂いたと。それで、そちらにお任せしてございますので、うちとしては補助金のほうで4—4の30ページでしたか、11月頃に、11月下旬を予定に開催するという予定しか、今のところは聞いておりません。

今後につきましてもその状況を見ながら、効果があるものなら継続していくという形になるのかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解しました。

次は、5点目、公共交通で、新規路線準備業務委託料についてということで、議第23号の令和2年度山県市一般会計予算、資料4—2の17ページ、資料4—4の14ページです。

資料4—4、ページ14によれば、新規路線に向けたガイドブックの発行が記されています。新規路線は、利用者の乗り継ぎも考えると、山県市民全体に告知が必要な内容でもあると思います。市民への周知徹底の観点からも、全世帯への配布が前提かと思われませんが、どの程度の内容で、配布対象や部数等についてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

ガイドブックの内容につきましては、今現行ありますガイドブックに新規路線を追加するような形で発行を考えております。ただ、新規路線をどこをやるかというのはまたこれからの公共交通会議の状況次第ということもございますので、一応、現在のガイドブックに追加するような形で路線を検討しておりまして、配布対象につきましては、全戸配布を予定しております。作成部数としては1万部程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。これから具体的に新規路線の検討が始まるということですので、発行はそれ以降ということですが、結構、市民の皆さんに徹底するというのは大事だと思いますので、ぜひその点、よろしくお願いします。

6点目、移住支援業務委託料について、議第23号 令和2年度山県市一般会計予算で、資料4—2の17ページ、4—4の17ページです。

事業内容として、特に新婚や子供世帯を呼び込むために重点地域を定めるというふうに書かれています。北部地域は田舎暮らし体験促進事業として400万円計上されています

ので、重点地域というのは利便性も考慮をした、近隣でもいろいろ、新しく岐阜市から子連れで新築引っ越しをされたりというような事例も見ておりますので、そういう範囲はどういうふうに広げて考えるのか、今のところどのようにお考えなのかをまちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

山県市の南部地域は、空家バンクの登録が北部地域に比べてやや少ないという傾向があります。このため、特に子育て関連施設や生活関連施設が集まるような高富地域の一部を重点地域として、空家バンクの登録促進事業を行うという予定でございます。

一方で、北部地域は関係人口の増加による移住促進を図る事業を予定しております。以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の答弁で、具体的には南部地域、交通の便のよさとかいろんなことを含めて、子育ての世代が利用できる範囲ということですので、これは南部といえれば要するに旧高富地域、高富町地域というようなことを含めて考えられるかどうか、その点だけお願いします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） そのとおりでございます。高富地域を考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 7番目です。栗ゾーンの整備事業についてということで、議第23号、一般会計予算で、資料4—2の24ページです。

管理委託費が200万円計上されています。同僚議員が一般質問で、栗栽培の農家支援について取り上げられるので、私はこの184アールの栗ゾーンの苗木の本数及び管理事業の中身、事業の委託先についてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

まず、184アールという議員の御質問の面積でございますが、これは将来的に最大整備が可能な面積でございます。今年度、来年度につきましては、70アールの整備でございます。

栗の本数につきましては322本、内訳としまして、利平栗162本、丹沢70本、銀寄70本、

ぼろたん20本になります。

管理内容につきましては、除草作業、肥料散布作業、凍害対策作業、剪定作業、補植作業となっております。

委託先につきましては、栗の管理作業に経験があり、地域に精通しておる事業体にお願いたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 利平栗、半分ぐらいを植えてということですが、今後の山県市の名産、これをきちっとするという意味でも重要かというふうに思いますので、この点は引き続き重視をしていきたいと思っております。

続いて、8点目、市内企業等活性化事業補助金についてお尋ねをします。

一般会計予算の中で、資料は4—2の26ページと、説明、全員協議会でお配りいただいた説明資料を含めてお聞きします。

この事業の補助対象になる山県市の事業者数はどの程度か、既存の事業者数と、起業・開業予測数、予定数、それからその他の対象ごとにお尋ねをしたいと思います。また、補助金の額に関して、分類別に金額が設定されていますが、分類別に想定されている補助件数は大体どの程度なのかと、それから、域内の好循環事業を重視する視点は非常に重要なので、この部分の想定もされていればお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

対象となる事業者は、山県市に本社、本店のある事業者で、既存企業、中小企業者数は、2016年のデータですが、中小企業庁が出しているもので1,047件あるというふうに考えております。創業者の数というのは予定できませんが、5事業者ぐらいを目標にしております。また、さくらカンパニーの認定事業者は現在のところ、10の事業所ということになっております。

それから、分類ごとの予定補助件数というものですが、一般型を20件、創業型5件、小規模型を20件、全体で45件程度想定しておりますが、補助の金額によっては変化するものというふうに考えております。

域内好循環ということで、本補助金が山県市内の経済に波及する効果を狙っているものですが、初めてのケースでございまして、今のところ想定はできておりません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） まち・ひと・しごとの創生の新しい計画の中にも、そうした具体的な中身が書かれているんですけれども。それで、過去の事例でいえば、高富の天王寺とか、それから谷合とか、そういうところが非常にメッカだったと。しかし、今、なかなか厳しいというのがあるんですが。

この事業で、中小企業の振興条例そのものは、中小企業の振興条例は中小規模だったんですけども、小規模振興条例というふうに、この間、金融庁は重視しているんですね。もっと、要するに、本当に身近なところの事業者を支援しようということなんですけれども、そういう点でいうと、かなり審査のハードルを下げるというか、本当にやってほしい小さい零細事業なんかも含めて何か支援できるような中身が、せっかくこういう制度をつくるのでいいんじゃないかなと。

事業を新規にやられておる方ももちろんそうですけれども、そういう細やかなところの対応ということについて必要だと思うんですが、その辺りは特別に何かそういう配慮とか、検討をされているんでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） ここの中で小規模型というのをつくらせていただいたのは議員御発言のとおりでございます。本当に零細、小規模な方に対して枠をつくって、事業を持続するということに対して助成していきたいという意味合いが込められておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ぜひそういう中身を多くのやっぱり事業者、窓口は商工会だと思うんですけど、商工会に入っていないような小さな業者さんもいろいろみえると思うので、そこに対する周知徹底、告知をぜひお願いをして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、午前に引き続いて質疑をしたいと思います。

9番目で、地域経済の牽引事業について、議第23号の一般会計予算、資料4—2の27

ページ及び説明資料です。

新製品の開発は、地域牽引事業計画を策定し、県の承認を得て進めるとの答弁をいただいておりますが、平成31年度は3社、令和元年は11社の予定でした。今年ほどの程度を、今年度は見込んだ予算を検討されたのか、また、この間のこの事業に関わる成果はどのようなようになってきているかお尋ねをします。まちづくり企業支援課長、よろしくお願ひします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

令和2年度の地方創生推進交付金を活用した水栓バルブ業界の設備投資への支援は、5社を見込んでおります。

実績については、平成30年度の実績ですが、新規雇用者が、バルブ業界で目標が45人であったのに対して53人、また、設備投資事業を行った3社の付加価値額が7,800万ほど増加しました。ちなみに、目標額は5,000万円で行っていました。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、雇用も新たに計画を上回ったという実績が出ていたということですけども、5社というふうに今お話をされましたが、平成31年度の3社、それから令和元年の11社と、今予定をしている5社というのは、それぞれダブリではなくて、全く違う事業かどうかという点についてお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 地域経済牽引事業計画を立てられた会社は、現在14社にまで増えております。推進交付金を活用したこの支援は、事業計画を立てられたところということで御案内をしているところですが、令和2年度の5社につきましては、まだどこがということは特定できておりませんが、内容についても新製品のみではなくて、環境といいますか、鉛が入った材料が、もしかしたら環境基準のほうで厳しくなるんじゃないかということで、今度はそちらのほうへシフトしていこうということで目標を立てております。そうしたことに取り組む事業者が現れた場合に、5社を上限として現在考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な事業計画を立てている企業が14社ということでしたので、その部分でいうと、今までこの事業で補助金をもらってやっている企業が、新たに新

分野でやる場合に、それを兼ねてもらおうということは可能かどうかということと、それから、事業計画で、やっぱり地元の地場産業を強化するという意味で、この事業を推進するというのは非常に重要だと思うんですけども、そういう意味で、今後、この計画を出して進めていくというような企業はどの程度見込んでみえるのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

今までやられた会社でも、新たに計画で新しい補助金の申請が出てくれば、これは可能ということでございます。

それから、今後どれぐらいという見通しは今のところ立っておりませんが、先ほども言いましたように、テーマが、今までの新分野や新商品の開発からもう一つ増やしまして、環境基準に合わせた製品の開発といたしますか、例えば切削機械の導入ですとか、そういったものをテーマとしておりますので、まだこれが業界の中で浸透しておりませんので、ソフト事業なんかを使って、業界の中で環境基準に合わせるということをまずは啓発しながら、それに合わせた、例えば設備投資が必要なのかどうかというのを検討していただいた上で申請していただくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 次の質問に行きます。

香り会館の管理費についてということで、議第23号の一般会計予算です。

資料4-2の27ページです。

指定管理により、ハーブを売りに進められています。奥には大型のカラフルな遊戯施設もあり、休みの日には訪問者もありました。ここの喫茶店も前からずっと改装されて、雰囲気も非常によくなっているんですけども、この施設に訪問される子連れの方々に利用していただくために、食事メニューやドリンクメニュー、価格など、具体的な運営のすり合わせなんかはどうなっているか。あそこへ来た方がほとんど寄られるわけではないんですね、ずっと見ていると。こういうような点、どのように進められているかをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 現在、ドリンクメニューについては52品目、食事メニューは28品目、このうちお子様用のキッズプレートというのが2種類あります。また、価格については私のほうでも把握はしております。

運営に関しましては、毎月報告書をいただいております。その中で、入場者数や売上

げなどを確認しておりますし、運営の改善点などがあればその都度協議をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実際に、事業状況、指定管理になってからどのように利用が前進しているかどうか。毎月の報告書があるというふうにおっしゃっていましたが、そこらあたりは前進しているのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

昨年からの事業開始でございまして、昨年との比較という面では、昨年よりは入場者数、それから売上げ等も改善しておりますし、一番大きかった理由は、やはり栗まつりがあったというのが大きいんですけども、売上げ等には。入場者数は、体験などのメニューも増やしていただきまして、改善しておるといふふうに私どもは捉えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。

次、グリーンプラザの管理費についてということで、これも一般会計予算の中、資料4-2の27ですけど、昨年の第1回市議会でも、グリーンプラザみやまの課題を取り上げました。詳しく触れませんが、市内有数の観光資源であり、事業収益性が見込める事業であり、この間の投資金額も踏まえて、市と事業者がウイン・ウインの関係でいけるように、次回の指定管理の事業募集では協定書の見直しも進めたいというような答弁もありました。来年か再来年じゃないですが、そろそろその時期が来ているのではないかなというふうに思いますので、今回も改修とか修繕が計上されていますので、次期に向けた、そうした準備状況についてどうなっているか、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

令和2年度のグリーンプラザみやまの整備につきましては、老朽化に伴う改修で、入り口の改修やコテージ内のクロスの変更などを予定しております。

現在の指定管理は、令和2年度で契約期間が満了となります。令和3年度からの運営については、指定管理制度の継続を含め現在検討しておりますが、具体的な方針や協定書の内容についてはまだ詰まっているところではございません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 令和2年、今年度いっぱいということになると、具体的には、今年度中に、来年以降ですね、の運営については募集をするというような関係だと思っておりますけれども、以前、議会の中でも議論した関係で、協定書についての見直しもすることなので、それについても含めて、これから具体的に検討し、準備を進めるといことになるということですね。これ自身も、実際に公募を前提にしながら募集するという形になるのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

当然、公募の方向で今検討しております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、12点目、道路改良事業についてということで、これも令和2年度の山県市一般会計予算、資料4—2の28、建設課長にお伺いします。

道路改良工事費について、2億4,868万3,000円が計上されています。山県インター開通に伴って、美山や大桑、いわゆる北部地域から東海環状を利用する場合に、山県インターへは富岡橋経由で利用することになります。岐阜バスの整備工場の信号のところの混雑は以前から改善の声がたくさん寄せられています。実際に右の矢印信号をつけられないのかということも、私は市民の皆さんから具体的に言われまして、山県署に聞きに行きました。そうしたら、実際、あそこに信号をつけると、後ろに車がずっと数珠つなぎになって、片側1車線なのでかえってできないので、あそこは状況を見ながらというような形でした。現状、非常に、今度インターができるともっと利用する人がやっぱり増えてくるというふうに思いますので、そういう中での具体的な整備、喫茶店横の道路の歩道の拡張など、現状でも改善を求められる部分があるので、この道路改良工事については、こういうものがこの計画の中にどのように盛り込まれているかをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

市道の国道256号バイパス交差点から国道256号交差点までの間についてですが、現在、鳥羽川河川改修計画と整合を取りながら、市道改良計画を富岡橋も含め作成中でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的に、いつ頃までにどのようにやる計画で進めてみえるのかと。先ほど、富岡橋は令和3年から5年の間で改修工事をやるという計画で進めているというようなお話があったんですが、そこも含めて、もう少し具体的などころをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

先ほど、令和5年までに富岡橋改修を行うということでございましたが、これに関しては取付け道路でございますので、西側に関しては、令和5年までにできるだけ完了できるように事業を進めてまいりたいと思います。東側につきましては、256号バイパスのインター以北の改良も含めて、工事をやることによって交通規制等の全面通行止め等が出てきてございますので、256号バイパスの北と併せて改良計画を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再々質問できますよね。

バイパスと併せてということは、五、六年ですよ、西回りが完成する間までにやるということで、バイパスの工事と併せてなので一方通行になったり云々ということで、もっと混乱するというのでしょうか。早くその部分だけやるとか、そういうことではないのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再々質問にお答えします。

今考えている工法でございますが、喫茶店と交差点のところですけども、256号の薬局がございまして、なかなか迂回路というのが考えにくい、設置しにくい状況でございます。東側に関しては、256号のインター以北のバイパスが完成した後に施工と考えております。これは、交通渋滞を極力避けるためでございます、今現在、交通渋滞している状況を早く回避するには、256号バイパス、インター以北を早期完成するという目的をまず達成していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 次、山県バスターミナル整備事業についてお尋ねをします。

資料が4—2の28です。

整備工事費に2億9,070万円が計上されています。待合室の整備とともに物販や飲食の事業者を誘致するなどの計画がありましたが、現状ではどのような状況になっているのでしょうか。まち・ひと・しごとの中にもそのようなことの具体的な記述があるのですが、今後の計画の見通し等を含めてお尋ねします。

それから、岐阜バスの整備工場の移動についても進捗状況についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

待合所の整備については現在設計を行っているところでございます。また、物販や飲食等のにぎわいを創出する施設については、民間事業者の提案を募集する予定でございます。現在準備を進めているところでございます。計画に大きな変更点はございませんが、にぎわい施設の駐車場へ国道から直接進入できるよう、レイアウトの変更を予定しております。

岐阜バスの整備工場の移転につきましては、用地買収が現在完了し、一部整地工事が始まっております。バスターミナルの事業に合わせて工事を進めていく計画となっております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 物販の関係は、民間の募集も含めてこれから行っていくということでしたが、こちらの中には特産の販売とか、そういうことも含めたバスターミナルを玄関口にしたいというようなことの位置づけが書かれているんですけども、その点でいうと、来年の4月にオープンですよ、遅くとも。という関係でいうと、例えばその部分はなく、待合室だけ整備して、一旦はスタートするとかというようなことも含めて想定されているのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

現段階では、このバスターミナルと同時にオープンするという事で検討しておりますので、待合所だけという考え方は、現在のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。きちっと計画が進むことを祈っています。

14番、建築物耐震改修補助金ということで、耐震を計画している事業者に、市の負担部分8,000万円を含めて補助金が3億935万8,000円計上されています。この事業の詳細に

ついて、建設課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

補助金の応募基準に関してでございますが、山口市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱によるものでございます。これは、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害防止をするため、建築物等の耐震性向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、山口市の区域内に存在する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。応募方法につきましては、建設課窓口へ御相談ください。

また、想定されている事業者数及び規模についてでございますが、これは、事業所数は来年度1事業所で、規模は、改修延べ面積6,921.8平方メートルでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 想定は1事業者で6,921ということですが、1者ということですね。岐北厚生病院ですか。それだけ。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） お答えします。

岐北厚生病院でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 地域の病院として重要なので、ぜひそこは支援をしていただきたいと思います。

15番目、総務管理費の委託料、文書管理システム導入委託料についてということで、一般予算の中で、資料4の42ページ、理事兼総務課長にお伺いをします。

新規にこの分の文書管理システム導入ということで、委託料が計上されているんですけども、従来の文書管理システムとは別のものと思われるんですけど、1,000万のシステムの内容及び毎年更新されるのかどうか、委託料の金額設定はどのようにされているかお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、当初予算に計上した理由でございますが、現行システムの納入業者から、来年度をもってシステムの提供及びサポートを終了するといった連絡を受けておりまして、

市といたしましては、今後も公文書を適切に管理するために文書管理システムの活用が必要と考えておりますので、新たにシステムを導入するものでございます。

そこで、御質問の1点目、システムの内容でございますが、基本的には現行システムどおり、收受登録した公文書や、作成した公文書の保管から廃棄に至るまでの一連のプロセスを、全職員がそれぞれのパソコンで使用できるシステムを考えております。

御質問2点目、更新につきましては、過去、平成15年に導入を行い、平成21年、平成27年にサーバー等の機器を更新しており、令和2年度が更新を行う時期に当たります。

御質問3点目、1,000万円という予算額でございますが、こちらにつきましては、過去の導入費用や、業者からの見積りを考慮し設定したものでございまして、これを上限に、プロポーザル方式で業者選定をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。

次、16番目、総務管理費の負担金補助及び交付金の派遣職員給与差額負担金についてということで、一般会計予算の資料4の43、派遣職員給与差額負担金について854万6,000円が計上されています。この派遣先及び派遣人員、金額についてお尋ねをします。例年、850万程度が計上されていますけれども、人事派遣の内容も併せてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 当該負担金は、岐阜県、そして岐阜市の2団体と山県市との間で各1名の職員を交換派遣し、その給料差額分を負担するものでございます。現在、岐阜県、岐阜市とともに課長級の職員を受け入れ、また、うちからは主任級職員を派遣しております。負担金につきましては、過去の実績に基づき、岐阜県分397万8,000円、岐阜市分456万8,000円を予算計上したものでございます。

次に、2点目の派遣する事情についてでございますが、現在、県と岐阜市と相互人事交流が行われておりますが、派遣されるうちから行く職員は、やはり異なる組織で経験を積むことによりまして、スキルアップやキャリアデザインの意識向上、そして人脈形成等を得ることができると思います。また一方、山県市に派遣していただいている、国、県の職員の方に対しては、市職員が専門的知識の吸収や業務のノウハウの習得、そして、意識改革等を行うことができるため、大きなメリットがあると考えて実施をしているところでございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 8 番 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告のとおり質疑をさせていただきます。

議第23号 令和2年度山口市一般会計予算、資料4—2の25ページ、普及啓発業務委託料について、先ほど別の議員のほうから説明がありまして、事業の内容をお聞きしたんですけれども、その事業内容についてお聞きしたいと思います。

ウッドワーク事業の中に、森の鉛筆作りなど体験事業が含まれているということで先ほども御説明いただいたんですが、この対象となる事業についての御説明も先ほどされたんですけれども、ちょっと理解ができないのでそのあたりについて再度質問をさせていただきます。

鉛筆作りなどの事業は、昨年も夏にみやまの森などで開催をされていたと思います。実際に参加もさせていただいて、すごくいい事業だったんですが、前年に同様の事業が行われていると思うんですけれども、この事業に関してのみでお聞きするんですが、これがその対象となった理由をお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

ウッドワークにつきましては、議員御質問のとおり、まず、色鉛筆作成と木のスプーン作りにつきましては、今年度非常に好評でございましたので継続して来年もやるということと、あとプラスをしまして、大人を対象にしまして、木の椅子ですとか竹を使ったザルですとか、そういった方面もプラスしてやる予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 前年の事業を継続するとともに、プラスで大人の方へもということで、この事業が新規の事業と扱われるのでしょうか。それとも、先ほど、別の議員の質問のほうにお答えになられたときに、同じ事業であってもできるというようなお答えもあったかと思うのですが、そのあたりをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 森林環境譲与税の考え方としましては、既存の国とか県の補助メニューで対応できないもの、それですくえないものを基本的に新規事業と考えておりますので、このウッドワークにつきましては内容は若干変わるんですけれども、

森林環境譲与税を使った継続事業というふうでの位置づけをしております。

〔「違うぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後 1 時 28 分休憩

午後 1 時 29 分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ごめんなさい。今年度やりましたウッドワークにつきましては、県の森林環境譲与税を使った事業でございまして、来年度やるのは国の環境譲与税を使ってやる事業でございまして……。

〔発言する者あり〕

○議長（吉田茂広君） ちょっと静粛に願います。

どうぞ。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今年度、県の対象でやらせてもらったんですけども、来年度からウッドワーク等、こういう事業につきましては事業内容が、1つの事業が500万円以上の事業でないとできないというふうに県のほうが変わりましたので、それに対応するために、それで県のほうの環境譲与税が来年使えなくなったので、国のほうの譲与税を使って事業をやるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 確認なのですが、前年は県の補助事業で、来年度は国の補助事業としてされるということで、新規という形の事業という捉え方なのでしょうかという点と、先ほど、継続の事業であっても対象になるというような答弁があったかと思うのですが、そもそも、継続の事業も対象となるのであれば、新規の事業でないといけないという概念はないと思うんですけど、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） まず、1点目の、今年度は県のほうの森林環境譲与税を使って、来年度は国のほうの環境譲与税を使うということで、国の譲与税を使ってやる普及啓発事業につきましては、そういう意味で新規ということでございます。国の森林環境譲与税につきましては、既存のそういった、今ある国、県の補助事業等にはない事業であれば新規事業になりますので、それは元年度、今年度やっても来年やっても、それ

は認められるという、そういう解釈でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時41分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町祥江君にもう一度質問を認めます。どうぞ。

○1 番（寺町祥江君） 普及啓発業務委託料のみについてお聞きしていますので、ここの範囲だけでお聞きをしますが、この中にあるウッドワーク事業につきましては、令和元年度も同じ事業を行っておりますが、本年度の予算としては、事業としては継続事業という捉え方でよいのかということと、この森林環境譲与税、国のほうからのものについては、令和元年度以降の新規の事業であれば、継続事業であっても対象となるということとよろしいでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） まず、事業自体、内容的なものにつきましては、今年度やったものを来年度継続すると、事業内容はそういうものでございます。

先ほど来申し上げておるんですが、今年度につきましては、県の森林環境譲与税、森林環境税の事業としてやったんですけれども、来年以降は国の森林環境譲与税ということで、そういう区別をしておるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） もう一点、答弁漏れがありますけど、令和元年度からの事業なら継続できるかどうかということをお尋ねですけど。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 令和元年度からであれば継続できるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 質問を変えます。

同じく議第23号 令和2年度山県市一般会計予算、資料4—2の27ページです。

円原川周辺整備工事についてお尋ねをいたします。

全協の場でも簡単に説明がありましたが、この事業内容についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

円原川周辺整備工事につきましては、円原の伏流水を訪れる方が増えており、ドロマイト鉱山の事務所跡地をお借りして、10台程度の駐車場を整備し、また、旧北山小学校付近の県道と市道の分岐点に誘導看板を設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

訪れる方が増えているということで大変いいことだと思うんですが、この増えているという実態をどのように把握されているかということをお尋ねいたします。訪れている方の人数ですとか、どういった方が何を目的に訪れているかということ把握されているようでしたら、そちらをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

増えているといっても数えているわけではございませんが、周辺の住民の方から聞き取ったり、それから、私どもの職員が出向いていったときに、日曜日とか夏場ですね、多いときには1日100人以上来ているんじゃないかという情報がありまして、皆さん御承知のように狭い道路でございますので、道路周辺におかれまして、車を置いたときに地元の方に迷惑にならないようにということを考えております。それでどういった方が来てみえるのかということですが、カメラマンといいますか、カメラが趣味の方、これはいろいろなところに写真が載っておりますので、そういうのに皆さん刺激を受けまして、特に夏場の朝早くに来る方が多くみえるということです。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

今、カメラをされている方で、夏場の朝早くというお話でした。先日、担当課でお話をお聞きしたときにも、ぴあ、これはMOOKと読むのでしょうか、中部、『東海から行く！春夏の絶景2020』という雑誌の表紙に円原川がピックアップされまして、中のほうにもすばらしい写真が載っているんですけども、春夏の絶景ということで、これから春、夏という季節を迎えるときに、この雑誌を見てお越しになられる方も大変多いかと思うのですが、その時期にちょうどかぶって工事をされたりとかということで不便なことがないかということと、ただ、そういった面では、整備は早く求められるとは思うん

ですけれども、このPRの時期と、そういった工事の時期をどう考えて進めていかれるかという点についてお尋ねをして終わります。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 駐車場整備といたしましても、整地程度というふうに考えておりました、そんなに長い期間がかかるとは思っていません。

PRは、山口市でも観光協会とかでもさせてもらっておりますが、実際、ネットとかのものを見ていらっしゃるんだろというのが多いんだろと。それから、たまたま、去年ですが、民放のテレビ番組で取り上げられたというのがありまして、そういうのが大きかったんだろというふうに思っています。

工事期間は短いものですから、まだ正式に土地をお借りできることにはまだなっておりませんが、これを早くして、できるだけ早く整備をしたいなというふうに私どもは思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 先ほど質疑を出してあったんですが、質問漏れをしていましたので、1点だけよろしいでしょうか。

それでは、資料4—2の15ページ、議第23号ですが、防犯推進員報酬316万1,000円について、人選とその役割の内容をお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

防犯推進員は、令和2年度から導入される会計年度任用職員に該当しておりまして、その人選につきましては、公募が原則とされております。したがって、市ホームページで公募を行い、応募のあった方を面接の上、採用を決定したというところでございます。

業務内容ですけれども、不当要求に対する対応、防犯設備、防犯灯とか防犯カメラのことでございますが、の設置及び維持管理、青色回転灯防犯パトロール活動、犯罪被害者支援に関する事務、交通安全に関する事務を予定しております。

なお、公募に当たりましては、危機管理及び地域防犯における専門的な知識を有する方ということで条件をつけさせていただきまして、結果として、警察官のOBの方を採

用する予定でございます。知識と経験を生かしていただくことで、危機管理あるいは地域防犯の取組を充実させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○13番（武藤孝成君） 了解です。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 許可を頂きましたので、第5次山県市行政改革大綱というのはこのあれにはないんですが、この場を議長にもお願いしましたが、この場を借りてでないちょっと質問というか、注目というか、意見というかできませんのであれなんですけど……。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君、議案にありませんので、質疑はできません。

○9番（山崎 通君） できませんか。これ、いつ。そうすると、本来なら、この議事日程の最後のところに、このことについてというのを作らないと本当じゃないと思うんですわ。これ、頂いただけで進んでいってしまうもので、もうこれ、来月から始まって、半月たつとスタートしてしまうもので。わざわざ今、僕、こうやって言ったんですけど、発言ができないということならやむを得ませんが、これについては多少、進行するに当たっては難があるかなというふうに思いますので、個人的にまた、副市長にでもお話ししてきます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 質疑、実は出してあったんですけども、過去に記述をした中身だということだったので、やっぱり、今回提案されているのでお聞きをします。17点目になります。

山県市の過疎地域自立支援計画の変更についてということで、資料は7及び自立支援計画という、こちらの資料の参考資料という部分、頂きましたのでお聞きします。

参考資料の6ページには、デマンド型の車両購入事業として991万4,000円が計上されています。まず計画を変更して、その後に決定されれば事業執行されるという関係だと

思うんですけれども、この間の実証実験で、お年寄りが乗車されると、ワゴンタイプの車両だもんですから、これ、実際に私も乗ってみてあったことなんですけど、ステップが高くて転んでしまって大変になって、皆さんで手助けしながらというようなこともあったんですけれども、そういう部分と、もう一つあるのは、ワゴン車の場合に、取っ手ですよ、私も実際そこにいて気がついたんですけど、市バスなんかだと下まで取っ手があるんですよ。お年寄りのおばあさんなんかつかまろうと思ったときに高いんですよ、届かない。

だから、部分的にそういう、例えばオプションでローステップが出てくるというようなものがありますし、市バスのような長い手すりというのは改造してつけることも可能だと思うんですけど、実際に乗られる方を対象にした場合に、そうした車両の購入に当たって、その仕様のところをどういうふうに考えてみえるのかなと。ちなみに、そういう意見について、私は企画財政課のほうに、実際に乗ってみた感想も全部含めてレポートをお出ししたんですけど、購入の仕様についてどのように配慮されているかだけお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） お答えします。

過疎計画のほうには上げさせていただいたというのは、これ、当初予算には当然まだ載っていません。公共交通会議の結果次第でどこを運行するかというのは今後出てきますので、もしハイエースとか、そういうワンボックスを買う場合は補正予算でお願いする形になると思います。ということで、過疎計画を上げてないと過疎債を借りることができませんので、ここに上げさせていただいた。

ただ、今言われたような車種については、まだ特に決定したわけではございませんが、確かに今実情を見ますと、ほとんど75歳以上の方の利用が多くて、ほとんど無料の方でバスを運行しておりますので、そういうステップのついた車両を購入するには検討しております。ただ、今のところは2車ほどあるのですが、1車はオプション、もう一車は標準であるようなことを伺っております。ただ、随契にするのか入札するのかは難しいのかなと。ただ、それは最初からステップが出てくると、あと、手すりをどうするかというのは仕様の中に組み込んで、乗りやすいような車を購入したいとは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はないようですが、この際、厚生文教委員会に所属する議員各位に申し上げます。

議第33号の第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、議第34号の山県市公共施設等総合管理計画の変更、議第35号の山県市過疎地域自立促進計画の変更についての3議案につきましては、実質的な内容が2つの常任委員会の所管にまたがっていることが想定されます。しかし、慣例によりまして、この3つの計画につきましては、この後、総務産業建設委員会のみへ付託することとしております。つきまして、厚生文教委員会に所属の議員におかれましては、本市の申合せ事項に関わらず、厚生文教委員会の所管に属することへの質疑も認めさせていただきます。

今の私の発言、御理解をいただけますか。

そうしたことも踏まえまして、ほかに質疑はありますか。

暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時07分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。

これもちまして、議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第38号 市道路線の変更についてまでの37議案並びに請願第1号及び請願第2号に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員会付託。

議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第38号 市道路線の変更についてまでの37議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所を整備

に関する請願書及び請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書は、会議規則第134条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時から第2委員会室で開催されます。

なお、16日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時09分散会

令和2年3月16日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和2年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月16日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和2年3月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

理事兼
学校教育課長

鬼頭立城君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

久保田裕司君

書記

棚橋輝英君

書記

長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして、今回、2件質問をさせていただきます。今回といっても、今年度最後ですけど。

1番目の質問、山県市学校教育の将来展望について。

平成28年4月に学校教育法の一部改正により、これまでの小学校、中学校などに加え、義務教育学校が新たに校種として位置づけされた。義務教育学校は、学校法人制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校であり、初等教育と中等教育の一部の合計9年間の課程を一体化させた学校であります。平成30年第1回山県市議会の一般質問でも義務教育学校についてお尋ねしましたが、当時の教育委員会の方針にはその考えはないという答弁でした。

現在の山県市の学校は、小規模、複式学級といった課題を多く抱えています。今後の見通しと将来展望について、次に述べる7点の所見を服部教育長にお尋ねしたいと思います。

1点目、小学校（小規模校）の統合について。

2点目、美山地域の義務教育学校の可能性について。これは一体型統合校舎です。

3点目、伊自良地域の義務教育学校の可能性について。中学校は分離型校舎です。

4点目、県内の動向と、現在できている義務教育学校、岐阜県では北方町、羽島市の桑原学園、白川村の白川郷学園等の状況について。

5点目、9年間を一体的に捉え、指導の一貫性、学びの系統性の重視、子供の人間力の向上、コミュニケーション能力を含む英語教育の充実が図られるのではないか、そのことについて。

6点目、義務教育学校の設置は、山県市教育の特色と若い世代の移住・定住促進につながり、児童・生徒の減少に歯止めをかけることにつながらないか、その点について。

7点目は、2020年4月から、小学校ではプログラミングが必須になり、政府の教育再

生実行会議の第11次提言（2019年5月）に、初等中学校でのSTEAM教育の充実、推進が明記されているので、9年間の課程を一体化することは山県市教育改革の目玉となると確信していますが、以上7点について服部教育長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 1点目の小規模小学校の統合についてお答えいたします。

山県市の全小学校9校のうち、高富小学校と富岡小学校を除く7校は、いわゆる小規模校であり、うち3校が複式学級を有する過小規模校でございます。

学校の適正規模推進の取組につきましては、今年度6月の第2回の定例教育委員会において、ゼロ歳児までの現有の人数を基に推計すると、令和7年度には、複式学級を有する学校が現在より2校増えて5校になることを確認しました。さらに、1月、2月の定例教育委員会の協議では、まずは小規模校に通う児童やその保護者、就学前の子供の保護者などの声を聞き取ることが必要であることを確認したところです。

来年度は、保護者等の学校統合に関する意識調査を実施し、その結果を基に、各学校に設置されている学校運営協議会において、複式学級を有する学校の今後の在り方についての議論のスタートとしたいと考えています。

私としては、仮に統合により大きな学校にしたとしても、児童・生徒数は減少傾向にあることから、現時点では、縮小化の教育モデルとして、ICTを活用して複数の学校で同時に行う教科の遠隔授業や、学年ごとの授業という、これまでの日本の教育の概念を柔軟に捉え直し、異年齢の集団を日常的に組むことができることを最大限に生かした異年齢学習の可能性について研究することが、まさに山県市独自の新たな教育を提供することになり、そうした教育の持続性の検討と並行して統合の議論があると考えています。

2点目の美山地域での義務教育学校の可能性と、3点目の伊自良地域での義務教育学校の可能性について、併せてお答えいたします。

統廃合を含む学校規模の適正化の検討は、あくまで、行政が一方向的に進める性格のものではなく、学校教育の直接の受益者である児童・生徒や、その保護者のニーズを重視しつつ、地域住民の理解と協力を得るための丁寧な議論が必要であると考えます。

義務教育学校につきましては、義務教育9年間を一貫した教育方針と、小中学校の教員が共同による指導体制を組むことが最大のメリットであり、複式学級を有する市内小学校においては、複式解消の授業のみならず、小学校高学年を中心にした教科担任制の授業の時数を増やすことも可能になることが考えられます。

教育委員会としましては、現状の中でも取り組める施策として、来年度から、まずは

小規模校において、加配教員を活用した教科担任制の授業を取り入れ、児童や保護者の教育ニーズを掘り起こしたいと考えます。

議員御提案の美山地域、伊自良地域それぞれにおける義務教育学校の設置につきましては、児童・生徒の人数推計から見ますと、義務教育学校に統合したとしても、1クラスの人数は増えるものの、学年1学級の小規模校を継続することになります。また、義務教育学校であれば、中学校段階の教育に対するニーズについても洗い出す必要があります。もちろん、教室数等の施設の条件も重要なファクターになることから、小学校の統合と並行して総合的な視点で検討してまいります。

4点目の県内の動向と状況についてお答えいたします。

開校3年目となる桑原学園義務教育学校と白川学園義務教育学校は、ともに学年1学級の小規模校であり、小学校と中学校の施設一体型の教育環境を生かして、小学校の教科担任制の授業や中学校の免許外教科担任の解消など、教科授業の指導体制の充実が報告されています。また、義務教育学校は、独自の教育課程の編成が可能であり、白川郷学園では、特別の教科「村民学」という授業を年間35時間実施し、ふるさとの魅力を語る子供たちの育成につなげています。

県内における今後の義務教育学校の設置につきましては、来年度4月から岐阜大学附属小中学校が、令和5年度から北方町の小中学校が予定されているところです。これまでの小規模小中学校の統合とは違い、中規模以上の義務教育学校の開校につきましても注視しているところです。

5点目の9年間を一体的に捉えた英語教育についてお答えいたします。

小学校高学年における英語科、中学年の外国語活動の全面実施を4月に控え、教育委員会としましては、中学校の英語専科教員の小学校派遣や、市費による英語活動支援員を6名雇用し全小学校に配置するなど、小学校学級担任の英語の授業力向上を支援してまいりました。中学校の英語専科教員が実際に小学校の英語科の授業を行うことで、小学校の段階で何を学習しているのか、中学校入学の時点では、多くのスモール・トークを身につけていることなどを知り、小学校から中学校への英語科の学習の連続性や一貫指導の重要性について再認識したようです。

議員御指摘のとおり、9年間を一体的に捉えた英語教育については、現場の教員がその必要性を感じていることから、これまでも小中連携の在り方を協議している山県市英語教育推進委員会において、実践的に研究してまいります。

6点目の義務教育学校の設置による児童・生徒数減少の歯止めについてお答えいたします。

山口市小中学校における過去3年間の児童・生徒の転出入の状況は、平成29年度は転入16人に対して転出18人、平成30年度は転入17人に対して転出12人、今年度はこれまで転入15人に対して転出9人です。転入の理由としましては、学校の特色や教育方針が主たる要因になっているものはありませんが、転出の理由には、音楽の勉強のためや部活動のためとするものがあります。これまでも部活動が学校選択につながることは少なからずありました。

議員御指摘のとおり、義務教育学校は9年間の一貫教育に特色があり、学びの連続性が、いわゆる中1ギャップの解消につながったり、自然体験学習や英会話、ICTを活用した教育など特別な教育課程を編成し、長期的、発展的に学習を深めていくことができるなどの特徴があります。

現時点では、そのことが生徒数減少の歯止めにつながるかは言及できませんが、教育に対するニーズが多様化する中で、こうした教育に期待する声があることは承知しております。

7点目の山口市の教育改革についてお答えいたします。

昨年11月に、市長と教育委員、教育長による総合教育会議を開催し、今後の教育の方向性と教育施策について協議いたしました。会議冒頭に、昨年度県内の小規模校でのICTを活用した教育効果について発表された校長を講師に、1人1台タブレットパソコンを持つことによる学習や学力の変化について御教示いただき、ICTの整備計画について議論いたしました。その後、外部の有識者等による第2次教育振興基本計画検討委員会を2度開催し、現在は最終まとめの段階にあります。

第2次教育振興基本計画やまがた教育ビジョン2020は、長年、学校が抱え続けているいじめや不登校などへの課題解決のアプローチと、10年先の社会から見た現在の教育の役割へのアプローチを2本柱に掲げ、46の教育施策を具体化したところです。

本質問で取り上げられていますコミュニケーション能力の育成や、科学と芸術に重点を置くSTEAM教育、小中一貫教育による魅力ある学校づくり等々、まさに山口市の教育改革の中核になるという視点で考えております。4月にはその概要を公表いたしますので、御指導いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 答弁ありがとうございました。再質問をお願いいたします。

1点目の小規模校の統合については、いろいろな地域事情が複雑にあり、簡単に解決することができないということが現在の状況を示すとおりです。ただ、学校は、かつて

は地域住民の文化の拠点でしたが、今は、日本の未来、山州市の未来をつくる子供たちの学び舎です。そのような観点から、統合だけにこだわらない、ただいま申しました縮小化の教育モデル等の種々の施策があるならば、山州市教育の独自性の推進を図ってください。

2点目、3点目の美山地域、伊自良地域の義務教育学校化については、今後の児童・生徒の減少が著しい地域住民とともに丁寧に議論して的確な判断をしてください。

それでは、再質問、次の4項目について所見を伺います。

1点目、ICTの整備計画の概算予算はどのくらいでしょうか。

2点目、義務教育学校などの参考になる学校は岐阜県にありますか。

3点目、山州市英語教育推進委員会の構成メンバーを教えてください。

4点目、教育振興基本計画の46の教育施策の公表などについては、概略でよろしいが教えてもらえませんか。

以上4点を服部教育長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問4点にお答えいたします。

1点目のICTの整備計画の予算につきましては、全小学校9校に、全教科のデジタル教科書使用の費用として、4年間分で1,414万3,000円、そのデジタル教科書を使用した授業を行うための電子黒板を全ての普通教室に設置する費用として1,284万円。また、全中学校3校には、5教科、1年分のデジタル教科書使用の費用として104万円、全ての普通教室と理科室に電子黒板等の設置費用として1,676万5,000円を計上しています。また、国が推奨する児童・生徒1人1台タブレットパソコンの整備と、校内高速通信ネットワークの整備を一体的に行うGIGAスクール構想5か年計画に沿って、補正予算に全小中学校12校分のネットワーク工事費として1億8,800万円を計上しています。

2点目の義務教育学校の参考となる学校としては、小規模校の統合という視点で言えば、桑原学園や白川学園の教育が参考になると捉えています。1例でいいますと、桑原学園では、5年生と7年生と一緒に学ぶ英語科の授業や、2年生の生活科でトマトを育てる授業に7年生が教える側で参加する授業など、異年齢で学ぶ学習という意味で関心を持っているところです。

3点目の山州市英語教育推進委員会のメンバーは、各小中学校の英語教育の推進者全12名と、英語科担当校長及び教育委員会担当者の計14名で構成しています。

4点目の46の教育施策の主なものにつきましては、児童・生徒に学ぶ力を育む教育としてのアクティブラーニングの実践研究、多様な学びを支援する教育体制の充実として

個のニーズに対応する特別支援教育の充実、山県への愛着を持つ教育として地域の未来を考えるキャリア教育の推進、安全・安心な教育環境の整備としていじめ解消に向けた法に基づく対応強化、働き方改革等教職員の資質能力の向上としてICT環境の整備などを事業化する計画であります。

なお、教育振興基本計画の公表につきましては、3月25日に行います定例教育委員会で議決された後、公表させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 4点の再質問の御答弁ありがとうございました。

特にICTの整備計画については、概算予算が思ったより大きな金額じゃないものから、早速、できるだけ早く進めていただきたいと思います。

それぞれの項目については理解できましたので、再々質問として、最後に、学校教育の将来展望の重点課題として、特別の教科、道徳についてお尋ねします。

今、日本の学校で、いじめ問題、児童・生徒の規範意識の低下は、現在の道徳教育の内容、指導方法に問題があるのではないのでしょうか。日本が明治維新の前後に、あれだけの多くの偉人、人材を輩出したのは教育の力です。寺子屋や藩校で、論語の素読、暗唱、江戸時代は夜明け前から子供たちの論語を素読する声がまちに響き渡っていたといえます。

そこで、小中学校の道徳教育の中に、人間として正しく生きる道を説いた論語教育を活用、実践したらどうでしょうか。論語には、人と人が健全につながり合い、快適な生活をするための知恵や生き方の意識など、子供たちが身につけておくべき規範意識等が述べられています。既に岡山県教育委員会では、平成26年度、心の教育や生き方教育の充実を図るために、発達段階に合わせて論語を学校教育に取り入れられるように、学校教育で活用できる論語章句集に、論語学習カリキュラムを配付しています。また、多くの私塾でも実践されているようですが、山県市の将来を担う子供たちの高い志や、未来を切り開いていく力を身につけさせるために、また、教育の独自性を提供するためにもぜひ活用されることを提案します。

教育長の所感をお尋ねしまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再々質問にお答えします。

今般の国の道徳教育改善の議論の発端は、深刻ないじめ問題への対応にあり、特別の教科、道徳として位置づけることで、いじめの本質的な問題解決を包含した道徳教育全

体を改善するものと捉えています。

議員御指摘の論語を通して人間としての正しく生きる道を説くということは、児童・生徒が道徳的によいとされる行為を実践できる態度を身につけることであり、現在、新たにつくられた道徳の教科書を主たる教材として、規範意識などの醸成に努めています。

議員御紹介の岡山県教育委員会における論語学習は、江戸時代前期に創建され、現在、現存する世界最古の庶民のための公立学校である閑谷学校が、開校以来、論語を学んだ歴史的事実を今に継承し、論語の世界と自分たちの生活を結びつけて考える教育として進めています。

山口市と論語の関わりで言えば、仏教哲学者である古田紹欽氏は、東洋哲学にも深く関わりがあることや、女子教育に生涯をささげられた棚橋絢子氏の夫の大作氏が、漢学者として活躍されたことなどを踏まえ、中学3年生の国語の授業で学ぶ論語のみならず、論語を通して自己を見詰める道徳教育について研究してまいります。

なお、山口市教育の独自性を提供するために提案するという議員の御発言に感謝とともに、私自身、熟考していくことをお約束しまして、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、2件目の質問に入りたいと思います。

地区公民館の利活用について、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

地域コミュニティー活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への住民要望に応えるために、平成26年第1回定例会、平成27年第4回定例会の公有財産の利活用についての施策提案の中でも、公民館についても同様のお尋ねをしていましたが、その後の状況は担当課も努力されてみえると思いますが、地域によっては使用頻度の差があるように思われます。

そこで、使用頻度の低い地区公民館のコミュニティセンター化を提案します。もちろん、施設利用における社会教育の適用除外が必要かと思われませんが、コミュニティ化することによって、次に述べる機能が可能と思われませんが、それぞれについてお尋ねをいたします。

1点目、住民参加による自由闊達に活用できる施設になるのではないかな。

2点目、各種団体による運営が可能、敬老会等老人クラブの飲食が可能な施設になるのではないかな。

3点目、企業への有料貸出しが可能になり、建物維持経費の負担を賄える施設になるのではないかな。

4点目、地域づくり、まちづくり等の拠点など、利用の幅が広がる施設になるのではないか。

5点目、生涯学習は従来どおりにできるはずですが、その点について。

6点目、施設利用における社会教育法の適用除外が必要となる条例改正について。

以上6点を土井生涯学習課長に所見をお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、住民の多い地域と少ない地域では使用頻度に差があり、活動内容につきましても、若者の利用や新規の受講生、サークルの新規加入も少なく、利用が固定化している状況でございます。

こうした状況を踏まえて、各地区公民館では、時代の潮流、地域の実情に合った公民館運営に努めていただいているところでございます。

この運営につきましては、これまで文部科学省から通知で、社会教育法第23条の解釈について、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないという通知がありました。これは、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運用され、その活動が一層活性化するようにというもので、山口市におきましても、福祉、地域づくりなどを包含した、子供から高齢者の皆様、誰もが親しみを持ち、活動できる地域の拠点となるよう柔軟な運営に努めているところでございます。

こうしたことから、まず、第1点目、自由闊達な活用につきましては、現行公民館でも可能ではと捉えております。

2点目の飲食が可能については、基本的に公民館は、社会教育、学習の場となっておりますが、全館、全室が飲食禁止となっているわけではございません。

3点目の企業の有料貸出しにつきましては、社会教育法第23条第1項1号の規定に触れない限り、企業の貸出しも可能と捉えております。例えば、企業の社員研修や面接会場として、有料で貸出しの実績がございます。

4点目の利用の幅につきましては、現行制度でも地域の実情に合わせて柔軟に使用いただけるものと考えております。

5点目の生涯学習は従来どおり可能でございます。

6点目につきましては、コミュニティー化とする場合は必要となります。

今般は、使用頻度の低い地区公民館の利活用ということで、コミュニティセンター化について御提案を頂きました。地域の皆様が第一でございます。コミュニティセンター化により、地域が活性し、誰もが使いやすく、また、多様化した住民ニーズ等も踏まえ、

公民館の在り方、住民自治の面からも、地域の重要な拠点として、コミュニティセンター化について具体的な検討をしていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁を聞いておりますと、あまり差はないような感じもしましたが、再質問を4点お聞きしたいと思います。

1点目、公民館運営会議は年何回あるのか。その中で公民館の在り方についての協議はされるのか。

2点目、公民館運営会議では、コミュニティセンター化についての協議はできないのか。

3点目、公民館が全館飲食禁止になっているわけではないと今言われましたけれども、そういう条例、規則等がつくってあるのか。

4点目、美山構造改善センター、高富北部地区多目的研修センターについては、コミュニティセンター化により担当課が1つになるということで、そういったメリットもあると思いますが、以上4点について、再質問を土井生涯学習課長にお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、地区公民館により様々ですが、1回から4回あるかと思いません。

2点目のコミュニティセンター化の協議、検討につきましては、公民館運営委員会とは別で、自治会や地域の関係者、関係団体の皆様による検討会的な場で進めることが適当かと考えております。

3点目の、公民館が全館飲食禁止といった条例等はございません。

4点目は、美山構造改善センターと北武芸公民館、高富北部地区多目的研修センターと大桑公民館、それぞれが2つの名称になっていたもので、農林畜産課と生涯学習課が所管しておりました。このため、4月からは、公民館機能のみとなり、生涯学習課1課が所管となり、効率的な管理運営が可能となります。

いずれにしましても、今般御提案いただきましたので、各地区公民館の実態や実情を把握し、特に使用頻度の低い地区公民館につきまして、地域の活性化のためにも多くの人が集える場として、コミュニティセンター化について具体的に検討をしていくべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） ただいまの答弁で、地区公民館のコミュニティセンター化は可能と感じ取りましたが、最後に再々質問として、市長にコミュニティセンター化に対する御所見がありましたらお尋ねをして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 公民館のコミュニティセンター化につきましては、先ほど議員が、26年からでしたか、何回もお尋ねになっておりますけれども、私も、以来、そういった気持ちでおりまして、担当課におきましては、早い時期にコミュニティセンター化ができないか、具体的にメリットとデメリットを十分に把握して、そして進めてほしいという指示はしてきていましたが、具体的に今まで進展していなかったというのが事実ではないかと思っております。

そういったことを踏まえまして、今回、具体的に進めていくということを担当課長が答弁しておりますので、可能になれば、来年度中に条例等の変更ができるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

通告順位2番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長から御指名を頂きましたので、1点御質問をさせていただきます。

私の質問は、神社、仏閣の保護と、保存及び今後の運営についてを御質問いたします。

少子高齢化、核家族化及び社会環境の変化で、文化、歴史を伝承することが困難になっている。遺産などの伝承により、住民の安寧な暮らしを守るものと考えておりますが、生涯学習課長に今後の施策について伺います。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず、山県市内には、神社が96、寺院が81ございます。この中で、国指定文化財の東深瀬にございます白山神社拝殿をはじめ、岐阜県指定文化財が大桑の十五社神社本殿、山県市指定文化財が大門の大福寺観音堂、梅原の加茂神社本堂と拝殿、小倉の東光寺本堂など、ほかにも貴重な歴史文化遺産が多くございます。山県市内の数ある神社や寺院を中心に、それぞれの地域では祭りや行事が行われております。

議員御発言のとおり、少子高齢化、核家族化、社会情勢の変化で、地域の民俗芸能や

行事は、伝統が危機的状況に直面しているものと捉えております。こうした状況から、平成27年度から29年度までの3年間にわたりまして、調査研究と記録事業を実施し、これらの報告書や映像記録として残し、報告会や上映会を実施してまいりました。

今後においても、地域コミュニティの核として機能してきた神社や仏閣の物理的、心理的なハブ機能が失われつつあり、さらに人口減少が進み、跡継ぎ不足や催事等を担う地域住民の減少などの課題も色濃くなってきているものと捉えております。

このため、教育委員会としましても、各地域の数ある神社や催事を毎月の広報等で順次掲載して、地域の多くの皆様に知っていただくことも重要と考えております。また、各地域で連携が図れ、それぞれの課題等を話し合い、今後について考えていけるような場も必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、生涯学習課長からは、催事を毎月の広報等に載せるとか、あるいは地域の多くの皆様に知っていただくように努力するという、そういう答弁でしたが、教育現場の長である教育長にお尋ねをします。

岐阜県指定文化財の十五社神社本殿を筆頭に、多くの文化遺産があります。私の地元にある白山神社は国の重要文化財に指定されていますが、十五社神社は金弊社、白山神社は銀弊社というランクづけがあると最近知ったわけですが、地元の白山神社は、1502年に創建され、昭和31年に山県市唯一の重要文化財に指定され、鎮守の神様、いわゆる地域を災難から守るの意味ですが、先ほどの課長の答弁にあったように、地域のコミュニティの核として、あるいは心のよりどころとして地域の人々からあがめられています。

毎年4月には、各地で行われている行事のように、白山神社も子供みこしが巡行します。以前は、総代と自治会長、それに輪番で受け持つ単位自治会のみで厳かに開催していました。人口減少や、時代の変遷により、年々行事内容も縮小と簡素化が進み、活気がなくなってきたことは紛れもない事実です。

白山神社の祭りは、数年前から東深瀬全体の祭りとして大きく変貌し、子供みこしの巡行も盛大になり、数百人の参加を見るようになりました。

各種団体の長によって、東深瀬祭り実行委員会が設立され、子供みこしを先頭に行われ、祭りが思いのほか盛大に挙行されるようになりました。もちろん、民生委員、子供会、育成会の皆さん、多くの方々の協力も見逃せません。

他の地区では、人口減少の影響もあり、みこしを担いだり、お渡りを縮小するなど余儀なくされていると聞き及んでいます。特に今年は新型コロナウイルスの影響もあって、式祭が危ぶまれています。

こうした現状を踏まえ、今後の文化遺産の保護や運営についての施策があれば、教育長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えいたします。

1月19日に行われました白山神社の防災訓練に立ち会う機会をいただき、山口市唯一の国指定重要文化財を守る東深瀬の氏子の皆さんや、それを見守る地域の方々に頭が下がる思いでした。同時に、少子高齢化の現実や後世に伝承すべき方策の必要性を感じたところです。

一世代前であれば、例えば家族の中で、祖父から父へ、そして父から子へと、地域に伝わる伝統文化は伝承され、神社、仏閣に礼拝できるありがたみといった心の持ちようまで自然に引き継がれていくことがまちづくりの原点にあったように思います。現在の核家族化に象徴される社会構造は、価値観の多様化とともに、宗教観などをも薄めてきたように感じられます。

教育委員会としましては、歴史上、または芸術的価値があり、かつ後世に残すべき建造物や行事などを文化財として保護する役割がありますが、それを今日まで継承できているのは、地域の皆さんのそれを守りたいとする深い思いにあることは理解しています。

これまで同様の仕組みであれば、継承していただくのは地域の人であり、地域への愛着や誇り、共感や当事者意識を持って参画する人材を1人でも多く育てることが必要になります。つきましては、歴史文化を生かしながら守るという視点と、参画する人材を育てるという施策を具体化していくために、まずは、地域が抱える様々な問題や、保存会の取組など、現場の意見を伺う懇談会などの実施を検討したいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ありがとうございます。

それでは、今、教育長から、現場の意見をいろいろ聞いて今後施策をしていただくというふうに聞いておりますが、これは市長に伺いますが、というか市長にも共鳴していただきたいと、こんなことでお尋ねするわけですけれども、今、にぎやかになっておりますNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」で、近隣の市町村は我も我もで、いろいろ公金を投入してやっていますが、我がまちも、さっきもちょっと私が触れましたが、十五社

神社の狛犬の件とか、あるいは桔梗塚の話とか、白山神社なんかも古くからあるということでもた見直される。あるいは須佐之男神社、この須佐之男神社も疫病がはやったときにできたというような、これは古い話なんですけれども伺っております、私のほうにも、天王様と祭られているんですけれども、私は、「麒麟がくる」ということで、この間、十六リサーチかどこかしゃんで、74億円ぐらいの経済効果があるというふうに聞きました、私は今、こういう時期に便乗していろいろな施策をするというよりも、未来永劫、この地域の大きな祭りとして取り上げてみてはどうかということを思うわけですが、さっきもお話ししました十五社神社、白山神社、須佐之男神社、加茂神社、市長の隣の隼人神社、加茂神社、幾らでもあるんですが、それぞれの小さな枠の中でやるんじゃないし、山県市中の大きな祭り、あるいは市祭に入れ直して考えてみてはどうかと思うわけですが、さっき私がお話しした東深瀬祭り実行委員会というのは、それが出来上がるまでには随分の苦労があったと思うんですが、私が今お願いしたいのは、行政がイニシアチブをとって進めていただければ、殊のほかうまくいくのではないかなと、こんなふうに思っていますが、もちろん政教分離の原則は十分承知しておりますし、憲法89条の便益に携わってはいかんというようなことを書いてあることも十分承知はしておりますが、何もお金を出すだけではないし、行政としてこの先、山県市の祭り実行委員会、あるいは山県市文化遺産を守る会、何でもいいんですが、そういう会とか、祭りを一挙に行って、そして、人口減少で子供も減っていますので、日本中の子供をここへ集めるというような施策をやったらどうかと思うわけですが、栗まつりも25年になると思うんですが、二十数年になりますので、そろそろ方策もちょっと変えてみて、また、今の私の提案するような祭りも市長が考えられて、これは林市長がやったんだというような祭りを考えていただいたらどうかと思うが、これを再々質問とします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

山崎議員らしいといいますが、オール山県で新しい祭りをつくり上げてはどうかという御提案を頂きました。

御提案を頂きまして、すぐ具体的な施策として思い浮かぶわけではございませんが、今、提案していただいたような方策も、例えて言いますと、大桑城にしても、白山にしても、桔梗塚にしましても、従来それぞれの、よく子供たちの活動としましても、小学校区単位の活動がそれぞれの地域で行われてきております。

今回のように、「麒麟がくる」ということで、こうした文化も、全体の小学校ですとか中学校ですとか、ちょっと私も具体的には承知しておりませんが、そうした考え方で、

そうした文化を継承する、広めていただく、そして子供たちに地元の文化を伝えていくということが今年度から行われることになりました。そうしたことと同列とまでは進めることはできませんが、ひとつ、今の御提案を全員のスタッフでよく考えて、できることから進めていきたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○9番（山崎 通君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分から再開いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、市の移住・定住対策の促進について質問してまいります。

まず、山県市の人口の推移を見ますと、今年2月の市広報によりますと、人口は2万7,000人を初めて下回る2万6,907人となりました。1月と比べても67人が減少しています。

国勢調査によりますと、1995年には3万1,534人と市の人口は最大となりましたが、2005年までは3万人を超える3万316人でした。その後は減少が続き、2015年は2万7,134人となりました。その減少の特徴は、ゼロ歳から14歳の子供の減少という少子化であり、65歳以上の高齢者の増加という高齢化の進展であります。15歳から64歳までの人口が2000年以降から減少が続いているところでございます。2015年の国勢調査によりますと、ゼロ歳から14歳の人口の割合は11.3%で、山県市は県内36位。15歳から64歳の割合は57.2%で27位。65歳以上の割合は31.5%で13位という状況です。

このように本市では、少子高齢化の進展が県内の他市町村より著しく若い世代が少なく、中高年層に厚みのある年齢構造、すなわち50代、60代の人口が多いことを示しております。

一方、本市も人口の自然動態を国の調査で見ますと、2016年では死亡数360人、出生数140人で、220人の自然減少となっています。また、県の人口動態調査によれば、2017年の社会動態は転入1,134人、転出1,265人で131人の転出超過となっています。県調査によれば、転出超過は、20代から30代の若者の職業上の理由、結婚などの理由で、1996年以

降続していると分析されています。また、転出は、県内を中心に、若者の転出超過が2006年以降続いているとされています。このことも影響し、本市の高齢夫婦世帯、高齢単身世帯は増加しており、県内7位と高い水準にございます。

このように、市の人口減少が進む中で、2017年12月に本市で開催されました中部経済産業局により実施されましたRESAS政策立案ワークショップでは、若者の就職時、結婚時の転出が、未婚率の上昇と合計特殊出生率の低下を招き、人口減少が進展していることを確認しています。移住、定住を促進し、山県市に働く場所の魅力向上や、対外的な認知度と市民の愛着度を向上させる施策が意見交換されたところでございます。

そこで、今回は、移住、定住の促進における本市の取組状況についてお尋ねをさせていただきます。

現在、次のような取組が移住、定住について行われています。

1点目の取組は、山県市移住・定住ポータルサイトを開設し、公開しています。空き家情報については、空き家情報登録制度の空き家バンクを通じて、賃貸、売却の申込受付などが一部公開をされております。NPO法人山県市総合ボランティア・サポートセンターを通じて空き家相談の窓口を開設しています。

2点目の取組は、移住、定住について、次のような各種助成制度等を設けています。

補助制度のその1は、市北部で適用される田舎暮らし空き家活用補助金です。これは、岩佐・中洞地区を除く美山地域全域と、伊自良地域の長滝と平井の一部が過疎地域となっておりますが、これらの対象地域を市北部地域として指定し、空き家の賃貸、取得、改修に補助金を交付しているものです。具体的には、対象地域の北部地域で空き家等を取得すると、限度額50万円が交付されるものです。また、空き家の改修費については、限度額100万円が交付されるものです。

補助のその2は、ふるさと暮らし奨励金です。これは、市全域での新たな3世代以上の同居、近居をするために、自宅の新築、増築、空き家の取得、改修に奨励金を地域振興券で交付しているものです。空き家の改修に上限100万円の奨励金をまちづくり振興券で支給されるものとなっております。

3点目の取組は、「ぎふ山県おんせえよお〜」で空き家の市内見学会を開催しています。また、移住した人、移住を希望する人たちなどによる山県よりあい交流会を開催するとともに、空き家リノベーション体験イベントを行っています。

4点目の取組は、YAMAGATA BASEということで、シティプロモーション、バスツアー、アンバサダー登録がなされているところです。

このように、これまで様々な取組がなされてきました移住・定住促進事業は行われて

いますが、その効果については、人口減少や空き家対策といった山県市の課題の解消には必ずしも結びついていないのではないかと考えられます。

そこで、浅井理事兼地方創生監に以下の4点についてお尋ねをいたします。

1点目は、移住・定住事業について、空き家の利活用、これらの事業の現在までの成果などについてお尋ねをいたします。具体的には、空き家バンク登録件数の推移、空き家相談窓口での問合せ件数、空き家の賃代、売却件数や新築、増築、改修件数と移住、定住の人数、世帯数などの推移についてお尋ねをいたします。また、移住した世帯を分析したその傾向と、今後の取組方針などについても併せてお尋ねをいたします。

2点目は、今までは、保育園、幼稚園などの子育て支援が、今回の国の改正により、山県市独自の支援のメリットが少なくなった現在、移住・定住促進のためには、山県市北部地域に限定して、田舎暮らし空家活用補助金を交付する現在の制度では限りがあると思います。例えば、美山地区の中洞・岩佐地区を加え美山地区全域とし、また、伊自良地区では、長滝・平井地区以外の地区をも加えて伊自良全域を対象地域として加え、補助金を交付すべきではないかと考えます。

すなわち、山県市での著しい人口減少、少子化、高齢化の対策として、山県市全域での取組がぜひとも必要ではないかと、また、必要だと私は考えています。

しかしながら、補助額については、北部地域で実施されている既定の額を下回る額を交付することについては、予算の制約もあることから、当然、その額については考慮すべきと考えます。移住・定住の補助区域の拡充、拡大について御所見をお聞きいたします。

3点目は、家屋などの不動産については、他市のように地元宅地建物協会などと連携し、専門的な知見に基づく売買契約等をより円滑に処理することを考慮すべきでないかと考えます。この点についての御所見をお聞きいたしたいと思います。

最初の質問は以上です。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 御質問にお答えします。

1点目の移住・定住促進事業の平成27年度から平成30年度までの実績でございますが、空き家バンクの登録は累計で73件ございまして、推移は、初年度の平成27年度は6件でございましたが、その後は20件前後の登録で推移しております。相談件数は、年間延べ500件以上ございます。

また、空き家の利活用については、売買が37件、賃貸が24件の合計61件の利用がございました。山県市の補助制度による空き家の改修は18件となっております。平成30年度

末までの4年間に46世帯、108人が市外から移住し、市内間利用により14世帯36人の定住につながりました。移住してきた方は岐阜市や名古屋市からの移住が多く、PR等を行う場合は、近隣の都市部で実施すると効果があるものと考えます。

3世帯以上での同居、近居を奨励するふるさと暮らし奨励金事業においては、増築はございませんでしたが、新築が9件ございました。

2点目の空家活用支援事業補助金の対象地区の拡充につきましては、山県市の課題である人口の転出超過抑制に効果があるよう、他の施策との連携を図り、庁内で十分検討した上で制度の見直しを検討してまいります。

3点目の、地元宅地建物取引業協会との連携についてでございますが、空き家バンク創設時においては、比較的売買金額の安い物件が多く利益につながらないという事業者の声があり、連携はできませんでした。今後は空き家所有者の意向も伺いつつ、地元の不動産会社等との連携、方策について検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） ありがとうございます。

対象地域の拡充を検討していくということでございます。そこで、再質問をさせていただきますが、去年は、空家活用支援事業の対象地域の拡充について、どのような制度の見直しを検討されているのか、これについて再度、浅井理事兼地方創生監に再質問としてお答えを願います。

2点目は、先ほども問合せが非常に500件と多いということでございましたが、空き家バンクの登録件数が少ないのではないかと考えますが、また、それについては持ち主からの申請件数が少ないことも影響していますが、空き家情報バンク登録件数の増加策についてはどのように対応されていくのでしょうか。浅井理事兼地方創生監に再質問をいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再質問にお答えします。

1点目の制度の見直しについてでございますが、補助対象者や補助対象地区及び補助限度額など総合的な見直しを検討してまいります。

2点目の空き家バンク登録促進につきましては、比較的登録件数が少ない山県市南部地域を重点地域として調査し、所有者等に直接働きかけるなどして登録促進を図ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 地区、また、限度額も含めて検討するというところでございます。非常に移住、定住の促進につながるのではないかというふうに思っております。また、登録件数についても、南部地域も対象に幅広く募集をしていくということでございます。大いに期待したいと思っております。

そこで、再々質問でございますが、田舎暮らし空家活用補助金では、交付条件の1つとして、対象者は自治体加入が必要となっております。自治会加入証明書を提出することになっています。一方のふるさと暮らし奨励金では、条件の中に、対象者は自治会加入の意思がある者となっております。自治会加入の誓約書を提出するという事になっておりまして、この2つの補助金制度でございますが、微妙に言葉のニュアンスや手続に違いがございますが、この点についてはどのようにお考えなのか、浅井理事兼地方創生監にその所見についてお伺いをいたします。

以上が最後の質問でございます。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再々質問にお答えします。

言葉のニュアンスや手続に違いがありますが、基本的には自治会への加入を促進するために実施しているものです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位4番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長から御指名を頂きましたので、2点について質問させていただきます。

まず1点目、学校における働き方改革の推進について、理事兼学校教育課長にお尋ねします。

私は、平成29年第3回定例会において、ICT、情報通信教育の推進について提案をさせていただきました。以来、本市での学校教育において、タブレット端末、無線LANなど、通信ネットワークの環境、電子黒板、デジタル教科書などの普及、また、2020年度の新学習指導要領に加えられるプログラミング教育のためのペッパー君の導入など、先進的な取組が実現されてきました。また、教員を補助するスクール・サポート・スタッフの導入についても提案させていただきました。そして、教員の働き方改革については、平成30年第4回定例会の一般質問に続き、2回目の質問となります。

教員の校務事務の多忙化などにより、子供たち一人一人と向き合う時間が不足してい

ることが指摘されている中で、ICTを活用した校務の効率化も求められています。

昨年12月、文科省は、GIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改革とICTを効果的に活用した、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公平な学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。

特に子供たち1人1台のコンピューター端末と学校の高速度大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして、当たり前のもので整備していくこととされています。今や仕事だけでなく、日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前ものとなっています。これからの時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものであることは言うまでもありません。こうしたICT機器の導入は、教員の働き方改革に直結し、学校のICT化、情報通信技術と働き方改革は両立が可能であり、必要なことです。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校では1,100時間程度の時間外勤務を行っています。子供に関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に応える中で、今、学校はブラック職場などと言われています。

公明党は、国会において、学校における働き方改革について、その課題をリードしてきました。平成29年11月には、教員の働き方改革検討プロジェクトを立ち上げ、教職員定数の拡充とともに、スクールカウンセラー等の専門スタッフや教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフの増員、部活動指導員に関する支援制度の創設、学校現場における勤務時間の適正な把握の徹底など、改革の実現に向けて取組を進めてきました。

昨年、教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法が改正されました。時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的根拠のある指針となり、各地方公共団体に対して、条例、規則等そのものに教職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。

教職員は、子供たちと毎日を過ごすに当たり、細やかな指導と配慮が必要です。子供たちの心に関わり合いの中でよく読み取り、対応していく必要と同時に、子供たちからのSOSのサインは見逃してはならないので、小さな変化に気付くことが大切です。教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教員にかかっているということを意味します。子供一人一人と向き合える本来の働き方改革ができるよう、行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらなければならない総力戦であるとも考えます。このような観点からお伺いをします。

1点目、教職員の適正な人数の確保ができてきたのかどうか。

2点目、既にICT機器を導入している小学校を含め、これから始まるGIGAスクール構想に備え、学校でのICTを活用した授業が円滑に進むよう、教員や児童・生徒、また、校務におけるICT利活用を援助するICT支援員は重要と考えますが、ICT支援員の配置の状況はどのようなか。

3点目、学校における働き方改革の大前提である、土日、祝日を含む現場における在校等時間の客観的な把握と管理についてです。

文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査によれば、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は、都道府県で66%、政令市では75%、市町村は47.5%という状況です。適切な在校時間の把握と管理がなされなければ、長時間勤務を止めることはできません。同時に、管理職や教師に負担がかからないようにすることも重要です。在校等時間の適正な把握状況はどうか。

以上3点、学校教育課長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の教職員の適正な人数の確保につきましては、今年度、教員定数内での未補充が部分的に4件ございました。病気休暇等による欠員でございます。不在の期間につきましては、学校の組織体制を一部組み替えたり、市費職員のシフトを変えたりするなどして対応してまいりました。

2点目のICT支援員の配置状況をお答えします。

山口市では、ICT支援員の配置に代わるものとして、教育用ネットワーク保守点検・活用支援業務委託を進めてまいりました。毎月、SE、システムエンジニアが小中学校の定期巡回による機器の点検や、ICT機器活用について校内研修等の支援を行っております。本年度は、特にタブレットや電子黒板の有効活用の仕方等について現場支援をしております。今後は、ICT支援員を市内の教職員やOBで確保できるよう、計画的に育成していく必要があると考えております。

3点目の在校等時間の把握の状況についてお答えします。

山口市におきましては、平日も休日も正確に在校時間を把握しております。山口市独自のデジタル出退勤システムタイムレコーダーを全職員が活用し、出勤時間、退校時間及び時間外勤務時間の集計などが一目で分かるようになっております。また、警備会社の入退室記録や休日の出退勤記録簿、部活動報告書もあり、その整合性も図っております。

す。管理職は毎月点検をし、助言や指導に生かしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今年度、教員定数の未補充が4件あったとのことでしたが、9月以降、現在も教員が補充されていない小学校もあります。その分の教員の負担も大きいものがあります。

また、タイムレコーダーで管理をしているからといって、全体的な仕事量が変わっていない中、ここ数年で時間外勤務時間が大幅に減少するということは考えにくいとも思われます。例えばタイムレコーダーを押して、その後、仕事を続けることは可能です。現場では、管理をされれば、そこに収まるような調整を個々でせざるを得ない状況もあるようでもあります。根本的に勤務超過の要素は何か、何が原因なのか、管理することと対策をセットで検証する必要があると考えます。

今回の給特法改正では、教員の在校等時間の上限目安を月45時間、年360時間と設定した上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。国全体で教員不足、人手不足が生じている中で、民間企業と同等の上限目安を設定することは、今後、より教員へのやりがいの向上や、優秀な人材に教員を目指してもらおうための人材確保のためにも必要なことです。そのためには、本市において、国が策定する指針を参考に、具体策と併せて、本市において、在校等時間の上限に関する方針を策定し、それを条例や規則で位置づけることが欠かせないと考えます。

このような動向を踏まえ、まずは本市の学校における学校管理規則において、具体的な上限を明記する準備は進んでいるのかどうか、再度、学校教育課長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、給特法の改正及び文部科学大臣指針の告示により、服務監督、教育委員会が講ずべき措置として、学校の教育職員の在校等時間の上限などに関する方針を教育委員会規則等において定めることとなり、現在、令和2年4月1日施行に向けて、山県市教育委員会規則の策定を進めております。これまで山県市学校管理規則に山県市市立小中学校職員の勤務についての概要が定められておりましたが、今回新たに、山県市立小中学校に勤務する岐阜県教育職員の業務の量の適切な管理、そのほか教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則を作成いたします。その第2条には、在校等時間の上限方針があります。教育職員の業務の量の適切な管理を行うための上限の範囲、1か月45時間、1年360時間を掲げてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 教育委員会規則において、在校時間等の上限方針、1か月45時間、年360時間を明記することは、罰則はないものの大変に重いことだと思います。規則を守るために実践することは、どのような対策を講じ、教育委員会としてどのように支援をしていくのかを、具体策と併せて両輪で進めていかないと無理なことだと思います。当然、タイムレコーダーの管理だけが正確な在校時間の実態の把握とは限りません。

そこでお伺いをします。条例や規則に定められた在校等時間の上限も踏まえた業務の適正化の徹底です。まずは教員が不足し、適正な教員の確保は当然として、新たな各サポーターの増員も急ぐ必要があると考えます。

文部科学省の取組状況調査によれば、全国の教育委員会が在校等時間の縮減に効果が高いと考えられている上位5項目は、部活動ガイドラインの実効性の担保、学校閉庁日の設定、ICTを活用した事務作業の負担軽減、留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備、部活動への外部人材の参加でした。この調査結果は、文部科学省のホームページで公表されていましたが、その中には、全国の学校や教育委員会の効果的な取組も具体的に掲載をされておりました。

そこで、最後に学校教育課長に伺います。まずは、何が要因で勤務調査をしているのか検証する必要がありますが、今まで時間外勤務時間オーバーの要因が何かと分析しておられると思いますが、その上で、来年度、教育委員会として、学校における働き方改革を具体的にどのように進め、そのために学校をどのように支援していこうと考えていますか、お聞きをします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えします。

まず、教職員の超過勤務の要因でございますが、学校の種別関係なく上位を示しておりますのが授業準備、次いで校務分掌に関わる事務的な業務や、生徒指導事案等の対応となっております。さらに、中学校におきましては、部活動の指導が挙げられます。

来年度、授業準備に対する施策としましては、全小中学校、全学級に、電子黒板とデジタル教科書の設置を計画しております。教科の学習内容に関わる豊富な資料がデジタル化されておりますので、授業準備時間の縮減が見込めると考えております。また、小学校高学年の教科担任制を進めてまいります。このことによって、担任の授業準備数の削減につなげたいと考えております。

事務的な業務に対する施策としましては、岐阜県統合型校務支援システムをまずは中

学校に導入する予定でございます。これまで手書きで作成していた書類も全てデジタル化されるため、事務量が削減されると考えております。また、教職員の事務業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを増員する予定でございます。

生徒指導事案に対する施策につきましては、事案が発生すれば丁寧に指導支援を進めていかなければならないものでございますので、即効性は難しいと考えておりますが、まずはその予防策として、前述しました施策や議員御発言の在校等時間の縮減に効果の高い上位5項目の取組をこれまで以上に推進し、勤務時間内に児童・生徒に向き合う時間をさらに生み出したいと考えております。

部活動に対する施策につきましては、山県市立中学校部活動指針に基づいた活動時間等の徹底を指導しております。来年度は、新たな山県市ならではの部活動の在り方を検討していく計画でございます。

議員御指摘のとおり、教育委員会規則と守るための支援は両輪であることを心して、実態を捉え、教育委員会が学校にできる支援を今後も見詰めながら、教職員の働き方改革に積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、死亡後の行政手続窓口サービスについて、市民環境課長にお尋ねをします。

現在、配偶者、親などが亡くなられた後に、御遺族が行う行政手続の負担を軽くしようと、全国の自治体ではお悔やみの専用窓口コーナーを設ける動きが広がっております。私自身も、行政手続の多さや初めてで分からないことなど、そういった声を伺うようになりました。親族や配偶者などを亡くされ、悲しみも癒されない中であって、高齢世帯の高齢者による申請や、独居による、離れて住む身内の申請なども増加し、行政サービスとして、具体的にはお悔やみコーナーなどといった名称で、必要な手続を一覧にして示したり、課を移動せずに済むようにもしています。

例えば、利用者がコーナーを訪れると、最初に気持ちに寄り添い、専任の職員が生前に受けていた福祉サービスの種類などを聞き取り、必要書類や関係する課をリストアップし、必要な書類をまとめて印刷をしてお渡しします。さらに、各課で届出の情報が共有され、やり取りができるオンライン環境の構築により、必要な手続を選別し、各課の職員が順番に窓口コーナーを訪れてくれるので、階や各課を移動する手間がないよう取り組んでいる自治体もあります。お悔やみコーナーの窓口を立ち上げた担当課長が、コ

コーナーをつくるのに高額な予算は必要なかった、職員が一手間かけることで、家族を亡くされ、悲しみを抱いて来られる遺族の負担が軽減されればと話しておられます。

このお悔やみコーナーの設置の先駆けは、2016年に始めた大分県別府市で、窓口のたらい回しによる御遺族の精神的、体力的、また、時間的な負担を減らそうと、若手の職員を中心とするチームが発案したとのことでもあります。そこから全国へと広がっていきましました。

遺族側としては、そもそも不慣れな庁舎内で、不慣れな保険とか年金とか、税に関わる届出もあることから、書類の記入方法含め、不安な気持ちで諸手続に来られる御遺族は、精神的な悲しみと、葬儀後の疲れなどにより、その配慮と適切な対応というのは、世帯が高齢化することも併せてこれからの大きな課題であると考えます。

そこで、市民環境課長にお聞きします。

1点目に、年間死亡者数の推移はどうか。

2点目に、死亡時の行政手続はどのようなものがあるのか。

3点目に、どのぐらいの手続の時間を要するのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

1点目、年間の死亡者数の推移については、本市に住民登録のある方で、直近の3年間、平成29年1月から令和元年12月までを確認したところ、平成29年は314人、平成30年は337人、令和元年是341人でした。3年間の平均は331人です。

2点目の死亡後の手続につきましては、市民環境課が死亡届を受理したときに、市長からのお悔やみの言葉とともにお渡ししております、死亡された後の手続の御案内に、18種類の手続について、内容や準備をしていただくものが記載してあります。

全ての方が全項目に該当するわけではございませんが、例えば御高齢の国民年金該当世帯主様が亡くなられた場合では、大きく分けて5種類、4課にまたがって手続をする必要がございます。市民環境課では国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療保険に関する手続、国民年金に関する手続、健康介護課では介護保険に関する手続、税務課では市税に関する手続、水道課では上下水道に関する手続、それぞれに複数の手続が必要になる場合がございます。そのほかにも、福祉課では障がいに関すること、子育て支援課では児童手当等に関すること、農林畜産課では森林の所有に関することなど、亡くなられた方によっていろいろなケースがございます。

3点目、手続に要する時間については、これもケース・バイ・ケースになりますが、先

ほど申し上げた一般的な5種類の手続に関する大まかな時間は、市民環境課で行う医療保険と年金の手続は、説明をしながらの手続となりますので一番時間を要し、内容によるわけですが、30分程度必要になると思われます。介護保険に関する手続は、市民環境課の窓口で同時に手続することが可能な場合が多いので5分程度、税務課では、市民税、固定資産税、原付、小型特殊、農耕用の軽自動車に関する手続などで15分程度、水道課では、使用者の変更や引き落とし口座の変更などに15分程度必要となり、そのほか、該当する項目がある場合には、それぞれの所管課で15分程度の時間を要します。多くの方が窓口での手続のみでも1時間以上、待ち時間や移動時間等を含めると2時間近くを要する場合がございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今、手続については、例えばほかにも、福祉課では、緊急通報システム機器の返還、また総務課では、防災無線機器の返還や撤去の立会いも必要になる場合もあります。あわせて、これからは、独居の方の場合であれば、空き家対策の観点から、空き家バンク登録などを含め、その場で情報の提供も同時に行う必要があるかとも考えます。

今、答弁にあったように、多くの方がお亡くなりになり、年々増加傾向にあり、1日に1人以上の方が手続に来られる計算になります。全く経験のない手続で、手続内容も多く、かなりの時間を要します。手続上に必要な忘れ物がある場合もあるかとも思います。多くの方が悲しみを抱えて手続に来られます。

こうしたことを踏まえて、より遺族の負担軽減につながる、できればワンストップ窓口の仕組みづくりをお願いしたいと思います。その上で、本市でできるお悔やみコーナーの設置を提案します。市民環境課では、来庁される目的が一番高い課ではないかとも思います。そうした職務の関係上、担当職員の皆さんは、毎日、市民の皆様への丁寧な対応とサービスの向上に努めてみえることは承知をしております。

他市によるお悔やみコーナー窓口では、事前の電話予約で、どなたの死亡手続のために遺族は誰が来るのかを事前に把握し、窓口では、本人確認ができればスムーズな手続が行えるようにしています。また、多数の申請書も、住民基本台帳のデータを基に、エクセルで統一された申請書類に窓口担当者が入力し、各担当課へ一斉に配信、窓口から依頼を受けた各課の担当者が申請書類を基に手続を始め、完了すれば、また窓口へ送り返されます。手帳の返還など、窓口での受渡しの必要がある場合のみ、担当窓口に行ってもらおうという、行政にとって効率的なシステムが構築をされております。これは、若

手職員のアイデアであり、住民基本台帳のデータとエクセル、各課とのやり取りができるメールやオンライン環境さえあれば、新規システムの構築など、経費は全くかからないということです。

また、市によっていろいろ考えられており、御遺族のためのお悔やみハンドブックというものを作成し、今後の様々な手続の内容を案内する冊子として、事前に市内などの葬儀社に配布をし、葬儀の依頼があったときにお渡ししていただくようなサービスを提供している自治体もあります。ハンドブックの表紙には、市には手続をお手伝いするお悔やみコーナーがありますのでぜひ御利用ください。申請書の作成など全力でサポートしますと力強い言葉と、予約をいただくことによってスムーズに御案内ができることが記されています。

できる限り市民の皆さんの心に寄り添い、市民の皆さんの負担を軽減し、職員の皆さん方の努力で、高額な予算をかけずに実施ができる市民サービスの向上につなげていけるような本市なりのお悔やみコーナーといった窓口の設置をお願いしたいと思いますが、再度、市民環境課長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

実施方法は様々ですが、お悔やみコーナーを設置する自治体が増加していることは承知しております。それぞれの取組は、御遺族が親族を亡くされた悲しみの中での行政関係の手続で、少しでも不安や負担を軽減させることが目的であることは同じです。

本市では、手続をスムーズに行うことができるよう、平成30年度に、死亡された後の手続についてチェックリストを作成し、葬儀社やお問合せのあった方に御案内するなどして活用を始めたところです。手続に来庁されました御遺族には、市民環境課保険年金係の職員が中心となり、チェックリストに沿って必要な手続をサポートしています。チェックリストには、防災無線、緊急通報システムについても掲載しておりますし、空き家に関しては、相談先を案内するのみではなく、空き家バンクの紹介のチラシも市民環境課の窓口でお渡しするなど、情報提供に努めてまいります。

さらに、御紹介いただきました他自治体の取組を参考にさせていただき、本市で活用できることは取り入れ、市民環境課が御提案いただきました本市なりのお悔やみコーナーの役割を担い、より充実した市民サービスの向上に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 本来であれば、1か所でワンストップということが理想だという

ふうに思いますが、なかなかそういうところまでは難しいかというふうに思いますが、できる限り市民の皆様の負担を減らすため、予約制などを含め、お互いにとって効率的なシステムの構築をぜひともお願いして、質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後 1 時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 上野欣也君。

○1 1 番（上野欣也君） 議長より発言のお許しを得ましたので、1 点お尋ねをいたします。

地域の特産品（主に栗）の生産量を高める工夫ということで、農林畜産課長にお伺いをいたします。

生産者の高齢化、あるいは去年のように気候の変化の影響で、本市の特産品である利平栗の生産量が減少してきていると言われております。

昔から家の周りで、大桑や伊自良地域では栗の木が屋敷の周りにあったということを知っております。食料にしたり、加工して菓子に利用してきたという経緯があります。しかし、そういった風景も最近ではめっきり減少してきたような気がいたします。

昨年でしたけれども、栗まつりに電車で来たという人が本部の前にいらっしゃって、栗がないと言われた。本当ですかというふうにいぶかしむ声で本部に申し立てる夫婦がございました。わざわざ栗を目当てに来ただけけれども、ないという。やっぱりおもてなしや供給に応えるには、少なくとも販売量の確保は必須の問題ではないかなというふうにそのとき感じました。

山口市は今年度、地域特産品育成支援事業というものに取り組まれております。しかし、これによって一部の栗の生産者の中では、山口市は平等感や価格観念が薄いのではないかというふうに私のところへ声がありました。耕作放棄地もどんどん増えている中、やり方次第で耕作地も栗の畑に変えられるという、そういうよい機会だということ熱っぽく私の家で語っていかれました。

そこで、そういったものを背景にして、5 点お尋ねをいたします。

本市の栗の近年の生産高はどの程度か、そのうち利平栗の割合は、分かった範囲で結構ですが、どのぐらいでしょうか。

今年度実施された地域特産品育成支援事業の中で、苗木の注文数はどのくらいだったのか、見込みと違いがあったのかどうか、それも含めて御説明いただきたいと思います。

山縣市はそういった事業を行う前に、栗を生産したいなという希望を持っている人がありますけれども、どういうふうに情報の発信を行ったのか。

4点目、耕作放棄地を栗畑へ転用する上で問題点はあるのか。何で転用しないのか、問題があるのかということでしたので、お尋ねをします。

5点目、ずっと調べましたけれども、本市の特産品の栗はやっぱりもう少し生産量を高めていく、そういう方策を取らなければいけないのではないかと思います、市の考えを伺いたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目の生産高でございますが、JAぎふ大桜支店の出荷状況では、平成29年度は約9.5トン、うち利平栗1.7トン、平成30年度7.3トン、うち利平栗2トン、令和元年度5.3トン、うち利平栗0.6トンでございます。令和元年度は平成30年度からの台風等のダメージの影響もあり、ここ3年間では一番少なくなっております。平成29年度から3年間の平均では7.3トン、利平栗1.4トンと、利平栗の割合は約20%でございます。

2点目の支援事業に係る苗木申請本数でございますが、今年度栗の苗木は568本の事業承認を行う予定でございます。なお、見込みにつきましては、個別の品目ごとの見込みは立ててございません。

3点目の支援事業の情報発信ですが、市内の農産物直売所の総会、各特産品目での栽培講習会での説明や、その折に出荷者の目につく場所に支援事業のチラシを掲示させていただいたり、山縣市内JAぎふ各支店営農担当の方にも御説明をして、周知を行いました。

4点目の耕作放棄地利用への課題ですが、栗は肥沃で水はけ、水もち、日当たりがよい場所に植えることが大切で、その点、栽培適地は限られてくることや、土壌診断や土壌改良が必要な場合の費用負担の問題、一年生の作物ではなく樹木を植えることへの地権者の理解が得られるかが課題となります。

5点目の生産量を高める今後の方策ですが、産地に作業管理できる担い手を支援していくことや、栽培団体の強化として栽培講習会等で需要があることや高収益作物になることを伝え、販路の紹介や、既にある食品加工業者とのパイプを生かし、新商品の開発の協力をしていくこと等が考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再質問を3点いたします。

まず1点目に、生産量そのものが少ないのではないかというふうに思うんですけれども、今、10トンに満たないというような状況でございますけれども。考えてみますと、調べたのでございますけれども、全国的にはトップは茨城県なんですね。4,150トン、割合でいいますと22.2%が茨城県産。それから、第2位は皆さんも御案内のとおり熊本県です。2,880トン。割合は15.4%、3位が愛媛県、1,840トンで9.8%、1、2、3はその3県。

考えてみますと、茨城県と熊本県のこの間にて栗はかなり取れるということですから、地域的には、季節的に栗は向いているというふうにはできるかと思えます。

4品目の中で黒ニンニクがちょっと減少してきておるんです、現実には。1社やめられましたしね。私はどうしてかなと思って、聞き調べに行きました。

そうしたら、原因は、季節感というか気候というか、一旦やっぱり青森のようにぐっと冷える、そうすると大きくなるんだそうです、もっと。それで、福岡県が2位を占めておりますけど、福岡のほうはまた品種が違うそうでございます、うまく合わなかったと。それを早くして対策を打たないかなんだねということをおっしゃるんですけど、これ、あれですよ、4つの品目のうちの大事な1つがそういうふうになってきておるので、放置していくと栗もどんどん少なくなっていくおそれがあると思っております。

それで、私のところへ来た人が、市というのほどのくらい栗を生産しようとする意欲があるのかねと、電話して聞いたけれども、全然答えが返ってこない。ぜひ、かなり僕も厳しく言っておいたけれども、やっぱり栗は生産量が落ちちゃ駄目だとおっしゃったんです。そして、その方は栗を生産してみえるんですよ。栗は主やない、栗は副でやってみえる。主はこっちででんと仕事をやってみえて、栗はもうかるぞと言われる。栗、もうかるよ、米をつくっておるより栗のほうがいいよ。私はぱっと、こうやって見せてもらいました、データを。栗のほうが高いんです、1反当たり。

それで、それを工夫すれば耕作放棄地なんかでも植えて育てられるよと、その人がおっしゃるんだね。何でもかという、黒ニンニクに比べますと手間があまりかからんです、栗は。せいぜい消毒一、二回と、下の草と、それから剪定。剪定もわしは楽にやっておるよということですので、もうかる、そんなに仕事は多くない、気候も非常に適しているということになると、もうちょっと力を入れて特産物を増やしたほうがいいのではないかというふうにおっしゃったので、2点目、その辺のね。

まず、再質問は、もう少し力を入れて生産量を高める工夫をしてみられたらどうかというのが1点目です。少なくとも100トンぐらいの量が欲しいわけですよ。

岐阜県内を調べてみますと、岐阜県内もあまり多くはないんですけど、全国的には第4位なんですね。しかし、1,000トンに足りません。810トンで4.3%ですからね。これで全国的には第4位なんですけど、当面は1,000トンを目指すというようなことでやれば、私、この利平栗という銘柄品がもっと広く、岐阜だけやなしに全国的にも広がっていくのではないかなと。だって、こんなものはないんですもん、山県市に、ほかに。全国版になってくる可能性が強いわけですよ。だから、ぜひその辺を農林畜産課が頑張らないかんし、若い人らが頑張らないかんぞとその人は言ってみえる。もうかるんやで頑張れと言ってみえますので、その辺を課長の一声を聞いておきたいと思います。

2つ目、委託をされたんですけど、委託もいいとおっしゃって見えました。しかし、その委託先は、米などを見ますとあまり高くない。

それから、私ももらって来て見ましたけど、資料を見ますと、ものすごく取組が煩雑なんですよ。消毒はどれだけやらないかん、肥料はどれだけやらないかん、剪定はこうやってやらないかん、出すときはこういうふうは何日間の間でどれだけ出さないかんという。そうすると、栗の農家はそんなふうにはうまくいかないもので、自分で体得したほうがいいと、そこへ出すより。米はそうでしょう。米は私のところ、6人か7人おりますけど、1町以上つくっている人は全部個人契約ですよ。農協へ出しませんよ。個人でやっておる、それがもうかる。

それから、契約ですから、はっきり売れる。あるとき、ちょっと収穫量が減ったのでどうしたかという、自分のところのお米も全部売ってしまって、自分のを買って来て出したという人もあります。

だから、栗は売れるんですよ、話を聞くと。売れるけど、売るところを知らない。その人は仲介層をきちんと持つておる。中間地帯で、仲買人を。

ところが、この辺のあれに出すと、概要は私はきちんと調べておりませんが、その人が言うには大体20%カットされるというのでね。せっかく収穫しても20%はもう始めから引かれると思って出すわけですから、そんな必要ないので、その辺を詳しく調べて、そしてつくろうという人に知らせるといいよ、だから、委託してもいいけれども、委託する前に、きちんと担当者がそのぐらいの説明をしないかんということをおいたと言われたので間違いのない部分です。聞いてやってください。担当者の名前も私は教えてもらいました。そのぐらい燃えてやれば、栗は必ずもうかるので取り組む人が出てくるよということでしたので、情報発信をぜひまず市がして、そして委託するところは委

託すればいいわけですけど、個人的にやるところは個人的にやって、生産量を増やすというのはいかがかと思います。

3点目は耕作放棄地の問題ですけど、先ほどお話もあったように、適地は非常に範囲が狭いようなことを言われておりましたけど、つくれそうなどころはありますよ。例えば、土だけ乗せれば耕作放棄地でもできるところがかなりあります。天気や水はけのよい、日照時間が何とかと言われましたけど、日当たりのよいところでそういうところは見えております。

私のところからこっちへずっと市役所まで来るときに、梅原なんかはものすごく十何年間の間に耕作放棄地が増えておりますけど、日照時間が十分ですしね。恐らくああいいう人たちは岐阜のほうへ、まちへ出ていってしまわれたかもしれませんが、やっぱりやる人、意欲のある人をすれば、私は耕作放棄地なんかはできているんですよ。

その人、消毒を隣の家がやるのでやったと言ってみえました。どうやってやるのと聞いたら、引いてやるんです、ずっと。偶然、昨日おととい見たんですけど、まちのほうで柿の消毒をやってみえる人がごろごろごろ引いて消毒をやっているから、怖いのは猿やないかと私が言いましたら、猿は大丈夫だと。昔はこういうふうに育てたんです、栗をね。今はこういうふうに育てておるので、剪定をこういうふうにして、木を切ってもらったらこういうふうになっておると。だから、もし猿が入るということになると、この上に下呂がやっておるようなものを張れば大丈夫やと、その人はおっしゃってみえましたので、そういう工夫もしながら、栗の生産量を、耕作放棄地にも広げていったらどうかというのが私の第3の質問でございます。課長さんにお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の生産量と生産を高める工夫の点につきましては、議員の御質問にあったとおり、栗まつりでの不足している件もございまして、十分な生産量がある状況ではないと考えています。

あと、高める工夫でございますが、技術的要素も多々あると思いますので、県の普及指導員等の協力を仰ぎまして、技術的支援も得ながら、今後一緒になって検討していきたいと考えております。

2点目の補助制度の周知についてですが、不十分ではないかという御指摘もございまして、今後ですけれども、生産者に広く周知するために、令和2年度の募集につきましては、3月4日の山県市のホームページに早速掲載をさせていただきました。また、広

報やまがたの5月号にも掲載をいたす予定でございます。

3点目の質問につきましては、栗生産に意欲のある方に対しましては、こちらのほうに情報を頂ければ、農業委員等も連携いたしまして、耕作放棄地の中で適地がないかを探し、積極的にマッチングをしていきたいと思っております。

また、今年度から整備を始めました大桑地区の城山公園の栗ゾーンにつきましても、生産者研修等にも利用させていただきまして、栗生産を高めていく一助にしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 意欲的に取り組んでいただいて、できたら3位の愛媛を抜くぐらいの生産量にして、そして栗まつりも盛大に、栗で祝えるような、主軸が栗になるような、そういう大会にぜひしていただきたいと希望して、質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位6番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可を頂きましたので、2件の一般質問を行います。

1件目、小学校の今後の在り方についてお尋ねをいたします。

先ほど来、別の議員からの質問がありましたが、現在、山県市の小学校9校のうち3校が複式学級を持つ小学校となっております。

過去、平成30年第4回の定例会の一般質問にて小中学校の統廃合について質問をさせていただきました。その際には、複式学級解消のためだけの統合ではなく、その地域ならではの教育を進めるための学校の在り方を検討していく方針、学校運営協議会の設置や地域と学校が一体となった取組などをお答えいただき、小中学校の総合管理計画の考えを踏まえながらも、児童、保護者、地域、学校が理念を共有することを大切に議論を進めていくとお答えいただきました。

2町1村が合併した山県市では、その地域によって様々な特色や違いがありながらも、前回の議会で可決をされましたトイレ改修事業などにおいても、児童数にかかわらず地域格差のない教育現場の整備が進められています。

しかしながら、実際に複式学級の授業を拝見させていただくと、1つの教室で前後の黒板に分かれて行う学年別の授業は、その現状の中だからこそ培うことができる子供たちの力や学習教育の工夫が感じられるものの、複式学級の担任教師の中には他の役割を抱えていらっしゃる方もみえ、その負担が大変なものであることも感じさせられます。

山県市の小学校の在り方について、現状と今後のお考えを理事兼学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

初めに現状についてお答えします。まず、学校規模についてでございますが、今後の学級数の推移は増えたり減ったりしながらも、緩やかな減少となっていくと推計しております。

学校の整備につきましては、児童・生徒が学校生活を営んでいる以上、できる限り格差のない環境整備を進めてまいります。

教員の負担につきましては、授業でいいますと、本年度新規に授業ができる特別教育サポーターを配置したことにより、2学年を一度に指導する、いわゆる渡りの授業の解消がこれまで以上に図られ、その点では軽減しております。また、そのほかの教員の負担についてでございますが、小規模小学校におきましては、教員定数の関係で担任と各種主任を兼務する、またそのほかにも多くの校務分掌を受け持つこととなります。その点では負担はあると考えますが、分掌事務に関わる出張への配慮や、スクール・サポート・スタッフを設置するなどといった対応を進めてきており、市内全体の教職員と比べても時間外勤務や負担感が多いということはありません。

今後の小学校の在り方につきましては、第2次山県市教育振興基本計画にも掲げてありますが、新たな教育を推進する魅力ある学校等について調査研究を進めるとともに、来年度、適正規模等検討委員会を開催する計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

これまでの別の議員の質問にも答弁を頂いておりますので、重ならない部分で再質問をさせていただきたいと思っております。

適正規模等検討委員会についてお尋ねをいたします。

小学校の存続、統廃合、複式学級の在り方、それに伴う現場の教職員の働く環境、一番は子供たちにとって何が最善かを考え、あらゆる面からの検討が必要になると考えます。子供たちの学習、育ち、未来、そして地域の維持、2町1村が合併した山県市では、その地域によって子供たちを取り巻く環境や課題も様々です。

保育園、小学校、中学校合同の引渡し訓練や小中合同地域のグリーン活動、小学校での伝統教育を取り入れた保育活動、地域の特産品を使った小学校での取組など、保育園

や中学校、地域との関わりを深く持つ山県市の各小学校では、他市にはない、また、市内でも他校にはない魅力ある教育がそれぞれの小学校で行われています。山県市ならではの教育を進めていく上で、地域の力は欠かせません。

今後、山県市の小学校がどうあるべきかを考えていくには、市内全体での検討とは別に、旧村町ごとの検討を深める必要があるかと考えます。適正規模等検討委員会の開催について、子供たちの声や現場の教職員の声、保護者や地域住民が共に考えていくことができる委員会を旧村町ごとに設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。理事兼学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、地域の学校の今後の在り方に関しましては、地域の様々な声を基に検討していくものと考えております。

前回、平成30年度第4回定例会の小中学校の統廃合についての御質問にお答えいたしましたように、伊自良地域と美山地域には中学校区の学校運営協議会が設置され、それぞれの地域での学校や教育の在り方の議論を進める場が設定してございます。適正規模等検討委員会は、教育委員会の諮問に対して山県市立小中学校の今後の在り方等を調査、審議し、答申するといった性格を持つ委員会でございます。したがって、検討委員会にはそれぞれの地域の学校運営協議会等の様々な方々を検討委員とすることが有効と考えております。

地域の様々な人の思いを大切に、地域の学校や地域に生きる子供たちの教育の在り方を考えるという視点は最重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

今回はこの質問は以上で終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

保育料無償化と今後についてお尋ねをいたします。

山県市では、平成27年9月より全国に先駆けて実施してきた保育料の無償化が、昨年10月より全国で実施となりました。

無償化の対象は、3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子供たちの利用料、ゼロ歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯者を対象として利用料が無償化となりました。

保育料の無償化はさきに挙げた対象者のほか、市町村から保育の必要性の認定を受けることが必要になることや、保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象にはなりますが、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用する子供たち、それに加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料についても対象となります。これらの事業について、山県市の無償化の現状はどのようなのでしょうか。

また、これまでの議会で、3歳未満児の保育料の無償化についても質問を行ってききましたが、未満児の利用が上昇傾向にあることや保育士不足の現状もあり、国や県の動向、保育現場の環境整備を踏まえ見極めていく必要がある旨をお答えいただいております。3歳未満児の受入れの現状、保育士の確保、対策はどのようなのでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の山県市の保育料無償化の現状についてお答えを申し上げます。

まず3歳から5歳児までの無償化対象者は、幼稚園で約170人、保育園等で約380人、ゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯による対象者の方は5人ということになっております。

また、認可外保育施設、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業での無償化実績は現在のところございません。なお、障がい児の発達支援につきましては、約40人が対象となっております。

2点目の3歳未満児の受入れ状況、保育士の確保、対策については、未満児利用者数が現状で約200人となっており、年々増加傾向にございますが、次年度における受入れは待機児童が発生しない見込みとなっております。

また、保育を必要とする保護者の希望にお応えすることを第一義ということにしまして、それに伴う保育士の確保及び保育事業の負担軽減を図るということを最優先に保育事業を展開していきたいと思っております。

なお、3歳未満児の利用者負担額、いわゆる未満児保育料につきましては、国の基準額に対しまして、山県市の場合は約50%ということになっております。近隣市町村と比較いたしましても大体20%から30%ほど保育料が安く抑えられていることをごさいます。また短時間保育認定保護者につきましては、標準時間保育と同じ時刻の18時半まで延長保育料もかからないということなどもございまして、他市町村での保護者からの入園のお問合せというのが多く、1から2歳児においては昨年度の入園者数を大幅に上回

っておるということでございます。

現状下でも保護者の方からの負担軽減として、十分に魅力があるものというふうに御評価を頂いているというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

1点目はファミリー・サポート・センター事業についてです。

今回の無償化は対象者が絞られたものとなっておりますが、過去に平成28年第3回定例会において、ファミリー・サポート・センター事業の利用料金に市独自の補助制度を設ける考えをお尋ねいたしました。当時は指定管理者に事業が移行したこともあり、援助会員を増やし体制を整えた後、検討されるとのことでしたが、その後の検討はいかがでしょうか。

2点目は、3歳未満児受入れ、保育士確保、対策についてです。

未満児の利用者数が年々増加傾向にあること、それに伴う保育士の確保や業務改善をお答えいただきました。急速に社会の状況が変化していく中、多様な保育のニーズが高まり、その対応に御尽力をいただいているところかと存じます。

未満児の受入れについてです。

保育園のほかにも未満児の受入れが可能な地域型保育事業、2015年よりスタートした子ども・子育て支援の中で、各地域が抱える課題を解決するための制度の1つです。

原則ゼロから2歳児の3歳未満児を対象とし、待機児童対策や人口減少地域での保育基盤の維持など、地域が抱える様々な保育ニーズにきめ細かく対応していくための制度です。国が定めた基準を満たすことで様々な保育施設が認可を受けられるようになりました。市町村が運営基準を確認し、年に1回の監査を行うこととなります。認可を受ける際には、卒園後3歳からの受皿となる認可保育園や幼稚園といった連携施設を設けることが決められており、連携施設からの保育内容の支援や、保育の質を保つことが求められています。

山県市の保育園では体験型保育の取組も進み、これまでも保育士の方々の手によって進められてきた山県ならではの保育の質を価値化する基盤がつくられつつあります。その保育園で保育士の確保が進まない現状、そこにこそ地域型保育事業のような官民連携の力を取り入れるべきではないでしょうか。

3点目は、保育士の業務負担の軽減についてです。

平成30年第3回定例会において、保育士の能力を発揮できる環境整備についてお尋ね

し、保育資格を必要としない業務を他で担うことなどを御提案させていただきましたが、その後の検討はいかがでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをいたします。

1点目のファミリー・サポート・センター事業につきましては、保護者さんからのニーズの変動や無償化による影響などを踏まえた上で、必要量を提供できる体制づくりが必要であると考えます。サポート提供会員は年々微増しているものの、地域等のばらつきがあるのが現状でございます。

次年度からは、第2期子ども・子育て支援事業計画の事業展開、これと並行いたしまして援助会員、それからサポートを提供する会員、提供会員などの状況に応じ、制度内容を含め、今後ますます検討を進めていく必要があると考えております。

2点目の3歳未満児の受入れと保育士の確保、対策につきましては、保育運営の安全性を保ちつつ、急増する未満児保育のニーズにお応えをするため、山口市でも保育士確保などの努力をしておるところでございますが、ニーズの変動状況によっては、山口市だけの対応に限界が生じる可能性を秘めております。

山口市が将来にわたり地域の子育て世代のニーズに対応し続けていくためには、議員がただいまおっしゃられたように、未満児保育に特化した地域型保育事業、そしてそのものを、それを民間活力の導入等によりまして研究する必要があると捉えております。

3点目の保育士の負担軽減につきましては、山口市としましては、現状下で勤務されておられる個々の保育士の負担軽減を図ることが最優先と考えております。

つい先日も他団体で現在、もう導入されているという効果的な保育事業の保育業務を支援するシステム、こちらを保育士が実際に体験するなどいたしまして、情報収集をし、負担軽減について現在調査研究をしておる最中でございます。

今後、現場での実証実験等を踏まえまして、保育現場での負担軽減が図れ、なおかつ保護者サービスが向上できるものであるということが分かりましたら、これを積極的に導入していく必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

I C T機器の活用や人工知能が進化し、定型的な業務や数値的な業務は代替が可能な時代になります。急速に変化していく社会の中で、これからの子供たちには、社会の変化に受け身でなく、自ら関わり合う力や自分の能力を発揮する力、人間の強みを伸ばす

力が必要となります。山口市独自の特色ある保育はそれを育むことができる保育、それが山口市ならではの保育の質であると考えます。

再質問に御答弁いただきました課長の内容に、副市長と市長に再々質問をさせていただきます。

保育士の負担軽減について、副市長にお尋ねをいたします。

毎年栗まつりのオープニングを飾る市内の全保育園の年長児による鼓笛のパレードがあります。昨年末開催された伊自良保育園の発表では、年長児が伊自良北小で使っている十六拍子の太鼓を使って、その発表が行われました。これは現場の保育士の方の発案だったそうです。

こういった保育士の能力が発揮される保育を進めていく上で、まさに定型的な業務や数値的な業務は、課長の答弁にあったような代替が可能なシステムを導入し、これまで以上に保育士の方々の能力を発揮していただける環境を整えていただきたいと思います。人事管理のリーダーとしての副市長のお考えはどのようなのでしょうか。

次は、市長にお尋ねをいたします。

ゼロから2歳児、3歳未満児の保育の受入れ等の障害についてお尋ねをいたします。

国の基準を満たし、市の監査や連携保育施設の支援を受けることができ、保育の水準や質を守ることができるゼロから2歳、3歳未満児に特化した地域型保育事業は、山口市が抱える課題の解決に大きくつながる取組となると考えます。

保育料の無償化は、保護者の負担軽減と他市との魅力の比較を問うだけのものではなく、家庭の経済的な背景に関係なく、子供たち一人一人に山口市の誇れる質の高い保育を提供するものであると考えます。

山口市の保育現場を圧迫している課題の解決に具体的に取り組み、それをぜひ未満児の小さな子供たちへと広げていただきたいと思います。子育て支援日本一を進める市長として、未満児の受入れ無償化に向けてのお考えをお尋ねし、質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えいたします。

I C T化、これ、先ほども課長が答弁しましたが、今、伊自良でテストをしていただいて、非常に若い保育士さんには重宝がられたというような情報を得ております。ぜひ、やはりこれから働き方改革、そして親御さんへのサービス、これも含めまして十分検討し、よいとなれば即導入をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

先ほど課長が答弁いたしましたように、3歳未満児の保育料は、現在、近隣市との比較におきましても十分な負担軽減がなされていると考えております。

具体的には、一番階級の多い5階級で比較しますと、5階級では未満児ですと、山口市は2万2,200円でございます。これが国の標準では4万4,500円、これを近隣市と比較いたしますと、岐阜市では3万2,000円、山口市は2万2,200円でございますし、各務原市では4万1,400円でございますし、羽島市では3万5,000円でございます。

まず、保育料が全体的に無償化になったということで、1つにはこうした山口市の今の現状をしっかりと市民の皆さんや外へのメッセージとしても発信していくことが、今の子育て支援策の充実している山口市であるということを知っていただく一助になるのではないかと思います。

そして、未満児の需要が非常に増えているということで、御提案の中には地域型保育事業ということでございまして、私もちょっとこの地域型保育事業という言葉は初めて聞きましたが、やはりああいった世代の中で、年齢差1年で非常に能力的にも違いますので、未満児に特化した受入れ体制も必要ではないかということ、今御質疑の中で聞いていまして感じたところでもございます。

そういったことを踏まえながら、今後におきましても子育て支援、人口が減少していく中にありまして、これは山口市だけではなくして、本当に日本の国の静かな人口の減る、子供が少ないということは有事でございますので、可能な限り私どもも積極的に努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時ちょうどから再開いたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宇野副市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 先ほどの答弁の中で一部間違っておりましたので、訂正させていただきます。

伊自良で実施したと言いましたけれども、これはまだでございます。実施したのは園

長を集めて機器の取扱い説明を実施したというところで、今後は保護者と、そして保育士等の連絡のやり方やなんかも、実際の機器を使ってテストを今後していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 通告順位7番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可を頂きましたので、1点、企業誘致についての質問をいたします。

いよいよ3月20日から東海環状自動車道山県インターチェンジが開通します。観光交流人口の増加や市内産業の活性化などの期待が膨らみますが、様々な角度から企業誘致についての質問をいたします。

山県市が平成30年に行った人口の将来展望に関連する意識調査の施策満足度及び重要度のポートフォリオ分析、これは今回の議案に付託されております第2次山県市総合計画後期基本計画の人口ビジョン改定版の中に一覧表で載っておりますが、この中に重要度が高いものの満足度が低い項目に空き家対策、勤労者雇用対策が含まれております。この2つの課題を同時に解決する手段としてサテライトオフィスやテレワークによる企業誘致を図ってはいかがでしょうか。

昨年、私は徳島県の神山町を訪れましたが、人口5,000人足らずの小さな町に、空き家や空き店舗などを活用して、IT関連企業のサテライトオフィスが次々と開設され、活気があふれていました。

2010年に東京のITベンチャー企業が町内の古い空き家を改装してサテライトオフィスを開設し、様々なメディアで紹介されると、新しい働き方ができる町として注目を集め、昨年の時点でIT、デザイン、映像関連の事業を中心に15社程度のオフィスがあるとのこと。その1つは今まで活用されていなかった神山町産の神山杉を使った食器ブランドを立ち上げ、グッドデザイン賞を受賞した企業もありました。

ITやクリエイティブなどといった業種の企業は様々な物件を事業所とすることができ、空き家や空き店舗などの余剰ストックを活用することが可能なばかりか、地域課題の現場でその解決に取り組むことで、保有する技術力を証明する事例にしたり、不利条件をリノベーションすることで企業マインドを表現し、広く知らせたいというニーズがあるようです。

つまり、サテライトオフィスとして進出する企業は、その地域だからこそ生み出せる新しい価値との相乗効果で企業価値そのものを上げていこうという感覚を持ち、その地域のまちづくりや地域課題解決に貢献するという志向を持つのが特徴であり、ただ単に

雇用創出だけにとどまらない様々な波及効果をもたらすものとのことです。サテライトオフィスやテレワークの推進には、企業誘致と同時に空き家や空き店舗対策など、様々な問題を解決する可能性を秘めております。

このような事例を述べると、まるで夢物語のように聞こえるかもしれませんが、実際に数名の方が美山地区で取り組みたいという話を聞いておりますので、提案するものがあります。

そこで、1点目の質問は、山州市の活性化と課題解決を行い得るサテライトオフィスやテレワークの推進を実施してはいかがと考えますが、御所見をお尋ねします。

次に、違う観点から工場用地を活用した企業誘致についての質問をします。

今まで市内のスポット的な用地を企業誘致候補地として選定し、企業誘致に取り組んでこられ、既に数社は市内に移転が決まっており、一定の成果を上げられてきました。雇用の確保を考えると、地域産業の支援と企業誘致は両輪で考えていく必要があります。地域産業の支援については、来年度予算案に新たに市内企業等活性化事業補助金が創設されましたが、これは事業者の持続的な経営支援をしていこうというものです。同時に、インターチェンジが開通するこの好機に企業誘致をさらに加速して進めていただきたい。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

1点目は、企業誘致候補地の用地確保の現状と今後の予定はどのようなのか。

2点目は、進出を検討したい企業は、現在何社程度あるのか。

3点目に、今後、企業に対してのアプローチはどのように行っていくのか。

以上、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

サテライトオフィスとは、企業の本社、本拠地から離れた場所に設置される事務所のことで、一般的に都市型、郊外型、地方型に分類されます。

地方型は、豊かな自然環境の中で働くことによる生産性の向上と大規模自然災害等の影響を考慮し、事務所の分散化によるリスク軽減の目的で導入する企業が多くございます。総務省の行ったアンケート結果によると、導入する業種としては、広告・調査・情報サービス業が多く、次いで法律事務所や経営コンサルタントなどの専門サービス業の活用が上位を占める状況です。

山州市においても、空き家や空き店舗などをサテライトオフィスとして活用していただくことは空き家対策としても効果が見込まれます。企業誘致という観点よりも関係人口の増加による地域の活性化やその波及効果が推進する目的となると考えております。

今後は、こうした施設に求められる情報通信インフラの水準、施設の規模、周辺環境及び企業等へのPRの方法などについて先進事例を参考に調査し、山口市への誘致を図ってまいります。

次に、企業誘致の現状についての御質問ですが、1点目の企業誘致候補地の用地の確保については、山口市で保有する工場等の用地はございません。しかし、地権者との協議が調い企業に紹介可能な用地は高富武士ヶ洞や岩佐馬坂などで10区画、7.5ヘクタールとなっております。

2点目の進出を希望する企業数でございますが、現在2社と協議を行っております。また、業種は製造業でございます。

3点目の企業へのアプローチについてでございますが、山口市のホームページで紹介するのと並行して、岐阜県企業誘致課へ情報提供を行い、企業の立地候補地として推薦していただけるよう取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま御答弁いただきまして、企業へのアプローチについては岐阜県に情報提供を行い、推薦していただくように取り組んでいくというような御答弁がありましたので、ぜひ今後も引き続き、積極的に県と連携して取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、サテライトオフィスやテレワークによる誘致に絞って再質問をいたします。

昨年、第1回定例会質疑において、地域おこし協力隊の募集についての質問をしたところ、市長からは、市内で光ケーブルを張っているのも、北部地域の公共施設、例えばいわ桜保育園などの空いている場所を利用していただいて、協力隊も含めながら、今の情報化の時代ですので、そんな募集の仕方も検討できないかと思っているとの御答弁がありました。その後、協力隊の募集要項に空き公共施設を利用した活動も新たに加えていただきました。

光ケーブルについては、1月末現在で市内のインターネット加入世帯の83.9%に光ケーブルが敷設されたと聞きました。ほぼ市内全域で、都市部と同じように働けるテレワークの環境が整ってきたということです。

総務省が平成29年に行った民間企業等のニーズ調査によると、サテライトオフィスのお試し勤務に興味がある、利用の意向を示した企業が35%でした。また、平成30年に行った調査によると、テレワークを導入している企業は19.1%でした。

こうした中で、今回の新型コロナウイルスの感染拡大がテレワークへの関心を一段と

高めることとなりました。企業のニーズは高まりつつある現状ではありますが、今の現状では、都市部の企業等とのつながりや具体的なニーズが把握し切れていないなどの課題があるかと思われます。

山口市のような農村地域でいきなり大きな事業をやるとなると、地元の方々についてはいけないし、拒絶反応も出るかと思われます。まずはお試しで小さな設備から導入し、サテライトオフィスやテレワークとはどういうものか、この地域では何ができそうかといったことを地域内外の方が共に学ぶ期間を設けることが必要だと思います。

また、美山地区の特徴を生かすとしたら、例えば円原の伏流水に代表される周辺の自然環境を生かしたワーケーションのような仕組みや、地域のイメージを確立させて、都心に向けて認知活動をしたらどうかと考えます。そのためには、テレワークに付随して宿泊や自然体験などの整備、連携をしながら、地域全体で取り組むことが必要と考えます。

そこでお尋ねしますが、まずは企業のニーズを把握するためにも、お試し移住の施策と同様に、空いている公共施設や空き家を活用して、お試しサテライトオフィスの整備をして誘致を図ってはいかがでしょうか。また、その際には周辺の宿泊、自然体験や観光資源などと有機的に連携し、地域全体の活性化につなげていけたらと考えますが、御所見をまちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

1点目については、人口減少の影響で廃校など空き公共施設が増加する中で、サテライトオフィスとしての活用も1つの方法かと考えます。施設整備に要する費用についても重要なポイントですが、施設の運営形態や運営経費など未知な部分も多くありますので、先進地等の事例等を参考に検討してまいります。

2点目については、山口市の北部地域は、都会の喧騒から逃れゆったりと仕事をしたい方には魅力的な自然環境と言えます。こうした地域でお試しの貸事務所を導入することは、地域活性化の方策として検討する価値があるものと考えます。このとき、訪れる方の宿泊できる場所も必要です。

また、地域の魅力向上とその認知度が重要となることから、地域全体を視野に観光事業などと連携し、事業化に向けて努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま地域でのお試し貸事務所の導入について、前向きな御答

弁を頂きました。

再々質問を市長にお願いいたします。

郡上市では、例えば紡績工場を改修してサテライトオフィスを整備しました。聞くところによると、1年目はお試しということで数社程度の企業に使っていただいて、これならいけるだろうということで、2年目からは本格的にサテライトオフィスとして整備したということ聞いております。

テレビ会議システムを導入して都心の東京の本社と接続して会議をしたり、また、市内の小中学校全てにテレビ会議システムを導入して遠隔で授業を行っているということも聞いております。これからの時代はそういったICTの活用によって様々な活用方法が考えられると思われまます。

そこで、御答弁にありましたように、まずはお試し貸事務所のような形で企業のニーズをまず把握していただいて、それから将来的にサテライトオフィスの本格的な実施に向けて取り組んでいただきたいと考えておりますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

サテライトオフィスということでございますけれども、山口市はケーブルテレビで、光ケーブルが一昨年までに市内全て張っていただきましたので、都会と同じような環境にあるということでございます。

そうした中で、先進的な事例として郡上でのお話をされましたが、まだ私どもも具体的に企業ニーズがどの程度あるのかということ等は把握していないわけでございますが、企業ニーズがどの程度あるのかということ、どういった形で、山口市にこういう環境がありますということ、一般の全国の企業、都会の企業の方に発信することができるかということが、そういったことを行うことによって、企業はどういった形での需要を求めてみえるのかということが分かると思えます。

ちょうど三、四か月ほど前ですが、総務省にちょっとお願いをしまして、全国的な先進事例がないかというお願いをして資料を頂いておりますが、その内容を見ますと、東京に本社のある大きな企業が地方へ行って、サテライトオフィスのような形で進められているところと、また個人の方が田舎暮らしの一環で、仕事をしながら、田舎で仕事をしながら、なりわいとして進めてみえるというような事例を紹介していただきました。

そういったことをこれから担当課がいかに進めていくか、環境が整っているわけですし、北部には、先ほど課長も申し上げましたように、いわ桜の保育園のああいった施設もございますので、可能な限りそういったことを外へ発信しながら、また一方では、そ

こうした先進的な事例を学びながら、企業ニーズと情報発信を両方から進めていくことが、こうした1つの新しい市内での企業誘致と申しますか、定住につながるような、そんなサテライトオフィスにしていきたいなという思いはございますので、また担当課のほうで十分検討しまして進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位8番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ただいま議長から許可を頂きましたので、質問したいと思っております。

今年、2期目の最後の一般質問です。日本共産党の福井一徳です。

まず、質問の1番目、保育の無償化政策による山県市の影響と保育の民営化についてお尋ねをします。

消費税増税を発端とした幼児教育・保育の無償化が昨年10月からスタートしました。安倍政権による無償化は子育ての切実な願いを逆手に取り、消費税増税の口実として行われたものです。そのために待機児童解消などの保護者の願いに応えるものにはなっておらず、保育制度にもゆがみをもたらしています。

昨年の無償化の経費は、財源不足に陥り、半年分の予算約3,800億円計上したにもかかわらず493億円を補正追加しました。無償化にかかる費用は昨年度全額が国の負担でしたが、今年からは私立保育所等は2分の1の補助が出ますが、公立保育所は市町村の10割負担のために、市町村の負担が重くなっています。

政府は地方交付税措置を行うとされていますが、行財政改革の名の下に地方交付税は圧縮され、保育の運営費、整備費の一般財源化によって、公立保育所の廃止、民営化に一層拍車を抱えています。突然に発表された岐阜市の公立保育所の民営化の拡大はその最たるものだと思います。

そこで、1点目、こうした国の無償化をめぐる情勢の中で、全国に先駆けて3歳児以上の保育の無償化を進めてきた山県市にとって、どのような財政的な影響が出てきているのか。

2点目、このような保育制度にゆがみをもたらす無償化政策の下で、山県市の保育の民営化が果たして山県市の保育の質を確保、維持することにつながるのか。

3点目、全国の無償化により、山県市の子育て日本一のアピール度が低下する中で、児童福祉審議会におけるこのこととの関連で山県市の保育の民営化の検討内容についてお尋ねします。

4点目、保育士の全国の有効求人倍率は18年度平均で2.28倍に上り、全産業平均と比

べて月額で約10万円も低い賃金と長時間・過密労働が保育士の不足の背景にあります。

公定価格の見直しの抜本対策が求められますが、公立保育所である山県市の強みを生かして、地方公務員の保育士をアピールし全国に募集することにより、正規保育士の比率を現状の4割から大幅に増やすことが必要です。このことを抜きに安心できる質の高い保育は実現しません。その点から、保育士の確保、中でも正規保育士の確保計画について、どのように山県市として考えているのか。

以上4点について、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをします。

まず1点目の無償化の財政的な影響につきましては、無償化実施に伴う経費は、今年度において全額国庫負担金ということになっております。

来年度以降は私立施設の場合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村負担は4分の1ということでございます。

また、公立施設につきましては、無償化前と同様に一般財源での運営、すなわち市町村費10分の10ということでございますが、となりますが、無償化による地方負担については、地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっておりまして、削減されるといった情報にはございませんので、交付税の増額となると考えております。

なお、国の無償化により、保護者から実費徴収とされていた副食費につきましては、負担増とならないよう、山県市の負担により今までどおり無償化を続けていきたいということにしております。

2点目の民営化が保育の質を確保することにつながるかにつきましては、保育士の皆さんは、この保育士というのは臨時保育士も含めてでございますが、日頃から子供の健全やかな成長と安全な保育の実現に公立、民間を問わず尽力をいただいているところでございます。

山県市におきましても安定的な保育運営、保護者の高まるニーズ等への対応を含め、民営化により今より保育の質が向上するものと考えられます。

3点目の民営化についての審議内容につきましては、国の無償化以降につきましても、副食費の無償化や未満児の利用者負担が他市町村より安く抑えられていると、先ほどの他の議員にもそうやって申し上げましたが、安く抑えられているということもあり、お問合せも多く、来年度の1、2歳児の入園予定者は今年度を上回っておりますが、よりよい保育運営の在り方を審議会へ諮問し、検討されてきたというところでございます。その内容につきましては、山県市の保育が将来にわたりよりよいものとなるように、そ

ういったことを前提に示して、様々な運営形態を審議させていただきました。

4点目の正規保育士の確保計画につきましては、第4次山県市定員適正化計画で特殊要因のある保育士等は補充を原則ということにしております。それに基づきまして保育士募集を現在まで行ってまいりましたが、他市町村同様に必要人数の確保がなかなか難しい状況でございまして、不足する人材は臨時保育士の採用で確保してまいりました。

正職員、臨時保育士、今後は会計年度任用職員になるかと思われませんが、正職員も臨時保育士の募集も全国からの採用は可能でございまして、保育士の就労ニーズ等もあって、どの自治体も希望する人数が得られず課題となっているところでございます。

自然あふれるこの山県市での保育士にぜひとも御応募いただけるよう、募集と同時に保育園をはじめとした子育て支援策をより一層充実し、それを山県市内外に情報発信をして、人材募集の一助にしていきたいという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、4点について報告をいただきました。

それで、財政的には従来と同じような形になって、需要額に算定をされる。副食費の、先ほど他の議員の質問にありましたけれども、市が負担しているということも含めて保育料が安くなっている。こういう点はぜひ知らせたいというふうに思います。

保育士の確保の問題、これはなかなか大変だという話があったんですが、少し改めて、私はこの問題をずっと取り上げてきたんですけれども、流れとして、今どういうふうになっているのかということで見ました。

2016年の6月にニッポン一億総活躍プランというのを国が策定して、その翌年、17年の12月に新しい経済政策パッケージというのを策定しているんですね。そこで無償化と待機児童の解消ということが課題になっています。

3歳になったら保育料無料にするということで、お母さん方が子供を預けて働きに出る女性活躍社会、それから、もう一つあるのが、38万の配偶者控除、これ、今まで103万の壁というふうに言われていたんですけど、これが2018年1月から103万から150万に引き上げられて、それでも配偶者控除は受けられるということで、税制面からもそういう制度をつくるというふうになってきています。その制度を支える仕組みが消費税の財源を充てるということになって、今回の10%増税と併せて提案がされてきている。

子育て支援というふうに見たとき、無償化で保育料をただにするという問題はあるんですけれども、子育て支援という観点で見ると、学童保育だとか待機児童対策、山県市はありませんけれども。だから、保育士の処遇改善という、いろんな分野でお金の使い

方というのはあると思うんですけども、ただ、これをずっと見ていると、こういう処遇改革も含めて、消費税の増税でもって賄っていくというのはやっぱり間違っているんじゃないかというふうに思います。

子ども・子育て支援制度の新しい制度の中で、条例改正で前回提案もされていますけど、やっぱり新制度になってからすごく大きく変わっているんですね。児童福祉法の第24条の1項には、保育所が子供を見ている、市町村が保育の実施責任を持っていくというふうになっていたんですけど、それはそのまま残しているから、今、保育所があるんですね。同時に第2項というのを設けて、保育の実施責任から実施する事業者を確保して、制度全体に重点を置いていくというのがつけ加えられて、実際はそういう形ですべて都市のところでも進んでいる。

私は、山口市の中の保育の民営化といったときに、新しいニーズがあるからという、必ずどこでもそうですね。民営化していくと保育の新しいニーズに応じてという言葉が出てくるんですけども、先ほども非正規と正規と同じ資格を持っている保育士がやっている仕事の中身は変わらないんだとおっしゃっていました。私もそういう資格を持ってきちっと勉強してきた人が専門性を発揮してという意味ではそうだなと。ただ、同じような仕事をしているにもかかわらず、いわゆる処遇が違い過ぎる。

山口市の場合は現在4割なんですよ、正規の保育士が。実態をいろいろ聞いたりしてみると、大きい保育園、高富保育園とか富岡保育園というのは非正規の人が多いんですね。そうすると、やっぱり正規の人の休みを保障したりとか云々となると、やっぱり正規の保育士のところがなかなかきつい仕事になっていって。これは以前の議会でも、私はそのことをお尋ねしました。本当に正規の比率を変えていくということが、保育に質をきちっと確保していく上で非常に大事だと。

今回、国がやっていることの中でいうと、例えば待機児童なんかもそうですけど、規制緩和という名の下に進んでいるんです。

そうすると、本当に子供の成長ということを考えたときに、保育の質の確保といったときに、やっぱり正規の保育士をきちっと確保するというのが大道だと思うんですね。前回もありました、国が保育所とか保育指針とかというのをいっぱいこんなを出して、私はこの中をいろいろ読んでみましたがけれども、従来のところから、保育というのは保育だけではなくて、要するに教育も含めて総合的に担っていくんだということで、これ、書いてあるんですね、審議会の中で提案されて。残念ながら、それが実際の運用になっていくと必ずしもそういうふうになっていない。

だから、保育の質を確保するというときに児童福祉審議会でのどのような議論をされた

か、この点について。やっぱり正規が4割というのは異常だと思うんです。この前も要するに山県市の借金を返すんだということで、職員のところはかなり集約して減らしてきたということの中で、保育所が減ってきた、これ、事実だと思うんです。

ここのところはやっぱり戻さずして、民営化したら保育の質は確保できるというようなのは私はやっぱり幻想だと。そういう方にしていくと、保育士の資格がなくても半分保育士がいればいいとかという形になっていく。これは非常に危険な道で、今すぐ山県市がそれをやろうとしているかどうかということとは分かりませんが、この流れということを進んでいくと非常にまずいことになると思うんです。

その点、どのようなその中身について議論されているか、改めて子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

児童福祉審議会の中で保育の質を確保するというところで、実際に私立の幼稚園の状況とかいうようなことも、いろいろとお話の中で、委員さんの中にはそういうことを経営される方もおみえになりましたのでお尋ねをしました。

そこで、例えばどういうことがメリットとしてあるかという話も聞きましたし、当然ながら、質を確保するためには、すぐに対応が速いとかという話も、例えば職員を採用する場合でも、あるいは保育園のどこかを直す場合でもすぐに直せますというようなお話は当然出てきます。それが質の向上につながるということもございますが、やはり私立保育園というのはいろんな意味で対応が全て速くて、身動きが速いというようなことをおっしゃられました。いいことやなと思って、これは行政にはないことかなと、ありました。

そのほかにも、逆にデメリットというようなこともお話の中で聞かせていただきました。やはり保育士が辞めてしまうとか、そういったこともあるし、あるいは民営化に移行したすぐには親さんもいろいろと不安がられるというようなこと、あるいは子供たちも戸惑いがあるというようなこともいろいろとお伺いをしました。

そういったデメリットにつきましては、十分な皆さんに説明をしてやっていけば、それは解決、解消できることだというふうに、その審議会の中で皆さんでお諮りをしたときに、そういうお話になりました。

当然ながら、質を確保するということは、いろんな意味での私立、公立にない質というものが十分あるということその場で私は認識した次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実際に幼稚園の運営をされている方にも話を聞かれたということで、非常に身動きが速いと。

私は行政としても、そういう点は幾つか改善する必要があるし、保育園がいろいろと、そういった修理を必要だということについては素早く対応する、それは現行の中でも必要なことだというふうに思うんですが、実際に、なぜ私がそれを聞いているかということ、保育園の園長さんにも聞いてきたんですけどね、前聞いているんですけど、4割しかいないという中で、私が不思議だなと思うのは、山県市の保育士は地方公務員ですよ。ところが、実際に7時間以上ずっと働いている人たちが正規になりたくない。どう考えても、そこはどういう問題なのかと。

私、本当に4割しかいないので、小さな保育園が幾つかありますよね、そういうところに職員を最低限配置をしていると、大きいところなんかはパートさんがいっぱいいるわけです。そこでシフトを組んで、その管理もし、そしてその人たちの休みを保障しということで、以前、イクボス宣言のことを他の議員が取り上げられて、市長も含めてイクボス宣言されて、それでとにかく職員の残業を減らそうということの中で、1年たってから議会でこの報告もありました。そのときに、残念ながら時間が増えていたんですよ、保育園の保育士は。やっぱり大変だと思うんです。

今回のこういう議論の中で、私は本当に今の現場の保育士さんたちの実際の生の声とか、そういうのはどのような形で反映されているのか。先ほど課長の答弁にあったように、正規であろうが非正規であろうが、やっぱり保育士の方は命を預かっているんですよ。物をやっているわけではない。そういう人たち一人一人が子供に寄り添って、実際には同じような働きをされていると思うんですけども、ところが、山県市の現状でいうと、岐阜県下の中で、4割しか正規がないというのは山県市だけです。ちょっと異常な形なんです。

だから、そういう本当に現場の声、実際の声、保育士の皆さんの声というのをどういうふうに取り入れてこういう議論されているのか。そのところについて再々質問をしたいと思います。課長をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

保育士の声を聞くということは、これは大変重要なことだと思っております。実際に、保育士の方にはいろんな意向調査等も実施、今年度はしております。

事務の改善提案というのは、これは総務課のほうでやっておりましたが、本年度も事

務改善提案というもののの中に保育士から多数の意見が出てまいりました。それは私も全部目を通させていただきまして、業務が大変だなと、本当に日夜頑張っておられるなということをつくづく感じました。先ほども他の議員のところでも答弁をさせていただきましたが、そういった声を反映した上で、ぜひともこの業務を少しでも和らげたいという思いがございます。

先ほども申し上げたようにICT化という、こういったものを活用して、保育業務が少しでも負担経費につながるものになるようにということで、次年度以降、この4月以降ですけれども、進んでまいりたいというふうに考えております。それに伴って、保育士の処遇も改善していくのではないかと、処遇改善の一助にしたいというようなことを考えております。

以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時42分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、2番目の最後の質問になります。

山県インター以北の国道256号バイパスの都市計画4車線整備事業について、市長にお尋ねをいたします。

昨年12月の第4回市議会一般質問で、市長は暫定2車線の方法について、県と検討の確認をしたいというふうに答弁をされました。

市長が最初に県から提示された暫定2車線は、4車線分の土地の東側に2車線で、しかも東側片側だけに歩道があるという提案であり、他の方法があるということは知らなかったもので、検討に値するというようなニュアンスで答弁されました。

そこで1点目、昨年の第4回市議会以降に県土木との協議をされたと思うんですが、日時、相手方と山県市側のメンバー、そして協議の内容を詳しくお尋ねをしたいというのが1点目です。

前回の市議会以降に新たにまた手にした資料を基にして、改めて時系列で公開された議事録を読み解いていくと、山県市は平成30年9月以降にも都市計画変更に基づく2車線化についての県との協議をしているんですけれども、県土木は8月30日に土木整備部

長に完成2車線方針案を報告し、決定しているというようことが分かりました。市長は平成31年1月8日付で4車線から2車線への変更を求める要望書を提出されています。この流れを見ると、実は県土木が完成2車線を推進しているように見えます。

最初は、取っかかりというのは、平成26年度に市長が県土木に対して2車線の相談をされたというのが始まりだと、これは県も言っていますし、流れを見るとそうです。平成30年度は、暫定2車線でも両側歩道をつけて、立体交差ではなく平面交差を実現して、信号設置で東西の往来が可能になるなど、住民の要望に応えることができる補助事業に潤沢な予算というのが、反問がありましたのでお知らせをしましたが、そういうことで、東海環状自動車道の西回り完成と同時に開通するという、早期のバイパス整備実現のチャンスが到来しました。

これ、もともとの計画はやっぱり市長が言われたように10年先だったんですよね、インターができてから。それが西回りに合わせてできるということで、まさにチャンスが到来したと。しかし、今度は県土木事務所が暫定2車線じゃなくて、完成2車線で進めるという意図があったのではないかなという点で、県との協議の経過を踏まえて、そのことについて市長がどのようにお考えになっているか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の協議につきましては、前回の第4回の市議会以降は行っておりません。

次に、2点目でございますが、私は議員御発言の岐阜土木事務所の意図については承知しておりませんが、国道256号バイパスの将来交通量推計も1万1,500台と、完成2車線で十分な交通量であること、また道路の基準を定める道路構造令に即した完成2車線の計画が岐阜土木事務所より提示され、私ども従来からそうした考えでございましたが、総合的に検討した結果、道路事業との整合を図りながら、市といたしましては都市計画道路岐阜駅高富線の山県インターチェンジ以北隠山橋から伊佐美の交差点の区間でございますが、これを4車線から2車線に都市計画の変更を行うという予定で今、進めているところでございます。

また、都市計画変更の原案につきましては、広報、ホームページで広く周知をいたしまして、都市計画変更説明会を行い、岐阜県へ変更原案として提出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 前回の議会で、市長は協議をするというふうに言われたんです

けど、協議するというふうに議会で答弁して協議をしてないというのは、ちょっと不誠実じゃないですかね。適当に答えているとしか思えないんですけど。ちょっと信じられない答弁です、今。

実際に、いわゆる暫定2車で、この流れを見ていると、土木事務所は平成29年、30年もそうですね、暫定2車線ということで具体的に検討してきたわけですよ。

それで、県の土木事務所長が、これの経過は、26年に都市計画4車線を2車線化する相談を市長がされて、完成2車で予備修正の設計をしているんですね。ところが、翌年の27年にこの事業が東海環状とリンクをしているということで、これは国交省の中部整備局と調整が必要だということになって、調整をやり出すんですよ。調整をやり出したときは完成4車線を目指し、暫定2車線で予備設計に28年度入っているんですよ。一方で、29年に都市計画の変更という話が出てきて、その調整会議をやっている。

そのときに、平成29年、30年の3月までの県の土木事務所長、名前は言いませんけど、事務所長は暫定2車線で進めるというふうに言われているんですね。それを、今度新しい土木事務所長にお代わりになってからこれがちょっと変わっていくんですけども、ちょうどその交代の時期に、平成30年の4月1日に遡って補助事業と認定されて、西回りで、10年ではなくて、西回りと一緒に開通するよということが事業認定される。そのときに、今までは暫定2車だったから、これは要するに東海環状が4車になるときに、例えば暫定2車でやっておけば4車の可能性があるんですけども、この上に事務所長が代わった後、完成2車線になっていくわけですよ。

完成2車線について、市長がずっと主張されているんですけど、協議の中で柴田理事が前回も、今ちょっとここにありませんけど、前回のときもいつの協議という議事録のあれを報告しましたけれども、29年度までは暫定2車線だったんじゃないのという議論をされているのと、それから併せて、都市部の4種1級じゃなくて、ここら辺は地方じゃないのと、3種2級でいいんじゃないかというふうに主張をされているんです。ここはすごくポイントで、先ほど市長がおっしゃったように1万1,500台、パーソントリップだと1万1,800台なんですけれども、1万1,500台だから1万2,000台を下回っているので交通量は十分だというふうにおっしゃったんですけども、3種2級だったら9,000台を超えると4車線で整備しないといけないんですよ、道路構造令では。

私、これを県に昨年話しに行ったときに、4種1級で全部計画するというので、あそこのインターから以北は地方じゃないかと。うちの柴田理事もそういうふうに発言されている、ここに議事録があると。それはひょっとしたら2車線にするために、あなたたち4種1級にしているんじゃないかと聞いたら、いや、それはありません、全体の工事

が4種1級でずっともともとから来ているので、それを踏襲して4種1級にしています、そこは1万2,000台だから2車線でいいんだという、そんな根拠にしません、都市計画が重要なんですというふうに言われているんですよ。

ところが、これ、だんだん本当にチャンスだったところが、1万1,800台が出て、市長の言われるように2車線でいいんだという交通量になっていくんです。ところが、私はうちの課長にも聞きましたけれども、この4種1級で交通量をはかったときに1万2,000台と言うけれども、そこの中に信号が幾つかあったら渋滞をするので、信号が1キロ以内に二、三個あったら1万2,000台掛ける係数は0.8になるんだよと、2割削減になるんだよと、それが9,800台なんです。

そうすると、1万1,500台の台数だとか、その後にパーソントリップで出した1万1,800台の交通量だと4車で整備になるんです。だけど、そのことは、県に聞くと、別にその1万2,000台を根拠にしませんと言いながら、実際にやっているところになるとそういうふうになったりする。

私は、そこはどうも話が違うんです。4車線、もともと地域に行ってもそうです。僕はいろいろな人に聞きに行ってみました。だけど、大桑の地域なんかでも、あれは4車線だったんじゃないのという人が多いです。市長は全部皆さん2車線と言われるけれども、4車線じゃないの、何で2車線になったのという声が本当にあります。自治会長とかいろいろな人たちを集めて説明しているのかもしれないけど、説明会の中でも、例えばあその渋滞を解消するためには4車線より2車線のほうが有効なんだという矛盾した答弁もされているんですけどね。

私はやっぱりこれから山州市の活性化ということを考えたときに、インターを軸にして、山州市の活性化とずっと市長提案されているし、この事業計画の中にも、新しい計画の中にもいっぱい出てきますよね、いろんなことが書いてあります。

こういうことを推し進めていく上で1万2,000台に疑義がある、やっぱりこういう方法もあるんじゃないかと。前回の議会で、いや、暫定2車でも両側に歩道をつける、そういう方法もあるというような話をほかの議員がされて、私は市長にそのことを聞いたら、県に聞いてみるというふうに言われました。私は本当に最後までその可能性を見つけないといけないけれども、ここで1つ質問したいのは、何で協議していないのか。ちょっと信じられないです。ここの議会で議員が質問をして、それに答弁をされて、次の議会がまたありますね。それまで協議していませんでしたというのは、これはちょっと信じられない、不誠実です。

それから、もう一つは、やり取りの中でこういうのもあるんです。ここの議場の場に

は4車線に変更された当時の町長もみえますけれども、市が、県の中でこういうやり取りをしているんですね。

市長は県道256号以北について、2車線へ都計変更して実施していく意向であると。県が、現在の都市計画道路では全長にわたり4車線としている。今後、市の都市計画変更に合わせて2車線に変更する場合、過去の変更経緯及び地元の意見を整理する必要があるというふうに答えている中で、聞いている中で、市は都市計画決定は昭和57年に当該区間は2車線で計画されていたと、東海環状自動車道が反映された平成8年の都市計画変更において、4車線に変更されている、20年近く経過しており、4車線に変更した経緯は不明であると言っているんですよ。その後、明らかになったかどうか。

道路は長い期間を通じてやっていくわけですね、つくるわけですね。山縣市が合併する前の話です。合併する前にいろいろ協議をして都計で4車線にした。ところが、もう20年たっているから、どういういきさつか分からない。こういうことが実際にはあり得ないんじゃないかなと。

だから、1点目は、なぜ協議をされなかったのかということと、それから2点目には、20年近く経過で、前の経緯が分からないというふうに答弁されていますけど、その後、市の中ではどのように調査をされ、当時どういう経緯で4車線というふうに決まったのか。そのことについて、具体的な中身をお尋ねします。

〔「すみません、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

協議をしなかった理由でございますけれども、今、県も当然2車線で進めていただくということで、完成2で進めていただくということでやっていただいておりますし、そして当初から、今の山縣市の、前回にもお話し申し上げましたが、山口市の人口の形態を見ますと、非常に交通量も大きく減っていくのではないかとことを思います。

特に過去20年間で山口市の減った人口の58%が、今、高富ですと1万6,000強、美山が6,000強、伊自良が3,000強で、その中で過去20年間で58%が美山地区で減っていたとい

うこともございますし、そして高富のみで考えますと、高富、富岡、梅原はこの20年間に大体1割も減っていません、人口が。でも、桜尾とか大桑は1割以上、倍ぐらい減っております。

そういったことを、今の道路交通量では27年の調査ですから、27年から15年先、2015年までの調査でございますので、特にこれから大きく、今の想定でいきますと1万人が減るということございまして、それが即同じように5割以上が美山町で、旧の美山で減るということは考えられませんが、でも、そういったことの現実があるということを実態と、そして社会増を見ましても、特に家を買って市内へ転入していただく方は十五、六年の間の統計でございますが、旧の高富町で23.強の世帯、そして伊自良で3.強の世帯、そして美山では1.何倍でございます。

そうした中でも空き家対策による転入者が非常に多いわけでございますが、そういった状況を鑑みますと、当初私も思っていたような、特に地元の皆さんの交通のアクセスとして、信号ではなく道路の面したところでの、右へも左へも行けるという、中央分離体のない道路が地元の皆さんにとりましても、非常に利便性の高い道路として活用していただくのではないかと、当初からそういう思いでございましたが、そういったことに鑑みまして、改めて協議を行わなかったわけでございます。

それと都市計画でございますので、20年ほど前もそうでございますし、今回もそうでございますが、あくまでもこれは市と県と国が協議を行いまして、今の現状を把握して、どの道路の状況がいいのか、一番ベストな状況を決定していただくわけでございます。

今の市の原案は、まだこれも都市計画審議会を開いておりませんので、審議会におきまして最終的な決定をしていただく。それによりまして、県は国と調整をしながら、今回の道路は最終的には県に決定権がございますので、私ども山縣市に決定権があるわけではございませんし、ましてや市長の意向で2になったり4になったりということは、そんなことは全く考えられないことでございますので、ルールに従って都市計画の変更をしていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 私の、全く質問の答弁になっていないと思います。

市長は、先ほど言われた理由は前回もおっしゃったんですよね。その上でこういう工法があるということについては知らなかったの、協議してみると。今の説明は全然説明になっていません。

何でこれを問題にしているかという、例えばバルブ産業を強化しようというふう

言っているじゃないですか。あれは京都とか滋賀から原材料が全部来るんですよ。一宮を通らずに、最寄りのインターからずっと回って30分短縮されるんですよ。

それで、一方で、山口市が自然を売り込もうということで、この新しい分厚い計画なども出ています。バーベキューだとか、いろいろなことをやっている。こういうのを含めて都会から人を呼ぼうと、交流人口を増やそう、これ、方針が出ているんです。ますますできたインターをいかに利用しながら山口市に来てもらうかということをやらなければいけません。

そういうときに、先ほど私が言いましたように、例えば1万2,000台というのは信号が通れば、そこで掛ける8だから当然4車線になるわけです。県が、要するに1万2,000台の、1万1,800と1万1,500の数字だから1万2,000は下回っているから2車でいいんだと。いったときに、市としては、まちづくりを考えたら、いや、違うでしょう、信号を中に入れるんだから、0.8の道路交通量でいって9,800台だから4車線をつくってくれというのはそうじゃないですか。

確かに最初は10年もかかるんだったら早くしてくれという気持ちはよく分かります。でも、私が思うに、せっかくインターの西回り等含めて、ちゃんと道路整備しましょう、アクセス道路については。そこに認定されたんだから、そこはやっぱり山口市の新しい計画を含めてやれる。

先ほど市長が言われたのは、市と県と国が協議をして決める、道路の決定権は、県にあって市にはない。当然です、市長にもない。当然だと思いますよ、ルールからいくと。でも、大事なものは都市計画の変更というときに、都市計画というのはまちづくりですよ。まちづくりは、県が言っているように、県がつくるんじゃない、市です。山口市が主体性を持ってつくる。そうすると、我々がこれからどういうまちづくりをしていくか、そのときにいろんな要素がある、そういう中で交通量の問題が出たら、これは掛ける0.8じゃないかと主張してきちんとやらせる。いろんな工法があるんだったらそれを採用してやればいいじゃないかというふうに言える立場です。

最終的に決定権は県にあるというのは、それは当然そうです。当然そうですけれども、やっぱりそこは違うんじゃないか。その点で、私は再度、私が納得できるように、なぜそういう協議をしないのかということについてお聞きしたいのと、それからもう一つ、こういう例があるんですよ。

岐阜インターは、県土木の整備部と協議をしているんですけども、岐阜土木道路建設課と都市政策課が。この中で都市政策課が、この岐阜インターのところは東海環状4車線整備の見込みがあるかというふうに言っているところで、岐阜土木は、東海環状4

車線整備のめどは立っていないけど、めど次第で、そのときに当然東海環状4車線ということが決まったら、それに合わせてその前にきちんと4車線で暫定2車から4車で事業を完了する必要があるというふうに言っているんですよ。

だから、市長は20年とか30年、暫定2車でそのまま放置して、絶対かからへん、人口が減っていくとかっておっしゃったけれども、東海環状そのものについては4車線化というのを進めようとやっているんじゃないですか。県知事も含めて国にお願いしているんじゃないですか。

実際に新聞記事にも載っていましたが、少しずつそれが整備していく、豊田も含めてですよ、環状だから。そういったときに、完成2車で造っていたら、そこが4車になっても、うちのアクセス道路は4車にできないですよ、完成2車で造ったら。暫定2車で造っておけば4車にする可能性は残るんです。だからやっぱりそこを私はずっと問題にしているんです。

それは市長がきちっと県にそういうことも含めて、まちづくりの立場から主張すべきだというふうに思うんですが、再々質問ですけど、その点についての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 時間です。

○8番（福井一徳君） 答弁は時間に含まれませんよ。

○議長（吉田茂広君） いいえ、答弁も含めての45分です。

○8番（福井一徳君） それは……。市長も言いたいですよ。

〔発言する者あり〕

○8番（福井一徳君） さっきのあれは修正しましたよね。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

〔「議長、すみません。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後3時08分休憩

午後3時10分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通君から発言の申出がございます。これを許可します。どうぞ。

○9番（山崎 通君） 断腸の思いですけど、先ほど一般質問で各種団体の長のところで個人の名前を言いましたが、個人の名前のところだけ削除していただいて。ルールみたいですので、それで。くれぐれも全部消さないようお願いしたいと思います。

それと、アドリブですけど、市長が前向きに山口市まつり実行委員会等々のことを考えてくれるとおっしゃいましたので、大いに期待をしておりますので、よろしく願いして、訂正させていただきます。よろしく願いします。

○議長（吉田茂広君） 今の申出を受け入れて訂正をいたします。

○9番（山崎 通君） ここで訂正したらどうや、その部分だけ。

○8番（福井一徳君） 名前だけね。

○議長（吉田茂広君） ちょっとお待ちください。その部分だけではないような気もしますので、先ほど申し上げたように議運で協議します。

○8番（福井一徳君） 了解です。

○議長（吉田茂広君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、17日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。したがって、17日は休会することに決定されました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時12分散会

令和2年3月19日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月19日（木曜日）

○議事日程 第4号 令和2年3月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山県市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算

- 議第28号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第3 討 論

- 議第2号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について

- 議第13号 山口市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山口市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山口市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山口市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について

- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書
- 日程第4 採 決
- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 議第19号 山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山口市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山口市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書
- 日程第5 バスターミナル整備特別委員会の報告について
- 日程第6 議会制度評価検証特別委員会の報告について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第2号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

	提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第3号	山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第4号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第5号	山口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議第6号	山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第7号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第8号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第10号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第11号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第12号	山口市環境保全条例の一部を改正する条例について
議第13号	山口市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議第14号	山口市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議第15号	山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第16号	山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号	山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山口市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第19号	山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第21号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第22号	令和元年度山口市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
議第23号	令和2年度山口市一般会計予算
議第24号	令和2年度山口市国民健康保険特別会計予算

- 議第25号 令和2年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第2号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

	する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議第14号	山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議第15号	山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第19号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第21号	令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第22号	令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
議第23号	令和2年度山県市一般会計予算
議第24号	令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第25号	令和2年度山県市介護保険特別会計予算
議第26号	令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第27号	令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第28号	令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第29号	令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第30号	令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
議第31号	令和2年度山県市水道事業会計予算
議第32号	指定管理者の指定について
議第33号	第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
議第34号	山県市公共施設等総合管理計画の変更について

- 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第3 討 論

- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第29号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第30号 令和2年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第31号 令和2年度山県市水道事業会計予算
- 議第32号 指定管理者の指定について
- 議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議第34号 山県市公共施設等総合管理計画の変更について
- 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の廃止について
- 議第38号 市道路線の変更について
- 請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
- 請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書

日程第4 採 決

- 議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第14号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第15号 山県市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和2年度山県市一般会計予算
- 議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算

- 議第26号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第27号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第28号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算
議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算
議第32号 指定管理者の指定について
議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について
議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第36号 市道路線の認定について
議第37号 市道路線の廃止について
議第38号 市道路線の変更について
請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書
請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書
日程第5 バスターミナル整備特別委員会の報告について
日程第6 議会制度評価検証特別委員会の報告について
-

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総務課長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地方創生監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企画財政課長	奥 田 英 彦 君
税務課長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福祉課長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
子育て支援 課 長	浅 野 晃 秀 君	農 林 畜 産 課 長	三 嶋 克 之 君
水道課長	高 瀬 正 人 君	建設課長	大 西 一 也 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	安 川 英 明 君
理 事 兼 学校教育課長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局長	久保田 裕 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	長谷部 尊 徳 君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第4号から議第8号、議第13号から議第16号、議第18号、議第20号、議第22号、議第23号、議第30号及び議第33号から議第38号の所管に属する条例案件10件、補正予算案件2件、予算案件2件、その他6件の20議案並びに請願第1号並びに請願第2号を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）（総務産業建設関係）については、河川改良費の減額理由として説明された工法変更の内容について。公園費のハリヨ公園整備の事業内容について。議第23号 令和2年度山口市一般会計予算（総務産業建設関係）については、歳入の土木費県補助金が大幅に増額した理由について。歳入の県支出金の里山林整備事業として580万5,000円が計上されているが、歳出の林業振興費の里山林整備等業務委託料のほかに充当されている事業について。財産管理費のドライブレコーダー取付けに関して、今回取り付ける車両について。自治振興費の自治会集会施設建設事業補助金に関して、新築及び改修の想定数並びに今後の取壊しに対する補助について。企画費のふるさと大使関係事業の予定期間について。企画費の文化芸術奨励事業補助金バンドでどんに関して、山口市になって4回開催し、5回目を開催しなかった理由及び名称の変更並びに伝統芸能との関係、幼稚園、小学校、中学校との関連の有無等について。企画費のふるさと暮らし奨励金の変更内容について。企画費の移住支援業務委託料の田舎暮らし体験促進業務及び空き家の活用による移住促進業務の内容並びに都市圏における当市のPRの内容、今年度の空き家バンク登録の増減、登録促進の方法について。農業委員会費の農業委員会運営費に関して、農業委員会の活躍状況、遠方に居住していることによる耕作放棄地への対応等について。農業振興

費の農業次世代人材投資事業補助金を活用された方の就農状況について。農業振興費の中山間地域等直接支払事業に関して、個人と集落協定の割合について。農地費の県単農道整備事業が大幅に増額した理由について。林業振興費の里山林整備等業務委託料の業務内容について。林業振興費の普及啓発業務委託料のウッドワークに関して、新規事業とされているのは、財源が県の森林環境税から国の森林環境譲与税に変更になったことによるものなのかについて。林業振興費の被害森林処理業務委託料に関して、継続事業なのか、対象となる場所の選定、申請の方法、所有者の承諾が必要かどうかについて。観光振興費のぎふロケツーリズム協議会負担金の内容について。土木総務費の工事検査管理監報酬について、市の職員を養成するべきではないか、また国の機関での研修受講について。土木総務費の地籍調査事業に関して、来年度の実施地区及び今後の事業実施見込みについて。道路橋梁維持費の除雪委託料に関して、50万円を増額した理由について。河川維持費の河川除草委託料に関して、面積が減少している理由について。河川改良費が大幅に増額した理由及び対象河川について。住宅管理費が大幅に増額した理由について。議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、SDGsについての項目があり、その目標を達成するためには具体的な策が必要と思うが、継続した広報や啓発活動は続いているのか、認知度をどのように感じているのか、利害関係者との協力関係の強化方法についてなどの質疑がありました。

反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、付託されました議第4号から議第8号、議第13号から議第16号、議第18号、議第20号、議第22号、議第23号、議第30号及び議第33号から議第38号の議案については全会一致で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書についての審査を行いました。

質疑として、関本巣線の期成同盟会が既にあり、歩道の未設置についての内容がその中に入っていれば重複するのではないかと。関本巣線の同盟会で毎年県に対して要望し、市も県に対して毎年要望しているが、重ねて県に対して意見書を提出するよう求めるのかという意見がありました。

討論においては、同盟会には議員も出ており、市から県へ強く要望しているので、意見書を提出する必要はなく、請願は採択するべきでない旨の反対討論がありました。他方で、長年の住民の強い要望であり、早期に歩道未設置箇所の整備を進めていただけるよう、意見書を提出していただきたい旨の賛成討論がありました。

採決の結果、請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書については賛成少数となり、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書については、質疑はなく、討論においては、河川の改修の同盟会についても、治水の安全率向上のためいろいろな活動をしており、市においても県に対し改修促進について毎年強く要望しているため、県は十分に状況を承知しており、伊自良川については着々と上流へ向け事業を進められている。県は努力しておられるので、この請願については不採択にすべき旨の反対討論がありました。他方では、伊自良川改修については、伊自良川圏域河川整備計画という30年間の計画があり、本年が中間時期となるが、災害に対する危険が5年に1度起こっている。現在、岐阜市には地元住民の期成同盟会があり、今後、伊自良川改修の早期実現に向けて、梅原地域だけではなく、伊自良地域、岐阜市とも連携して進めていただきたい旨の賛成討論がありました。

採決の結果、請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書については賛成少数となり、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤裕章君。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤裕章君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第2号、議第3号及び議第7号、議第9号から議第12号及び議第17号、議第19号から議第21号、議第23号から議第29号、議第31号及び議第32号までの20議案の所管に属する条例案件9件、補正予算案件2件、予算案件8件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第2号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、本条例改正により、幼稚園就園奨励費補助金の申請者が個人番号を記載しなくても住基ネットによる手続が可能であるか。議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賦課方式を資産割を外した3方式に変更する結果、均等割が増え、子育て支援策と逆行する形になるが、軽減措置は考えているのか。議第12号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例については、改正により削除となる条例第14条から第18条の内容について。議第17号 山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山県市下水道条例の一部を改正す

る条例については、改正後の山県市下水道条例第17条第2項及び第3項の内容について（量水器を設置していない井戸水等の取扱い）。議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生文教関係）では、衛生費においては、母子保健委託料における430万円の減額理由について。クリーンセンター管理委託料が176万3,000円の増額となっている理由について。教育費においては、中学校体育館空調設備実施設計業務が繰越しとなっているが、災害時に使えるかという観点から本当に必要なのか。校内情報通信ネットワーク工事の内容について。議第23号 令和2年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、総務費においては、個人番号カード普及促進事業の内容について。民生費においては、別居状態の高齢者宅への緊急通報システムの設置について。高校生等医療費助成費について、助成を受けている人数及び平均的な助成金額について。成年後見支援センター業務委託料について、委託先の選定方法について。障がい者自立支援事業において、手話講座講師謝礼の拡充理由と、基幹相談支援センター設置の内容について。保育園管理費におけるエアコン改修工事の対象保育園について。高富児童館の市内利用者と市外利用者の割合について。高富児童館管理費で852万円の増額と指定管理期間を3年から5年とした根拠について。生活保護事業における生活保護扶助費が1,012万9,000円増額となった理由について。衛生費においては、資源回収事業補助金について、小中学校12団体以外の2団体の交付団体はどこか、またリサイクルステーションが設置されたことによる回収量や補助金の影響について。教育費においては、スイミングスクール業務委託料の内容と効果について。小学校備品購入費について、大型電子黒板の各学校への設置について。指導用デジタル教科書購入費には、適応指導教室分も含まれているかについて。各種社会教育団体補助金における青少年育成市民会議補助金の監査・指導内容について。遺跡発掘調査、航空測量・図化等業務委託料の内容について。議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算では、一般介護予防事業の介護予防教室の内容について。議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算では、簡易水道基金繰入金が前年度と比較して236万9,000円増加した理由について。議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算では、公営企業化準備における全体計画と具体的な内容及び今後のスケジュールについて。議第32号 指定管理者の指定では、指定した事業者を適当であると判断したポイントについてなどの質疑がございました。

討論においては、議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生文教関係）、議第23号 令和2年度山県市一般会計（厚生文教関係）、議第32号 指定管理者の指定についてに対する反対討論がありました。

採決の結果、議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生文教関係）、議第23号 令和2年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）、議第32号 指定管理者の指定については賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第2号、議第3号及び議第7号、議第10号から議第12号及び議第17号、議第19号、議第21号、議第24号から議第29号、議第31号については全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。議場の時計で10時40分から再開いたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第3、討論。

これより議第2号から議第38号まで並びに請願第1号及び請願第2号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、討論を行います。

初めに反対討論を行います。請願第1号 県道79号関本巣線における歩道未設置箇所
の整備に関する請願書について討論を行います。

今回と同じ内容の要望が自治会から提出をされ、その各自治会からの要望を取りまと

めた要望を、市からは県へと提出をされています。それに対する返答が届き、この議会の後、各自治会へとそのお返事を報告されることとなっていると担当課に確認いたしました。その段階で、市議会としては、同時期に同じような内容を市議会から提出するのではなく、今回の請願の内容、住民の皆様の思いを真摯に受け止めさせていただき、実現につながる別の道を模索すべきと考え、反対討論とさせていただきます。

次に、賛成討論として、議第23号 山口市一般会計予算について討論を行います。

厳しい財政状況の中、機を逸することなく各事業に取り組みなければならないのが令和2年度となります。そんな状況の中でも、来年度予算には、市民の皆様から託された思い、議会の中で各議員が取り上げた内容、事業が多く計上された予算でありました。それが、今後の山口市の発展、皆様の暮らしの元へと返ることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

続きまして、議第32号 指定管理者の指定について、討論を行います。

当初、指定管理者の指定について、私は指定管理の移行時期や準備不足であるのではないかと、移行時期について反対をさせていただいた立場です。ただ、その後、指定管理者の取組によって、利用者の皆様に寄り添った支援が行われてきました。平成30年度に行われたニーズ調査では、自由記載欄の中に高富児童館のことについての意見が書かれています。指定管理以降の御意見だと思うんですが、他の児童館に比べスタッフが多く、気軽に雑談や相談ができる、子供の遊び相手もしてくれるというようなことで、こういった施設が増えることを望まれる御意見が書かれておりました。今後も指定管理者のノウハウを活用し、利用者の方に寄り添った支援が行われることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

次に、議第34号について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年から公共施設等適正管理事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加されました。バリアフリー法に基づく公共施設のバリアフリー改修事業、ユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となっております。この件については、以前一般質問で取り上げさせていただきましたが、今回、公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針を記載されることによって事業債を活用することができます。共生社会の実現に向けての取組の一助となることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 次に、福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 一括してよろしいでしょうか。

議長から指名いただきましたので、反対討論をしたいと思います。5点です。

議第9号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

今回の条例改正は、岐阜県下の国民健康保険税率の一本化に向けて、従来の市の賦課方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を廃止し3方式に変更し、納期も9期に改めるものです。国保の構造的問題の解決には、国による1兆円の公費投入による保険税の引下げが求められます。国は国保の都道府県単位化を進め、一般財源からの法定外繰入れや基金の取崩しをやめさせようとする中、山口市では一般財源の法定外繰入れや基金の取崩しによる保険税の値上げを抑えてきました。今回の3方式への賦課方式の変更に当たっても、従来の立場で賦課方式の検討がなされていることは、提出された資料からも十分うかがえました。そして、その結果、基金からの繰入れを4,800万円行っています。この基金取崩しによって、国民健康保険税総額を基金の繰入れにより結果的には圧縮する点から、特別会計予算には賛成をしますが、その配分では資産割の負担額は6,800万円であり、2,000万円分は子供がいる若い世代に配分が増えます。この点は山口市の子育て日本一を目指す政策とも矛盾します。したがって、6,800万円全額を基金から繰入れにすべきという立場から、今回の条例改正には反対をします。

議第20号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）。

高富児童館指定管理料が、令和2年から6年までの5年間、総額1億6,888万8,000円計上されています。そもそも指定管理の在り方については見直しが必要との立場ですが、加えて、この金額をめぐり、3年間2,733万6,000円だった指定管理料が、新たに852万円増額され、5年分が確定されます。したがって、高富児童館指定管理料の債務負担行為費補正に反対する立場から、令和元年度山口市一般会計補正予算（第4号）に反対をします。

議第23号 令和2年度山口市市一般会計予算。

令和2年度の一般会計予算について、主に個人番号普及促進事業、高富児童館指定管理に関する点、昨年も予算審議で取り上げた道路改良事業について反対の立場から、一般会計予算の反対討論を行います。

令和2年度の予算案の概要では、地域医療を守るために岐北厚生病院の耐震工事への補助として、山口市負担分7,733万9,000円を含む3億935万8,000円が計上され、救急病院運営費補助もほぼ昨年並みの7,138万が計上されています。デジタル教科書や電子黒板の整備などの教育支援、バスターミナル完成に伴い、公共交通再編、新規路線への準備業務委託料や、中小企業振興条例に基づく市内企業等活性化事業補助金も5,400万が計上されています。山県インターチェンジ開通に伴う住みやすい山口市をつくる施策に通じる予算が計上されています。

しかしながら一方で、個人普及促進事業に会計年度任用職員を新たに4名配置し、マ

イナンバーカード普及を進めようとしています。この間の議会でも再三指摘しているように、マイナンバーカードは国民の反対で消えていった総背番号制を新たな横文字に置き換えた、様々な情報をひもづけしビッグデータとして大企業の事業に活用させる狙いを持った、国民のプライバシー侵害につながる問題ある制度だと思えます。市民の諸手続は従来でも支障がなく、全国的にも普及率は14.8%にとどまっています。確定申告も個人番号なしで受理されています。このような中で、山口市として普及のための促進事業を進めるべきではありません。

次に高富児童館の指定管理に関して、新たな予算を上乗せして計上されています。質疑の中では、増額されている852万円は新規に拡大する分野について、計画が十分に具体化されて積算根拠をもってというよりは、検討段階で事業のイメージのようなレベルと理解しました。したがって、この増額分については、事業の内容が具体化した段階で、協定書の追加と補正予算計上をすべきと判断し、認められません。

さらに、昨年も予算審議で取り上げた道路改良事業の予算の中身について、私は昨年の令和元年第1回市議会の予算審議でも、インターチェンジ周辺の整備ということであれば、富岡橋以东の新川に架かる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋など、今、議論になっているインター以北の国道256号バイパス整備がされるまでは、当面の間インターチェンジに美山方面から向かう場所こそ市民からの要望も多く出されているし、道路整備の対策が緊急であるとして道路整備計画と予算の見直しを求めましたが、見直しはされませんでした。そして、今回提案の来年度の道路整備事業にもこうした要望は取り上げられていません。市長は山県インター開通を、山県は駅も鉄道もない、インターができることで、山県の玄関口になる、工業、物づくり、物流の拠点として大きな効果が期待できるとの歓迎のコメントを新聞に寄せられています。インターにアクセスする周辺道路整備がコメントとはあまりにも違います。このような道路整備事業予算には同意できません。以上、述べた理由から、令和2年度山口市一般会計予算に反対をいたします。

続いて、議第32号 指定管理者の指定について。

指定管理の事業については、四国山香りの森公園や香り会館の指定管理、グリーンプラザみやま、社会体育施設の内容等について議会でも取り上げてきました。指定管理者を決定する際に、事業ノウハウの流出を名目に、提案書が議会にも提出されないとか、事業施設の利用者が近隣市民の構成が高い実態など、市が施設修繕や拡大の予算をつけて、収益性が高い事業については協定の見直しなども提起をしてきました。今回の高富児童館の事業についても、3年間の指定管理を終え、更新に際し、児童館の利用者実態や新規事業に関して、従来の委託料の31%増、852万円が増額されています。この具体的

な提案内容などは、今回の議会に大幅な予算計上がされて知ることとなりました。一度指定管理に出すと市独自の事業ではなくなり、日常的な管理は当然できなくなります。また、指定管理者に事業委託すると、行政内部にノウハウがなくなり、直接的な政策的な管理や執行ができなくなります。新規事業についてはその内容を十分検討、具体化して、協定書の追加及び補正予算計上も含めて行うべきと考え、指定管理者の指定について反対をします。

議第33号 第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。

策定の趣旨には、引き続く本格的な人口減少時代を踏まえ、次の4年間を展望し、市民一人一人が、総合計画の基本理念にあるように、水と緑が豊かで、それを大切にし、かつ活力ある山県市を実感できるよう、政策の方向性を示す計画及び戦略を策定するとあります。そもそも戦略があつて、その実現のための計画がある。これが本来の流れだと思います。

2014年、消滅可能性都市名を公表したため、名前が挙がった自治体関係者に衝撃が走ったのが増田レポートです。そして、その後、国の創生総合戦略の策定がされ、これに沿って各自治体が、各地域の戦略と計画を策定しました。2019年5月23日には、第1期の地方創生総合戦略の中間取りまとめ報告書を作成に関わった有識者会議が公表しました。鳴り物入りで開始された地方創生政策は、人口の東京一極集中を是正するという点でも、少子化対策という点でも成果を出せていないということが明らかになりました。そもそも増田レポートは、2000年代後半以降、なぜ日本の人口が地方を中心に減少局面や少子化傾向の加速を生み出したかは分析していませんでした。これまでの人口減少傾向は避け難い自然現象のような主張をし、この危機にどう対応するかという論点で議論が進められてきました。したがって、あくまでこれまでの政策を踏襲し、選択と集中を強めるとともに、Society 5.0実現に向けた技術の活用と、地方創生SDGsの推進を進めるとしています。

このような流れで、山県市の戦略と計画も、議論し策定されています。私が注目したのは、様々な膨大な点について異議を唱えるものですが、究極的にこうした計画の末に、圏域連携の推進と、137ページにある道州制に触れていることです。これは日本国憲法の地方自治の根幹を揺るがす、看過できない最重要課題です。全国市議会の旬報第2093・4号で、全国市議会議長会の野尻哲雄会長は、第32次地方制度調査会、会長は市川 晃住友林業社長ですが、の圏域構想については、市町村起点が原点だと批判的な見解を発言された詳細記事が載っていました。詳細には触れませんが、野尻会長が指摘される地

方自治の原点になった総合戦略と計画こそ求められることを指摘して、この議決には反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 請願第1号、第2号委員会決議に対して……。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君、反対討論でよろしいですか。

○6番（操 知子君） 委員会の決定に反対する……。委員会が反対になったので……。

○議長（吉田茂広君） 討論は議案に対する討論でございますので、委員会の決定に対する討論というのはありません。

○6番（操 知子君） 失礼しました。

○議長（吉田茂広君） 最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 請願第1号、第2号賛成の立場からの討論を行います。

まずは、第1号に関して。

県道79号関本巢線に関する同盟会は、合併以前からの設置があることは存じた上で、依然歩道未設置における住民生活の安全が脅かされているのも現状であります。そこで、このたびは、請願者である梅原地区住民の総意として、梅原地区自治会連合会長の強い思いとしての請願を紹介議員として提出したものであります。私は、この自治会連合会長の行動、思い、要望を、地域住民の安心・安全への価値のあるものとし、請願第1号に対して賛成の立場から討論といたします。

請願第2号に対しても同様であります。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた

します。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第2号 山縣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第3号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第4号 山縣市監査委員条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第5号 山縣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第6号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第7号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第9号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山口市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山口市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山口市農産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山口市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び山口市下水道条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 令和元年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 令和2年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 令和2年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 令和2年度山口市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 令和2年度山口市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 山口市公共施設等総合管理計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の整備に関する請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

請願第2号 伊自良川改修促進期成同盟会の設立を求める請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定されました。

日程第5 バスターミナル整備特別委員会の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第5、バスターミナル整備特別委員会の報告についてを議題といたします。

本件について、バスターミナル整備特別委員会委員長の報告を求めます。

バスターミナル整備特別委員会委員長 加藤義信君。

○バスターミナル整備特別委員会委員長（加藤義信君） バスターミナル整備特別委員会最終報告を行います。

本特別委員会は、平成30年第2回定例会において設置され、バスターミナル整備等に関する調査研究を目的に協議を進めてまいりました。

公共交通網は新たなまちづくりにとって重要な役割を担っています。（仮称）岐阜バス新高富営業所の移転に伴い、バスターミナルとターミナル内複合施設等は、県内唯一鉄道がない市として、より一層公共交通網の利便性を高め、市民の移動手段の確保と、高齢化が進む中であって乗り継ぎの円滑化を図るとともに、地域公共交通網がまちづくりにとって重要な拠点となるため、山県市の活性化と市民サービスの向上に向けて期待を寄せています。

本委員会は、平成30年6月21日に開催以降7回の委員会を開催し、平成31年3月20日、第1回定例会において中間報告を行いました。その後、令和元年5月13日には正副委員長が互選により交代し、6月28日にバスターミナル周辺整備の進捗状況と今後の見通しについて協議を行いました。その後、バスターミナル複合施設等の要望について、各委員から提出していただいた要望を取りまとめ、7月22日にバスターミナル複合施設等設備整備における取組についての要望を議長に提出し、7月26日、議長から市長に要望書を提出していただきました。バスターミナル複合施設等において、喫緊の課題とされる方策を提示し、新たな施設として住民サービスの向上に努めるとともに、にぎわいの創出を核としたまちづくりを進める機会でもあり、市当局において早急に検討、実施されるよう要望いたしました。令和2年2月20日、バスターミナル複合施設等整備事業の進捗状況について協議を行い、また、本委員会の今後の活動について協議をし、本委員会の任期は、本年4月末の議会議員の任期満了までとなっていることから、会議規則第103条の規定により、委員会調査報告書を提出し、令和2年度第1回定例会において最終報告とすることに決定いたしました。

なお、市当局において現在検討が進められており、私たち議員一人一人も含め、官民協働によるバスターミナル整備等複合施設が市民の皆様にとって喜んでいただけるまちづくりの拠点となるよう、市民の皆様とともに進めていかなければならないと考えています。

以上、バスターミナル整備特別委員会の最終報告といたします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤義信君。

○バスターミナル整備特別委員会委員長（加藤義信君） すみません、ちょっと訂正をさせていただきます。

今、2枚目の8行目、会議規則第103条の規定により、委員会調査報告書を提出し、令和2年度第1回というふうに申し上げましたが、令和2年第1回定例会ということで、訂正をさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） それでは、訂正いたします。

御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまバスターミナル整備特別委員会の調査終了が報告されましたので、バスターミナル整備特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、バスターミナル整備特別委員会の調査を終了することに決定されました。

日程第6 議会制度評価検証特別委員会の報告について

- 議長（吉田茂広君） 日程第6、議会制度評価検証特別委員会の報告について。

本件について、議会制度評価検証特別委員会委員長の報告を求めます。

議会制度評価検証特別委員会委員長 寺町祥江君。

- 議会制度評価検証特別委員会委員長（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、議会制度評価検証特別委員会の委員会報告を行います。

本特別委員会は、令和元年第2回定例会、令和元年6月24日における議決により設置をされました。議長を除く全議員13名が所属し、山県市議会基本条例、以下議会基本条例と言います、同条例第19条の評価検証、場合によっては第20条の見直し等も視野に入れた調査研究を目的とし、全9回の委員会を開催し、協議を行ってきました。

議会基本条例の評価検証主体につきましては、大きく分けると、自己評価、市民評価、第三者評価などが考えられますが、今回は、自己（議会議員）評価のみで実施をいたしました。

議会制度の評価や改革の必要性においては、当然のことながら、個々の議員において認識差があります。評価検証をするに当たり、まずは初段階として、全委員に議会基本条例に基づく評価・検証個別議員事前意識調査票に答えていただきました。それを集計したものを基に、条例に基づいた取組が行われてきたか、個々の評価、認識を共有し、検証を進めてまいりました。議会基本条例を構成する条文には、評価の対象とすることが適当ではないと考えられる部分もありますが、個々の認識の差異もあり、今回は前文を含めた全条文を対象といたしました。

評価検証、主な協議の内容についてです。

1、議員間の自由闊達な討議について（条例第4条第2項、第5条第1項、第7条第2項、第9条第1項関係）、議会には様々な行政課題に対して、執行監視や評価、政策決定を提言していく重要な責務があります。そのためには、議員間の自由闊達な議論を行う中で、諸課題に対する論点を整理し、テーマを絞った議論の場が必要であり、予算

決算委員会の設置や常任委員会間の連携等の検討が必要であると考えられます。

2、議会活動の認知度向上について（条例第4条第1項及び第3項、第7条第3項、第9条第2項、第10条第1項関係）です。議会の活動を市民の皆様方へお伝えする主な手段としては、現状、毎年実施している議会報告並びに意見交換会と、議会ごとに発行する議会だよりがあります。参加者が減少傾向にある報告会や議会だよりについては、効果や反応を把握するためにもアンケート調査を実施し、足を運んでいただけるような報告会の運営、SNS等を活用した新たな情報発信方法などについても検討が必要であり、議会活動の認知度向上に努めるべきであると考えます。

3、市長との関係について（条例第11条、第12条、第15条関係）です。行政からの政策や各事業の説明においては、必要な資料、説明を適切に求めていくことが重要であると考えられます。政策形成過程の早い段階での説明、常任委員会等においても、必要に応じて市長の出席を求めるなど、議長や委員長の権限を適切に行使し、効果的な会議運営、適切かつ柔軟な運用に努めていき、議決項目については今後も適宜検討が必要であると考えます。

4、議員定数・報酬等について（条例第17条、第18条）、議会は、選挙で選ばれた多人数の議員による合議機関であり、執行機関の監視機能等を発揮すると同時に、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら政策立案・提言を行っていく必要があります。そのためにはどのような議会を目指すべきか、それにはどれくらいの定数でどのくらいの報酬等が適切であるかは、一長一短です。議員各自がその役割と責務を十分に自覚した上で、公正性、倫理性、透明性を重視して積極的に活動していくことが基本であり、その活動の実態を広く市民の方に知っていただき、本市における適切な定数、適正な報酬等を今後も検討していかなければならないと考えます。

議会基本条例が平成27年4月1日に施行され4年余りがたつ中、本特別委員会の設置、評価検証は議会として初めての取組となりました。現議員の任期が本年4月30日までと迫る中、山県市議会のよりよい在り方について具体的な結論を得ることはできませんでしたが、議会活動を活性化させていく一歩として、次のステップへと結びつく議論の土台にはなったかと考えます。

今後も、議会基本条例を通して、山県市議会がこれまで以上に市民に開かれ、市民に信頼される議会を目指していくことを申し上げ、最終報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

議会制度検証特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会制度評価検証特別委員会の調査終了が報告されましたので、議会制度評価検証特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議会制度評価検証特別委員会の調査を終了することに決定されました。

○議長（吉田茂広君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和2年第1回山縣市議会定例会を閉会といたします。長時間大変御苦労さまでございました。

午前11時28分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山縣市議会議長 吉 田 茂 広

6 番 議 員 操 知 子

7 番 議 員 村 瀬 誠 三